（一覧表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

［留意点］
〇設定等区分～次により記載
「未設定」　審査基準を設定していない場合
　イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの
　ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの
　ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
「非　公」　審査基準を設定しているが、公にしていない場合
〇標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない
〇備考～申請先（経由機関）が処分担当課と異なる場合は申請先（経由機関）を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間（経由日数）	所属	担当課	備考
1	北海道立道民活動センター条例	第8条 第9条	利用の承認、 利用の不承認	設定	１日	総務部	行政局 財産課	【処分担当】北海道立道民活動センター 【指定管理者】道民活動振興センター
2	北海道立道民活動センター条例	第10条	変更の承認	設定	１日	総務部	行政局 財産課	
3	北海道立道民活動センター条例	第12条第5項、第6項、別表(第12条関係）2及び3	利用料金の還付、減免、割増し	未設定 イ	１日	総務部	行政局 財産課	
4	北海道立道民活動センター条例	第12条 第3項	利用料金の額の承認及び変更の承認	設定	５日	総務部	行政局 財産課	
5	地方自治法	第238条の4第7項	行政財産の使用許可	設定	１０日	総務部	行政局 財産課	
6	地方自治法施行令	第121条	主要公務員の解職の請求代表者証明書の交付	未設定 イ	１４日	総務部	人事局 人事課	
7	恩給法	第12条	恩給を受ける権利の確認（裁定）	設定	１．５月	総務部	人事局 職員厚生課	
8	税理士法	第50条 第1項	地方消費税に係る臨時の税務書類の作成等の許可	設定	３０日	総務部	財政局 税務課	
9	学校教育法	第4条 第1項	学校の設置廃止、設置者の変更等の認可	設定	６月	総務部	教育・法人局 学事課	各総合振興局(振興局）総務課
10	学校教育法	第4条 第1項	学校の設置廃止、設置者の変更等の認可（広域通信制の高等学校）	設定	８月	総務部	教育・法人局 学事課	
11	学校教育法	第130条 第1項	専修学校の設置廃止等の認可	設定	６月	総務部	教育・法人局 学事課	
12	学校教育法	第134条 第2項	各種学校の設置廃止等の認可	設定	６月	総務部	教育・法人局 学事課	
13	私立学校法	第31条 第1項	学校法人の寄附行為の認可	設定	６月	総務部	教育・法人局 学事課	
14	私立学校法	第45条	学校法人の寄附行為変更の認可	設定	６月	総務部	教育・法人局 学事課	
15	私立学校法	第50条 第2項	学校法人の解散の認可又は認定	未設定 ハ	６月	総務部	教育・法人局 学事課	
16	私立学校法	第52条 第2項	学校法人の合併の認可	未設定 ハ	６月	総務部	教育・法人局 学事課	
17	私立学校法	第64条 第5項	専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人に係る寄付行為の認可及び変更の認可	設定	６月	総務部	教育・法人局 学事課	
18	私立学校法	第64条 第5項	専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人の解散及び合併の認可	未設定 ハ	６月	総務部	教育・法人局 学事課	
19	私立学校法	第64条 第6項	学校法人及び準学校法人の組織変更の認可	設定	６月	総務部	教育・法人局 学事課	
20	宗教法人法	第12条 第1項	宗教法人の設立に係る規則の認証	設定	３月	総務部	教育・法人局 学事課	【申請先及び認証機関】各(総合)振興局
21	宗教法人法	第26条 第1項	宗教法人の規則の変更の認証	設定	３月	総務部	教育・法人局 学事課	
22	宗教法人法	第33条	宗教法人の合併の認証	設定	３月	総務部	教育・法人局 学事課	
23	宗教法人法	第44条 第1項	宗教法人の任意解散の認証	設定	３月	総務部	教育・法人局 学事課	
24	私立学校振興助成法	第14条 第3項	監査報告書の添付に係る許可	設定	２０日	総務部	教育・法人局 学事課	
25	整備法	第124条	公益目的支出計画の実施が完了したことの確認	未設定 イ	１月	総務部	教育・法人局 法人団体課	
26	整備法	第125条	移行法人の公益目的支出計画の変更の認可	設定	４月	総務部	教育・法人局 法人団体課	
27	整備法	第130条	移行法人の清算時の残余財産の帰属先の承認	未設定 イ	未設定	総務部	教育・法人局 法人団体課	
28	認定法	第4条	一般社団法人及び一般財団法人の公益認定	設定	４月	総務部	教育・法人局 法人団体課	

29	認定法	第11条	公益法人の事業の内容等に係る変更の認定	設定	３月	総務部	教育・法人局 法人団体課	
30	認定法	第25条	公益法人の合併による地位の承継の認可	設定	未設定	総務部	教育・法人局 法人団体課	
31	公益信託ニ関スル法律	第２条第１項	公益を目的とする信託の許可	設定	３０日	総務部	教育・法人局 法人団体課	
32	公益信託ニ関スル法律	第６条	公益信託の変更、併合又は分割の許可	設定	２０日	総務部	教育・法人局 法人団体課	
33	公益信託ニ関スル法律	第７条	公益信託の受託者の辞任許可	未設定 ハ	１０日	総務部	教育・法人局 法人団体課	
34	信託法	第66条 第4項	公益信託の保存行為等の範囲を超える行為の許可	未設定 ハ	未設定	総務部	教育・法人局 法人団体課	
35	公益信託ニ関スル法律	第8条	公益信託の保存行為等の範囲を超える行為の許可	未設定 ハ	未設定	総務部	教育・法人局 法人団体課	
36	信託法	第74条 第6項	公益信託の信託財産管理者の辞任の許可	未設定 ハ	未設定	総務部	教育・法人局 法人団体課	
37	公益信託ニ関スル法律	第8条	公益信託の信託財産管理者の辞任の許可	未設定 ハ	未設定	総務部	教育・法人局 法人団体課	
38	信託法	第128条 第2項	公益信託の信託管理人の辞任の許可	未設定 ハ	未設定	総務部	教育・法人局 法人団体課	
39	公益信託ニ関スル法律	第8条	公益信託の信託管理人の辞任の許可	未設定 ハ	未設定	総務部	教育・法人局 法人団体課	
40	北海道情報公開条例	第9条	公文書の開示の請求	未設定 イ	１４日	総務部	文書課 行政情報センター	
41	北海道個人情報保護条例	第14条	自己に関する個人情報の開示の請求	未設定 イ	１４日	総務部	文書課 行政情報センター	
42	北海道個人情報保護条例	第28条	自己に関する個人情報の訂正の請求	未設定 イ	３０日	総務部	文書課 行政情報センター	
43	北海道個人情報保護条例	第35条	自己に関する個人情報の利用停止の請求	未設定 イ	３０日	総務部	文書課 行政情報センター	
44	消防法	第11条 第1項	危険物施設の設置・変更の許可	設定	１４日	総務部	危機対策局 危機対策課	
45	消防法	第11条 第5項	危険物施設の完成検査	設定	７日	総務部	危機対策局 危機対策課	
46	消防法	第11条 第5項ただし書	仮使用の承認	設定	１４日	総務部	危機対策局 危機対策課	
47	消防法	第12条の7 第2項	危険物保安統括管理者の選任・解任	設定	７日	総務部	危機対策局 危機対策課	
48	消防法	第13条 第2項	危険物保安監督者の選任・解任	設定	７日	総務部	危機対策局 危機対策課	
49	消防法	第13条の2 第3項	危険物取扱者免状の交付	設定	８日	総務部	危機対策局 危機対策課	【申請先】（一財）消防試験研究センター北海道支部
50	消防法	第13条の3 第4項	危険物取扱者試験（甲種危険物取扱者受験資格）	未設定 イ	７日	総務部	危機対策局 危機対策課	
51	消防法	第14条の2 第1項	予防規程の認可・変更認可	設定	１５日	総務部	危機対策局 危機対策課	
52	消防法	第14条の3 第1項	定期保安検査	設定	２０日	総務部	危機対策局 危機対策課	
53	消防法	第17条の7 第1項	消防設備士免状の交付	設定	８日	総務部	危機対策局 危機対策課	【申請先】（一財）消防試験研究センター北海道支部
54	消防法	第17条の8 第4項	消防設備士試験（甲種消防設備士受験資格）	未設定 イ	７日	総務部	危機対策局 危機対策課	
55	消防法施行令	第36条の6 第1項	消防設備士免状の再交付	設定	８日	総務部	危機対策局 危機対策課	
56	危険物の規制に関する政令	第8条 第4項	完成検査済証の再交付	設定	７日	総務部	危機対策局 危機対策課	
57	危険物の規制に関する政令	第8条の4 第2項	保安検査時期の変更	設定	１０日	総務部	危機対策局 危機対策課	
58	危険物の規制に関する政令	第35条 第1項	危険物取扱者免状の再交付	設定	８日	総務部	危機対策局 危機対策課	【申請先】（一財）消防試験研究センター北海道支部
59	災害対策基本法施行令	第33条 第1項	緊急通行車両の確認	設定	２日	総務部	危機対策局 危機対策課	
60	石油コンビナート等災害防止法	第19条の2 第4項	広域共同防災組織の設置（変更）	設定	８日	総務部	危機対策局 危機対策課	
61	石油コンビナート等災害防止法施行令	第37条 第1項	事業者負担金の共同納付の承認	未設定 ロ	未設定	総務部	危機対策局 危機対策課	
62	北海道立北方四島交流センター条例	第6条	開館時間の臨時変更	設定	５日	総務部	北方領土対策本部	
63	北海道立北方四島交流センター条例	第7条	休館日の開館もしくは臨時の休館	設定	５日	総務部	北方領土対策本部	
64	北海道立北方四島交流センター条例	第8条、 第9条	利用承認	未設定 イ	１日	総務部	北方領土対策本部	
65	北海道立北方四島交流センター条例	第10条	利用の変更承認	未設定 ハ	１日	総務部	北方領土対策本部	
66	北海道立北方四島交流センター条例	第12条 第3項	利用料金の額の承認	設定	５日	総務部	北方領土対策本部	
67	北海道立北方四島交流センター条例施行規則	第4条	利用料金の額の承認	設定	５日	総務部	北方領土対策本部	

68	北海道立北方四島交流センター条例	第12条 第5項	利用料金の還付	未設定 イ	５日	総務部	北方領土対策本部	
69	北海道立北方四島交流センター施行規則	第5条	利用料金の還付	未設定 イ	５日	総務部	北方領土対策本部	
70	北海道立北方四島交流センター条例	第12条 第6項	利用料金の減免	未設定 イ	１日	総務部	北方領土対策本部	
71	北海道立北方四島交流センター施行規則	第6条	利用料金の減免	未設定 イ	１日	総務部	北方領土対策本部	
72	北海道立北方四島交流センター条例	第13条	特別利用の承認	未設定 ハ	１日	総務部	北方領土対策本部	
73	北海道立北方四島交流センター条例	第15条	模写品等の刊行等の承認	設定	１０日	総務部	北方領土対策本部	【経由機関】北方四島交流センター
74	北海道立北方四島交流センター施行規則	第8条	模写品等の刊行等の承認	設定	１０日	総務部	北方領土対策本部	
75	北海道立北方四島交流センター条例	第16条	資料の貸出の承認	未設定 ハ	５日	総務部	北方領土対策本部	
76	北海道立北方四島交流センター施行規則	第9条	資料の貸出の承認	未設定 ハ	５日	総務部	北方領土対策本部	
1	旅券法	第5条 第1項及び 第4項	一般旅券の新規発給	未設定 イ	６日	総合政策部	国際局国際課	総合振興局・振興局で申請・交付の場合の標準処理日数は12日
2	旅券法	第12条 第１項	一般旅券の査証欄の増補	未設定 イ	３日	総合政策部	国際局国際課	総合振興局・振興局で申請・交付の場合の標準処理日数は9日
3	不動産の鑑定評価に関する法律	第22条 第1項	不動産鑑定業者の登録	未設定 イ	７日	総合政策部	計画局 土地水対策課	
4	不動産の鑑定評価に関する法律	第22条 第3項	不動産鑑定業者の更新登録	未設定 イ	７日	総合政策部	計画局 土地水対策課	
5	不動産の鑑定評価に関する法律	第26条 第1項	不動産鑑定業者の登録換え	未設定 イ	７日	総合政策部	計画局 土地水対策課	
6	不動産の鑑定評価に関する法律	第27条 第1項	不動産鑑定業者の変更登録	未設定 イ	７日	総合政策部	計画局 土地水対策課	
7	国土利用計画法	第14条 第1項	土地売買等の契約の許可	未設定 ロ	６週間	総合政策部	計画局 土地水対策課	
8	国土利用計画法	第14条 第1項	土地売買等の契約変更の許可	未設定 ロ	６週間	総合政策部	計画局 土地水対策課	
9	住民基本台帳法	第30条の 32第2項	自己の本人確認情報の開示	設定	３０日	総合政策部	地域行政局 市町村課	
10	行政書士法施行細則	第1条 第1項	行政書士試験合格証明書の交付	設定	３日	総合政策部	地域行政局 市町村課	
11	運河法	第2条	運河開設の工事設計の認可、工事着手及び竣工期限の延伸の許可	未設定 ロ	未設定	総合政策部	航空港湾局 航空課	
12	運河法	第6条	運送開始の許可	未設定 ロ	未設定	総合政策部	航空港湾局 航空課	
13	運河法	第7条 第1項	運河使用規程の認可	未設定 ロ	未設定	総合政策部	航空港湾局 航空課	
14	運河法	第7条 第3項	運航停止の許可	未設定 ロ	未設定	総合政策部	航空港湾局 航空課	
15	運河法	第10条	運河及び附属物件の譲渡、担保の許可	未設定 ロ	未設定	総合政策部	航空港湾局 航空課	
16	北海道空港条例	第4条	空港設備制限荷重外使用の許可	設定	１５日	総合政策部	航空港湾局 航空課	【申請先（処分担当課）】空港管理事務所
17	北海道空港条例	第6条	空港設備の使用の許可	設定	２４日 （１２日）	総合政策部	航空港湾局 航空課	【申請先】空港管理事務所、建設管理部 【処分担当課】建設管理部
18	北海道空港条例	第7条	工作物の設置の許可	設定	２４日 （１２日）	総合政策部	航空港湾局 航空課	【申請先】空港管理事務所、建設管理部 【処分担当課】建設管理部
19	北海道空港条例	第7条の2	構内営業の許可	設定	２０日 （１０日）	総合政策部	航空港湾局 航空課	【申請先】空港管理事務所、建設管理部 【処分担当課】建設管理部
20	北海道空港条例	第9条	使用料の減免	設定	１５日 （５日）	総合政策部	航空港湾局 航空課	【申請先】空港管理事務所、建設管理部 【処分担当課】建設管理部
21	北海道空港条例施行規則	第2条	離着陸設備運用時間外使用の許可	設定	１０日	総合政策部	航空港湾局 航空課	【申請先（処分担当課）】空港管理事務所

22	北海道空港条例施行規則	第9条 第2項	空港使用料の一括納付承認	設定	１５日 （５日）	総合政策部	航空港湾局 航空課	【申請先】空港管理事務所、建設管理部 【処分担当課】建設管理部
23	北海道空港条例施行規則	第13条第1項第2号	立入制限区域内立入の許可	設定	１０日	総合政策部	航空港湾局 航空課	【申請先（処分担当課）】空港管理事務所
24	北海道空港条例施行規則	第14条	車両の使用等の許可	設定	１０日	総合政策部	航空港湾局 航空課	【申請先（処分担当課）】空港管理事務所
25	北海道空港条例施行規則	第16条第1項第5号、第6号	爆発物(可燃物）携帯(運搬）の許可 裸火の使用の許可	設定	１０日	総合政策部	航空港湾局 航空課	【申請先（処分担当課）】空港管理事務所
1	北海道立アイヌ総合センター条例	第8条	特別利用の承認	設定	５日	環境生活部	アイヌ政策推進局 アイヌ政策課	【道立アイヌ総合センター】 011-221-0462
2	北海道立アイヌ総合センター条例	第10条	模写品等の刊行等の承認	設定	１０日 （５日）	環境生活部	アイヌ政策推進局 アイヌ政策課	
3	北海道立アイヌ総合センター条例及び同施行規則	条例第11条 施行規則第5条、第6条	資料の貸出し	未設定 イ	５日	環境生活部	アイヌ政策推進局 アイヌ政策課	
4	北海道自然環境等保全条例	第30条第１項、第31条第１項	特定の開発行為の許可、特定の開発行為の変更の許可	設定	開発面積が20ha未満　３０日 開発面積が20ha以上　９０日	環境生活部	環境保全局 環境政策課	
5	北海道自然環境等保全条例	第31条の2第1項	特定の開発行為の許可に基づく地位の承継の承認	設定	（総合）振興局権限により許可した案件の場合 ２０日 本庁権限により許可した案件の場合 ５０日	環境生活部	環境保全局 環境政策課	
6	水道法	第6条第1項、第10条第1項、第26条第1項、第30条第1項	水道事業及び水道用水供給事業の認可及び変更の認可	未設定 イ	３０日 （１０日）	環境生活部	環境保全局 環境政策課	各保健所経由
7	水道法	第11条 第1項、 第31条	水道事業及び水道用水供給事業の休止及び廃止の許可	未設定 イ	３０日 （１０日）	環境生活部	環境保全局 環境政策課	
8	水道法	第14条 第6項	水道事業者が地方公共団体以外の者である場合の水道事業の供給規程の変更の認可	未設定 イ	３０日 （１０日）	環境生活部	環境保全局 環境政策課	
9	水道法	第32条	専用水道の確認	未設定 イ	３０日 （１０日）	環境生活部	環境保全局 環境政策課	
10	公害紛争処理法施行令	第15条の3	記録の閲覧	未設定 ハ	３０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
11	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条 第1項	一般廃棄物処理施設の設置の許可	未設定 イ	①１０４日 ②　６０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	① 施行令第5条の2 で定める施設 ② ①以外
12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の2 第5項	一般廃棄物処理施設の設置の使用前検査	未設定 イ	２０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の2の2第1項	一般廃棄物処理施設の定期検査	未設定 イ	２５日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
14	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条 第1項	一般廃棄物処理施設の変更の許可	未設定 イ	①１０４日 ②　６０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	① 施行令第5条の2 で定める施設 ② ①以外
15	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条 第2項	一般廃棄物処理施設の変更の使用前検査	未設定 イ	２０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第5項及び9条の2の3第2項	一般廃棄物最終処分場（許可施設）の廃止の確認	未設定 イ	２０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
17	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の4第1項	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定	未設定 イ	４０日 （１０日）	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
18	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の3 第11項	一般廃棄物最終処分場（届出施設）の廃止の確認	未設定 イ	２５日 （５日）	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
19	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の5 第1項	一般廃棄物処理施設の譲受け・借受けの許可	未設定 イ	２０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
20	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の6 第1項	一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併・分割の認可	未設定 イ	２０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
21	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の7 第1項	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定	未設定 イ	未設定	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
22	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の7 第7項	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定事項の変更認定	未設定 イ	未設定	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
23	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条 第1項	産業廃棄物収集運搬業の許可	未設定 イ	３０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
24	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条 第6項	産業廃棄物処分業の許可	未設定 イ	３０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	

25	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び施行細則	規則第9条第2号及び第10条の3第2号及び細則第5条	再生利用業者の指定	設定	４０日 （１０日）	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の2第1項	産業廃棄物処理業の事業範囲の変更許可	未設定 イ	３０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
27	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の4第1項	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可	未設定 イ	３０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
28	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の4第6項	特別管理産業廃棄物処分業の許可	未設定 イ	３０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
29	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の5第1項	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更許可	未設定 イ	３０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
30	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条第1項	産業廃棄物処理施設の設置の許可	未設定 イ	①１０４日 ②　６０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	① 施行令第７条の2 で定める施設 ② ①以外
31	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2第5項	産業廃棄物処理施設の設置の使用前検査	未設定 イ	２０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
32	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の2第1項	産業廃棄物処理施設の定期検査	未設定 イ	２５日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
33	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第1項	産業廃棄物処理施設の変更の許可	未設定 イ	①１０４日 ②　６０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	① 施行令第７条の2 で定める施設 ② ①以外
34	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第2項	産業廃棄物処理施設の変更の使用前検査	未設定 イ	２０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
35	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第3項及び第15条の3の2第2項	産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認	未設定 イ	２０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
36	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の3第1項	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定	未設定 イ	４０日 （１０日）	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
37	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の4	産業廃棄物処理施設の譲受け・借受けの許可	未設定 イ	３０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
38	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の4	産業廃棄物処理施設の合併・分割の認可	未設定 イ	３０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
39	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第20条の2第1項	廃棄物再生事業者の登録	設定	２４日 （１０日）	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
40	使用済自動車の再資源化等に関する法律	第42条 第１項	引取業者の登録	未設定 イ	２５日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
41	使用済自動車の再資源化等に関する法律	第53条 第１項	フロン類回収業者の登録	未設定 イ	２５日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
42	使用済自動車の再資源化等に関する法律	第60条 第１項	解体業の許可	未設定 イ	３０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
43	使用済自動車の再資源化等に関する法律	第67条 第１項	破砕業の許可	未設定 イ	３０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
44	浄化槽法	第57条 第１項	水質に関する指定検査機関の指定	未設定 イ	未設定	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
45	北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第2条	浄化槽保守点検業の登録	未設定 イ	３０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
46	土壌汚染対策法	第3条第1項、第32条第1項	指定調査機関の指定及び指定の更新	未設定 イ	３０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
47	土壌汚染対策法	第14条 第１項	要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定申請	未設定 イ	４０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
48	土壌汚染対策法	第22条第1項、第4項	汚染土壌処理業の許可及び許可の更新	未設定 イ	６０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
49	土壌汚染対策法	第23条 第１項	汚染土壌処理業の変更許可	未設定 イ	６０日	環境生活部	環境保全局 循環型社会推進課	
50	自然公園法	第16条 第3項	国定公園事業の執行の認可	設定	１５日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
51	自然公園法	第20条 第3項	国定公園特別地域内における行為許可	設定	４５日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
52	自然公園法	第21条 第3項	国定公園特別保護地区内における行為許可	設定	４５日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
53	自然公園法	第23条 第3項 第7号	国定公園の利用調整地区への立入の許可	設定	１０日	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
54	自然公園法	第24条 第2項	国定公園の利用調整地区への立入の認定	未設定 ハ	未設定	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
55	自然公園法	第25条 第2項	国定公園の指定認定機関の指定	未設定 イ	未設定	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
56	自然公園法	第27条 第1項	国定公園の指定認定機関の認定関係事務の実施に関する規程の認可	未設定 ロ	未設定	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
57	自然公園法	第27条 第2項	国定公園の指定認定機関の事業計画及び収支予算の認可	未設定 ロ	未設定	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
58	自然公園法	第22条 第3項	国定公園海域公園地区内における行為許可	設定	４５日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
59	自然公園法	第43条 第5項	国定公園の公園管理団体による風景地保護協定締結の認可	未設定 イ	未設定	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
60	自然公園法	第49条 第1項	国定公園の公園管理団体の指定	設定	１５日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	

61	自然公園法	第64条 第2項	国定公園に関する行為許可等に係る損失補償	未設定 ロ	未設定	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
62	自然公園法	第64条 第5項	国定公園に関する実地調査等に係る損失補償	未設定 ロ	未設定	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
63	自然公園法	第77条	道立自然公園に関する行為許可、実地調査に係る損失補償	未設定 ロ	未設定	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
64	自然公園法	第16条 第4項	国定公園事業執行の内容の変更認可等	設定	１５日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
65	自然環境等保全条例	第17条 第3項	道自然環境保全地域特別地区内における行為の許可	未設定 イ	１５日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
66	自然環境等保全条例	第18条 第3項 第6号	道自然環境保全地域野生動植物保護地区内における捕獲等の許可	設定	１５日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
67	自然環境等保全条例	第59条 第1項及び第2項	道自然環境保全地域に関する行為許可及び実地調査に係る損失補償	未設定 ロ	未設定	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
68	北海道立自然公園条例	第7条の2	道立自然公園事業の執行の認可	設定	１５日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
69	北海道立自然公園条例	第10条 第4項	道立自然公園特別地域内における行為許可	設定	３０日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
70	北海道立自然公園条例	第11条 第4項 第6号	道立自然公園の利用調整地区への立入の許可	設定	１０日	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
71	北海道立自然公園条例	第32条 第1項	道立自然公園の公園管理団体の指定	設定	１５日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
72	北海道立自然公園条例	第7条の2 第6項	道立自然公園事業に係る施設の供用開始期日の延期の承認	設定	１５日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
73	北海道立自然公園条例	第7条の2 第6項	道立自然公園事業執行認可事項の変更の承認	設定	１５日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
74	北海道立自然公園条例	第7条の5	道立自然公園事業の休止及び廃止の承認	設定	１５日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
75	北海道立自然公園条例	第7条の4	道立自然公園事業の地位の承継の承認	設定	１５日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
76	動物の愛護及び管理に関する法律	第10条 第1項	第一種動物取扱業の登録	未設定 イ	２０日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
77	動物の愛護及び管理に関する法律	第13条 第1項	第一種動物取扱業の登録の更新	未設定 イ	２０日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
78	動物の愛護及び管理に関する法律	第26条 第1項	特定動物の飼養又は保管の許可（１０頭以上）	未設定 イ	３０日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
79	動物の愛護及び管理に関する法律	第26条 第1項	特定動物の飼養又は保管の許可（１０頭未満）	未設定 イ	２０日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
80	動物の愛護及び管理に関する法律	第28条 第1項	特定動物の飼養又は保管の変更許可	未設定 イ	２０日 （５日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
81	北海道生物の多様性の保全等に関する条例	第16条 第3項	生物多様性維持回復事業の認定	未設定 ハ	未設定	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
82	北海道生物の多様性の保全等に関する条例	第47条	捕獲等の許可	設定	２４日	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
83	北海道生物の多様性の保全等に関する条例	第54条	特定希少種事業者の登録	設定	２１日 （７日）	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
84	北海道生物の多様性の保全等に関する条例	第66条 第4項	管理地区の区域内における行為許可	設定	３０日	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
85	北海道生物の多様性の保全等に関する条例	第67条 第4項	立入制限地区への立入許可	設定	３０日	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
86	北海道エゾシカ対策推進条例	第18条第１項第2号	特定鉛弾の所持の許可	未設定 ロ	未設定	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
87	愛玩動物看護師養成所指定規則	第2条	愛玩動物看護師養成所の指定	設定	１３５日	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
88	愛玩動物看護師養成所指定規則	第3条	愛玩動物看護師養成所の変更承認	設定	２５日	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
89	愛玩動物看護師養成所指定規則	第8条	愛玩動物看護師養成所の指定取消し	設定	６０日	環境生活部	自然環境局 自然環境課	
90	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第9条 第1項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可	設定	１４日 （７日）	環境生活部	自然環境局 野生動物対策課	
91	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第15条 第4項	指定猟法禁止区域における指定猟法による鳥獣等の捕獲等の許可	設定	１４日 （７日）	環境生活部	自然環境局 野生動物対策課	
92	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第18条の２ 第１項	鳥獣捕獲等事業の認定	設定	２１日	環境生活部	自然環境局 野生動物対策課	
93	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条 第1項	販売禁止鳥獣等の販売の許可	設定	７日	環境生活部	自然環境局 野生動物対策課	
94	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第29条 第7項	鳥獣保護区特別保護地区内における行為許可	設定	２０日 （１３日）	環境生活部	自然環境局 野生動物対策課	
95	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第32条 第1項	生育施設等の設置及び行為許可に係る損失補償	未設定 ハ	４８日 （２４日）	環境生活部	自然環境局 野生動物対策課	

96	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第35条 第3項	特定猟具使用制限区域における特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等の承認	未設定 ロ	１４日 （７日）	環境生活部	自然環境局 野生動物対策課	
97	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第37条 第1項	危険猟法の許可	設定	１４日 （７日）	環境生活部	自然環境局 野生動物対策課	
98	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第38条の2 第1項	住宅集合地域等における麻酔銃猟の許可	設定	１４日 （７日）	環境生活部	自然環境局 野生動物対策課	
99	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第39条 第1項	狩猟免許	設定	３０日	環境生活部	自然環境局 野生動物対策課	
100	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第51条 第3項	狩猟免許の更新	設定	１４日	環境生活部	自然環境局 野生動物対策課	
101	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第55条 第1項	狩猟者登録	設定	５日	環境生活部	自然環境局 野生動物対策課	
102	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第68条 第1項	猟区の設定	設定	４８日 （２４日）	環境生活部	自然環境局 野生動物対策課	
103	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第71条 第1項	猟区管理規定の変更	設定	２０日 （１３日）	環境生活部	自然環境局 野生動物対策課	
104	特定非営利活動促進法	第10条 第1項	特定非営利活動法人の設立の認証	未設定 イ	２週間＋２月	環境生活部	くらし安全局 道民生活課	
105	特定非営利活動促進法	第25条 第3項	特定非営利活動法人の定款変更の認証	未設定 イ	２週間＋２月	環境生活部	くらし安全局 道民生活課	
106	特定非営利活動促進法	第31条 第2項	特定非営利活動法人の事業の成功の不能による解散の認定	未設定 ハ	未設定	環境生活部	くらし安全局 道民生活課	
107	特定非営利活動促進法	第32条 第2項	特定非営利活動法人の残余財産の帰属の認証	未設定 イ	未設定	環境生活部	くらし安全局 道民生活課	
108	特定非営利活動促進法	第34条 第3項	特定非営利活動法人の合併の認証	未設定 イ	２週間＋２月	環境生活部	くらし安全局 道民生活課	
109	特定非営利活動促進法	第44条 第1項	特定非営利活動法人の認定	未設定 イ	６月	環境生活部	くらし安全局 道民生活課	
110	特定非営利活動促進法	第51条 第2項、 第3項	認定特定非営利活動法人の有効期間の更新	未設定 イ	６月	環境生活部	くらし安全局 道民生活課	
111	特定非営利活動促進法	第58条 第1項	特定非営利活動法人の特例認定	未設定 イ	６月	環境生活部	くらし安全局 道民生活課	
112	特定非営利活動促進法	第63条 第1項、 第2項、 第3項	認定特定非営利活動法人等の合併の認定	未設定 イ	未設定	環境生活部	くらし安全局 道民生活課	
113	控除対象特定非営利活動法人指定手続条例	第4条 第1項	控除対象特定非営利活動法人の指定のために必要な手続の実施	未設定 イ	６月	環境生活部	くらし安全局 道民生活課	
114	控除対象特定非営利活動法人指定手続条例	第9条 第2項、 第3項	控除対象特定非営利活動法人の有効期間の更新のために必要な手続の実施	未設定 イ	６月	環境生活部	くらし安全局 道民生活課	
115	控除対象特定非営利活動法人指定手続条例	第16条 第1項、 第2項、 第3項	控除対象特定非営利活動法人等の合併の確認	未設定 イ	未設定	環境生活部	くらし安全局 道民生活課	
116	消費生活協同組合法	第12条 第４項	員外利用の許可	未設定 イ	２４日	環境生活部	くらし安全局 消費者安全課	
117	消費生活協同組合法	第40条 第４項	定款を変更する場合の認可	未設定 イ	２４日	環境生活部	くらし安全局 消費者安全課	
118	消費生活協同組合法	第40条 第５項	共済事業規約を設定、変更または廃止する場合の認可	未設定 イ	２４日	環境生活部	くらし安全局 消費者安全課	
119	消費生活協同組合法	第40条 第６項	貸付事業規約を設定、変更または廃止する場合の認可	未設定 イ	２４日	環境生活部	くらし安全局 消費者安全課	
120	消費生活協同組合法	第57条 第58条	消費生活協同組合を設立する場合の認可	未設定 イ	２月	環境生活部	くらし安全局 消費者安全課	
121	消費生活協同組合法	第62条 第2項	消費生活協同組合を解散する場合の認可	未設定 イ	２４日	環境生活部	くらし安全局 消費者安全課	
122	消費生活協同組合法	第63条 第1項	存立時期満了によって解散した消費生活協同組合の継続の認可	未設定 イ	２４日	環境生活部	くらし安全局 消費者安全課	
123	消費生活協同組合法	第69条	消費生活協同組合を合併する場合の認可	未設定 イ	２４日	環境生活部	くらし安全局 消費者安全課	
124	貸金業法	第3条 第1項	貸金業者の登録	未設定 イ	５４日 （３日）	環境生活部	くらし安全局 消費者安全課	【申請先】各振興局等保健環境部環境生活課、日本貸金業協会
125	貸金業法	第3条 第2項	貸金業者の登録の更新	未設定 イ	５４日 （３日）	環境生活部	くらし安全局 消費者安全課	
126	北海道立オホーツク流氷科学センター条例	第8条及び第9条	利用の承認	未設定 イ	１日	環境生活部	文化局文化振興課	【オホーツク流氷科学センター】 0158-23-5400
127	北海道立オホーツク流氷科学センター条例	第10条第5項 施行規則第5条	利用料金の減免	設定	１日	環境生活部	文化局文化振興課	
128	北海道立オホーツク流氷科学センター条例	第11条及び第12条	多目的ホール等の使用の承認	未設定 イ	５日	環境生活部	文化局文化振興課	
129	北海道立オホーツク流氷科学センター条例	第14条	特別利用の承認	設定	５日	環境生活部	文化局文化振興課	
130	北海道立オホーツク流氷科学センター条例	第16条	模写品等の刊行等の承認	設定	１０日（５日）	環境生活部	文化局文化振興課	
131	北海道立オホーツク流氷科学センター条例	第17条第1項、第2項 施行規則第9条、第10条	資料の貸出しの承認	未設定 イ	５日	環境生活部	文化局文化振興課	

132	北海道立総合博物館条例	第8条、第9条	利用の承認	未設定 イ	１日	環境生活部	文化局文化振興課	【北海道博物館】 011-898-0456
133	北海道立総合博物館条例	第11条第6項	利用料金の減免	未設定 イ	１日	環境生活部	文化局文化振興課	
134	北海道立総合博物館条例	第12条	開拓の村建物等の使用の承認	未設定 イ	２日	環境生活部	文化局文化振興課	
135	北海道立総合博物館条例	第13条	特別観覧等の承認	設定	２日	環境生活部	文化局文化振興課	
136	北海道立総合博物館条例	第15条	模写品等の刊行等の承認	設定	４日 （２日）	環境生活部	文化局文化振興課	
137	北海道立総合博物館条例	第16条	資料の貸出しの承認	設定	２日	環境生活部	文化局文化振興課	
138	北海道立体育センター条例	第９条 第10条 第11条	利用の承認	設定	７日	環境生活部	スポーツ局 スポーツ振興課	【道立総合体育センター】 011-820-1703 【道立北見体育センター】 0157-23-3131
139	北海道立体育センター条例	第13条 第6項	利用料金の減免	未設定 イ	７日	環境生活部	スポーツ局 スポーツ振興課	
140	北海道立総合体育センター管理規則	第8条	施設及び設備の変更等の承認	設定	７日	環境生活部	スポーツ局 スポーツ振興課	
141	北海道立北見体育センター管理規則	第8条	施設及び設備の変更等の承認	設定	７日	環境生活部	スポーツ局 スポーツ振興課	
1	救急救命士学校養成所指定規則	第２条	救急救命士養成所の指定	未設定 イ	１３５日	保健福祉部	地域医療推進局 地域医療課	
2	救急救命士学校養成所指定規則	第３条	救急救命士養成所の変更の承認	未設定 イ	６８日 （※軽微なものの場合、２３日）	保健福祉部	地域医療推進局 地域医療課	※軽微なもの 修業年限、教育課程、入学定員、入所定員、施設内容以外
3	救急救命士学校養成所指定規則	第８条	救急救命士養成所の指定取消しの申請	未設定 イ	４５日	保健福祉部	地域医療推進局 地域医療課	
4	保健師助産師看護師法	第8条	准看護師の免許の申請	未設定 イ	２０日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	（総合）振興局保健環境部（道立保健所）経由
5	保健師助産師看護師法	第14条 第3項	准看護師の再免許	未設定 イ	３０日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
6	保健師助産師看護師法	第22条 第2号	准看護師養成所の指定	未設定 イ	８４日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
7	保健師助産師看護師法	第22条 第4号	外国の看護師養成所等を卒業した者等の准看護師試験受験資格の認定	未設定 イ	２０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
8	保健師助産師看護師法施行令	第6条 第2項	准看護師の免許証の書換交付	未設定 イ	３０日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	（総合）振興局保健環境部（道立保健所）経由
9	保健師助産師看護師法施行令	第7条 第2項	准看護師の免許証の再交付	未設定 イ	３０日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
10	保健師助産師看護師法施行令	第20条	准看護師養成所の学則等変更の承認	未設定 イ	１５日 （５日） 〔課程変更又は入所定員増加の場合〕 １０５日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
11	保健師助産師看護師法施行令	第20条	准看護師養成所の指定取消しの申請	未設定 イ	２０日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
12	保健師助産師看護師法施行令	附則2	保健婦免状・看護婦免状の再交付等	未設定 イ	４８日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
13	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第14条 第1項	都道府県ナースセンターの指定	未設定 イ	２４日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
14	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第1条	看護師等確保推進者の認定	未設定 イ	未設定	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
15	保健師助産師看護師法施行規則	第30条 第1項	合格証明書の交付	未設定 イ	未設定	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
16	保健師助産師看護師法	第15条の2 第4項	准看護師の再教育研修者の籍登録	設定	２０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
17	保健師助産師看護師法	第15条の2 第5項	准看護師の再教育研修終了登録証の交付	設定	２０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	

18	医療法	第44条 第1項	医療法人の設立認可	設定	９５日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	（総合）振興局保健環境部（道立保健所）又は保健所設置市保健所（札幌・旭川・函館・小樽）経由
19	医療法	第46条の5第1項ただし書	医療法人の理事数の例外の認可	設定	１５日 （５日） 〔定款変更と同時申請の場合〕 ２５日 （５日） 〔医療法人の設立と同時申請の場合〕 ９５日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
20	医療法	第46条の6第1項ただし書	医師、歯科医師以外の者を理事長とする認可	設定	１５日 （５日） 〔北海道医療審議会に諮問する場合〕 ９５日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
21	医療法	第46条の5第6項 ただし書	管理者を医療法人の理事に加えない認可	設定	１５日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
22	医療法	第54条の9第3項 第70条の18第１項及び第２項	定款又は寄附行為の変更認可	設定	２５日 （５日） ［医療審議会に諮問する場合］ ９５日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
23	医療法	第55条第6項 第70条の15	医療法人の解散の認可	未設定 イ	９５日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
24	医療法	第56条 第2項	社団たる医療法人の残余財産の処分の認可	未設定 ロ	２５日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
25	医療法	第56条 第3項	財団たる医療法人の残余財産の処分の認可	未設定 ロ	２５日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
26	医療法	第58条の2 第4項 第59条の2	医療法人の合併の認可	設定	９５日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
27	医療法	第60条の3 第4項 第61条の3	医療法人の分割の認可	設定	９５日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
28	医療法	第42条の２	社会医療法人の認定	設定	９５日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
29	医療法	第70条の３第１項	地域医療連携推進法人の認定	設定	105日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
30	医療法	第70条の19第１項	地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職認可	設定	105日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
31	死体解剖保存法	第2条 第1項	死体解剖の許可	未設定 イ	７日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
32	死体解剖保存法	第9条 ただし書	死体解剖の場所の許可	未設定 ロ	７日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
33	死体解剖保存法	第19条 第1項	死体の保存の許可	未設定 ロ	７日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
34	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第4条 第1項	薬局開設の許可	未設定 イ	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
35	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第4条 第4項	薬局開設の許可更新	未設定 イ	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
36	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第7条 第3項	薬局の管理者兼務の許可	設定	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
37	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第12条 第1項	医薬品、医薬部外品、化粧品、製造販売業の許可	設定	６０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
38	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第12条 第2項	医薬品、医薬部外品、化粧品、製造販売業の許可の更新	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
39	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第13条 第１項	医薬品、医薬部外品、化粧品、製造業の許可	設定	６０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
40	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第13条 第3項	医薬品、医薬部外品、化粧品製造業の許可の更新	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
41	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第13条 第6項	医薬品、医薬部外品、化粧品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
42	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第14条 第1項	医薬品、医薬部外品の製造販売の承認	設定	６０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
43	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第14条 第6項	医薬品、医薬部外品の適合性調査	設定	６０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	

44	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第14条 第9項	医薬品、医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認	設定	６０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
45	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条の2第1項	医療機器修理業の許可	設定	６０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
46	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条の2第3項	医療機器修理業の許可の更新	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
47	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条の2第5項	医療機器修理区分の変更又は追加の許可	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
48	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第80条 第1項	輸出用医薬品、医薬部外品の適合性調査	設定	６０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
49	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第12条 第1項	薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可	設定	２０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
50	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第12条 第2項	薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新	設定	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
51	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第13条 第1項	薬局製造販売医薬品の製造業の許可	設定	２０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
52	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第13条 第3項	薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新	設定	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
53	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第14条 第1項	薬局製造販売医薬品の製造販売の承認	設定	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
54	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第14条 第9項	薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認	設定	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
55	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条 第1項	店舗販売業の許可	未設定 イ	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
56	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条 第1項	卸売販売業の許可	未設定 イ	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
57	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条 第1項	配置販売業の許可	未設定 イ	１７日 （７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	（保健所設置市のみ本庁）
58	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条 第2項	店舗販売業の許可更新	未設定 イ	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
59	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条 第2項	卸売販売業の許可更新	未設定 イ	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
60	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条 第2項	配置販売業の許可更新	未設定 イ	１７日 （７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	（保健所設置市のみ本庁）
61	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第28条 第3項	店舗販売業の管理者兼務の許可	設定	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
62	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第35条 第2項	卸売販売業の管理者兼務の許可	設定	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
63	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第33条 第1項	配置従事者の身分証明書の交付	未設定 イ	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
64	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第39条 第1項	高度管理医療機器等の販売業・貸与業の許可	未設定 イ	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
65	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第39条 第4項	高度管理医療機器等の販売業・貸与業の許可更新	未設定 イ	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
66	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第45条	薬局開設・医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付	未設定 イ	１７日 （７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
67	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第46条	薬局開設・医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、再生医療等製品の販売業の許可証の再交付	未設定 イ	１７日 （７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
68	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第5条	医薬品、医薬部外品、化粧品製造販売業の許可証の書換え交付	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
69	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第6条	医薬品、医薬部外品、化粧品製造販売業の許可証の再交付	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
70	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第12条	医薬品、医薬部外品、化粧品製造業の許可証の書換え交付	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
71	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第13条	医薬品、医薬部外品、化粧品製造業の許可証の再交付	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	

72	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第55条で準用する第37条の9	医療機器修理業の許可証の書換え交付	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
73	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第55条で準用する第37条の10	医療機器修理業の許可証の再交付	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
74	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則	第7条	配置従事者身分証明書の書換え交付	未設定 イ	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
75	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則	第8条	配置従事者身分証明書の再交付	未設定 イ	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
76	大麻取締法	第5条 第1項	大麻取扱者の免許	設定	１７日 （７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	（総合）振興局保健環境部（道立保健所）経由
77	大麻取締法	第10条 第1項	大麻取扱者の免許取消	未設定 イ	１０日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
78	大麻取締法	第10条 第6項	大麻取扱者の免許証再交付	未設定 イ	１０日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
79	大麻取締法	第14条	大麻の持出許可	未設定 イ	１７日 （７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
80	覚せい剤取締法	第3条 第1項	覚せい剤施用機関・覚せい剤研究者の指定	未設定 イ	１７日 （７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
81	覚せい剤取締法	第11条 第1項	覚せい剤施用機関･覚せい剤研究者指定証再交付	未設定 イ	１０日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
82	覚せい剤取締法	第30条の2	覚せい剤原料取扱者・覚せい剤原料研究者の指定	未設定 イ	１７日 （７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
83	覚せい剤取締法	第30条の5	覚せい剤原料取扱者･覚せい剤原料研究者指定証再交付	未設定 イ	１０日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
84	麻薬及び向精神薬取締法	第3条 第1項	麻薬卸売業者・小売業者の免許	設定	１７日 （７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
85	麻薬及び向精神薬取締法	第3条 第1項	麻薬施用者・管理者・研究者の免許	未設定 イ	１７日 （７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
86	麻薬及び向精神薬取締法	第9条	麻薬取扱者免許証記載事項の変更	未設定 イ	１７日 （７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
87	麻薬及び向精神薬取締法	第10条 第1項	麻薬取扱者免許証再交付	未設定 イ	１０日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
88	麻薬及び向精神薬取締法	第20条 第1項	向精神薬営業者の免許	未設定 イ	１７日 （７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
89	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の4	向精神薬営業者免許証再交付	未設定 イ	１０日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
90	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の5第1項	向精神薬試験研究施設設置者登録	設定	１７日 （７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
91	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の7	向精神薬試験研究施設設置者登録証再交付	未設定 イ	１０日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
92	麻薬及び向精神薬取締法	第24条第12項第1号	麻薬小売業者間譲渡の許可	設定	１７日 （７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	札幌市、小樽市のみ本庁
93	麻薬及び向精神薬取締法施行規則	第9条の2 第6項	麻薬小売業者間譲渡許可の変更	未設定 イ	１７日 （７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
94	麻薬及び向精神薬取締法施行規則	第9条の2 第7項	麻薬小売業者間譲渡許可の追加	未設定 イ	１７日 （７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
95	麻薬及び向精神薬取締法施行規則	第9条の2 第10項	麻薬小売業者間譲渡許可書再交付	未設定 イ	１０日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
96	毒物及び劇物取締法	第4条 第1項	毒物劇物製造業・輸入業の登録	設定	３５日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	（保健所設置市のみ本庁）
97	毒物及び劇物取締法	第4条 第1項	毒物劇物販売業の登録	設定	２４日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
98	毒物及び劇物取締法	第4条 第4項	毒物劇物製造業・輸入業の登録更新	設定	３５日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	（保健所設置市のみ本庁）
99	毒物及び劇物取締法	第4条 第4項	毒物劇物販売業の登録更新	未設定 イ	２４日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
100	毒物及び劇物取締法	第6条の2 第1項	特定毒物研究者の許可	設定	２４日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
101	毒物及び劇物取締法	第9条 第1項	毒物劇物製造業・輸入業の登録変更	設定	３５日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	（保健所設置市のみ本庁）
102	毒物及び劇物取締法施行令	第35条 第1項	毒物劇物製造業･毒物劇物輸入業登録票の書換え交付	未設定 イ	２４日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	（保健所設置市のみ本庁）
103	毒物及び劇物取締法施行令	第35条 第1項	毒物劇物販売業登録票の書換え交付、特定毒物研究者許可証の書換え交付	未設定 イ	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
104	毒物及び劇物取締法施行令	第36条 第1項	毒物劇物製造業･毒物劇物輸入業登録票の再交付	未設定 イ	２４日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	（保健所設置市のみ本庁）
105	毒物及び劇物取締法施行令	第36条 第1項	毒物劇物販売業登録票の再交付、特定毒物研究者許可証の再交付	未設定 イ	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	

106	臨床検査技師等に関する法律	第20条の3第1項	衛生検査所の登録	未設定 イ	３５日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	（総合）振興局保健環境部（道立保健所）経由
107	臨床検査技師等に関する法律	第20条の4第1項	衛生検査所の登録の変更	未設定 イ	１５日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
108	臨床検査技師等に関する法律施行規則	第18条 第1項	登録証明書の書換え交付の申請	未設定 イ	１５日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
109	臨床検査技師等に関する法律施行規則	第19条 第1項	登録証明書の再交付の申請	未設定 イ	１５日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
110	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第36条の8	一般用医薬品登録販売者試験合格証明書交付	未設定 イ	１７日 ７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
111	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第36条の8	一般用医薬品販売従事登録証書交付	未設定 イ	１７日 ７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
112	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第36条の8	一般用医薬品販売従事登録証書書換え交付	未設定 イ	１７日 ７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
113	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第36条の8	一般用医薬品販売従事登録証書再交付	未設定 イ	１７日 ７日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
114	保健師助産師看護師法	第19条 第2号	保健師養成所の指定	未設定 イ	１３５日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
115	保健師助産師看護師法	第20条 第2号	助産師養成所の指定	未設定 イ	１３５日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
116	保健師助産師看護師法	第21条 第3号	看護師養成所の指定	未設定 イ	１３５日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
117	保健師助産師看護師法施行令	第13条 第1項	看護師等養成所の学則等変更の承認	未設定 イ	１５日（５日） 〔課程変更又は入所定員増加の場合〕 １１０日（５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
118	保健師助産師看護師法施行令	第17条	看護師等養成所の指定取消しの申請	未設定 イ	４４日 （５日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
119	医療法	第4条 第1項	地域医療支援病院の名称の承認	設定	９５日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
120	医療法	第7条 第1項	病院等の開設許可	設定	２０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
121	医療法	第7条 第2項	開設許可事項に係る変更許可	設定	１６日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
122	医療法	第7条 第3項	診療所の病床の設置及び変更の許可	設定	２０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
123	医療法	第12条 第1項ただし書き	開設者以外の者による病院等の管理の許可	設定	１５日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
124	医療法	第12条 第2項	病院等の管理兼務許可	設定	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
125	医療法	第18条ただし書き	病院等の専属薬剤師配置免除の許可	設定	１５日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
126	医療法	第27条	病院等の施設の使用許可	未設定 イ	１０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
127	診療放射線技師法施行令	第7条 第1項、 第8条	診療放射線技師養成所の指定	未設定 イ	１３５日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
128	診療放射線技師法施行令	第9条 第1項	診療放射線技師養成所の変更承認	未設定 イ	６０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
129	診療放射線技師法施行令	第13条	診療放射線技師養成所の指定取消	未設定 イ	６０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
130	臨床検査技師法に関する法律施行令	第10条 第1項、 第11条	臨床検査技師養成所の指定	未設定 イ	１３５日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
131	臨床検査技師法に関する法律施行令	第12条 第1項	臨床検査技師養成所の変更承認	未設定 イ	６０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
132	臨床検査技師法に関する法律施行令	第16条	臨床検査技師養成所の指定取消	未設定 イ	６０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
133	理学療法士及び作業療法士法施行令	第9条 第1項、 第10条	理学療法士及び作業療法士養成施設の指定	未設定 イ	１３５日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
134	理学療法士及び作業療法士法施行令	第11条 第1項	理学療法士及び作業療法士養成施設の変更承認	未設定 イ	１３５日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
135	理学療法士及び作業療法士法施行令	第15条	理学療法士及び作業療法士養成施設の指定取消	未設定 イ	６０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
136	視能訓練士法施行令	第10条第1項 第11条	視能訓練士養成所の指定	未設定 イ	１３５日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
137	視能訓練士法施行令	第12条 第1項	視能訓練士養成所の変更承認	未設定 イ	６０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
138	視能訓練士法施行令	第16条	視能訓練士養成所の指定取消	未設定 イ	６０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
139	言語聴覚士学校養成所指定規則	第2条	言語聴覚士養成所の指定	未設定 イ	１３５日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
140	言語聴覚士学校養成所指定規則	第3条 第1項	言語聴覚士養成所の変更承認	未設定 イ	６０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	

141	言語聴覚士学校養成所指定規則	第8条	言語聴覚士養成所の指定取消	未設定 イ	６０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
142	臨床工学技士学校養成所指定規則	第2条	臨床工学技士養成所の指定	未設定 イ	１３５日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
143	臨床工学技士学校養成所指定規則	第3条 第1項	臨床工学技士養成所の変更承認	未設定 イ	６０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
144	臨床工学技士学校養成所指定規則	第2条	臨床工学技士養成所の指定取消	未設定 イ	６０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
145	義肢装具士学校養成所指定規則	第2条	義肢装具士養成所の指定	未設定 イ	１３５日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
146	義肢装具士学校養成所指定規則	第3条 第1項	義肢装具士養成所の変更承認	未設定 イ	６０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
147	義肢装具士学校養成所指定規則	第8条	義肢装具士養成所の指定取消	未設定 イ	６０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
148	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律施行令	第2条	はり師きゅう師養成施設の指定	未設定 イ	１３５日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
149	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律施行令	第3条 第1項	はり師きゅう師養成施設の変更承認	未設定 イ	１３５日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
150	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律施行令	第7条	はり師きゅう師養成施設の指定取消	未設定 イ	６０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
151	柔道整復師法施行令	第3条	柔道整復師養成施設の指定	未設定 イ	１３５日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
152	柔道整復師法施行令	第4条 第1項	柔道整復師養成施設の変更承認	未設定 イ	１３５日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
153	柔道整復師法施行令	第8条	柔道整復師養成施設の指定取消	未設定 イ	６０日	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
154	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の2 第1項	医療機器、体外診断用医薬品の製造販売業の許可	設定	６０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
155	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の2 第2項	医療機器、体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
156	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の2の3 第1項	医療機器、体外診断用医薬品の製造業の登録の更新	設定	６０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
157	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の2の3 第3項	医療機器、体外診断用医薬品の製造業の登録の更新	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
158	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の20 第1項	再生医療等製品の製造販売業の許可	設定	６０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
159	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第23条の20 第2項	再生医療等製品の製造販売業の許可の更新	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
160	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条の5第1項	再生医療等製品の販売業の許可	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	（総合）振興局保健環境部（道立保健所）経由
161	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条の5第4項	再生医療等製品の販売業の許可更新	設定	１７日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
162	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条の6第2項	再生医療等製品営業所管理者の兼務の許可	設定	１７日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
163	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第37条の2	医療機器、体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
164	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第37条の3	医療機器、体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
165	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第37条の9 第1項	医療機器及び体外診断用医薬品製造業の登録証の書換え交付	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
166	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第37条の10 第1項	医療機器及び体外診断用医薬品製造業の登録証の再交付	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
167	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第43条の4 第1項	再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
168	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第43条の5 第1項	再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付	設定	３０日 （１０日）	保健福祉部	地域医療推進局 医務薬務課	
169	栄養士法	第2条 第1項	栄養士免許証の交付	未設定 イ	２２日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	政令市、総合振興局・振興局経由
170	栄養士法施行令	第3条 第1項	栄養士名簿の訂正	未設定 イ	２２日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
171	栄養士法施行令	第4条 第1項	栄養士名簿の登録の抹消	未設定 イ	２２日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
172	栄養士法施行令	第5条 第1項	栄養士免許証の書換え交付	未設定 イ	２２日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
173	栄養士法施行令	第6条 第1項	栄養士免許証の再交付	未設定 イ	２２日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	

174	調理師法	第３条	調理師免許の交付	未設定 イ	２２日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	政令市のみ経由 （保健所長）
175	調理師法施行令	第11条 第1項	調理師名簿の訂正	未設定 イ	２２日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
176	調理師法施行令	第12条 第1項	調理師名簿の登録の消除	未設定 イ	２２日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
177	調理師法施行令	第13条 第1項	調理師免許証の書換交付	未設定 イ	２２日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
178	調理師法施行令	第14条 第1項	調理師免許証の再交付	未設定 イ	２２日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
179	歯科技工士法	第26条 第1項 第4号	歯科技工所の広告をするに当たっての許可	未設定 イ	１０日	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	（保健所長）
180	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第２条 第２項	被爆者健康手帳の交付	未設定 ハ	未設定	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
181	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第17条	医療費の支給	未設定 イ	４０日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	政令市、総合振興局・振興局経由
182	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第18条	一般疾病医療費の支給	未設定 イ	４０日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
183	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第19条 第１項	一般疾病医療機関の指定	未設定 イ	４０日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	政令市のみ経由 （保健所長）
184	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第24条 第２項	医療特別手当の支給決定	未設定 イ	４０日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	政令市、総合振興局・振興局経由
185	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第25条 第２項	特別手当の認定	未設定 イ	４０日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
186	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第26条 第２項	原子爆弾小頭症手当の認定	未設定 イ	４０日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
187	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第27条 第２項	健康管理手当の認定	未設定 イ	４０日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
188	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第28条 第２項	保健手当の認定	未設定 イ	４０日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
189	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第28条 第３項	保健手当の額の改定	未設定 イ	４０日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
190	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第31条	介護手当の支給決定	未設定 イ	４０日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	政令市、総合振興局・振興局経由
191	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第32条	葬祭料の支給決定	未設定 イ	４０日 （１０日）	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	政令市のみ経由 （保健所長）
192	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第33条	特別葬祭給付金の支給	未設定 ハ	未設定	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	政令市、総合振興局・振興局経由
193	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則	附則第２条 第４項	健康診断受診者証の交付	未設定 ハ	未設定	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	政令市、総合振興局・振興局経由
194	難病の患者に対する医療等に関する法律	第７条 第１項	特定医療費の支給認定	未設定 イ	３か月	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	政令市、総合振興局・振興局
195	難病の患者に対する医療等に関する法律	第10条 第２項	特定医療費の支給認定の変更の認定	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
196	難病の患者に対する医療等に関する法律	第５条 第１項	指定医療機関の指定	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
197	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則	第15条 第１項	指定医の指定	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
198	児童福祉法	第19条の２第１項	小児慢性特定疾病医療費の支給認定	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
199	児童福祉法	第19条の５第２項	小児慢性特定疾病医療費の支給認定の変更の認定	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
200	児童福祉法	第６条の２第２項	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
201	児童福祉法施行規則	第7条の10第１項	指定医の指定	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 地域保健課	
202	国民健康保険法	第17条 第1項	国民健康保険組合の設立	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 国保医療課	
203	食品衛生法	第25条 第１項	食品・添加物の検査	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	総合振興局（振興局）経由
204	食品衛生法	第26条 第１項	検査命令に係る製品検査	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	総合振興局（振興局）経由
205	食品衛生法	第55条 第１項	営業の許可	設定	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
206	製菓衛生師法	第3条	製菓衛生師の免許	未設定 イ	２４日 （５日）	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	総合振興局（振興局）・保健所設置市経由
207	製菓衛生師法　施行令	第3条 第1項	製菓衛生師名簿の訂正	未設定 イ	２４日 （５日）	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
208	製菓衛生師法　施行令	第4条 第1項	製菓衛生師名簿登録の消除	未設定 イ	２４日 （５日）	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
209	製菓衛生師法　施行令	第5条 第1項	免許証の書換え交付	未設定 イ	２４日 （５日）	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
210	製菓衛生師法　施行令	第6条 第1項	免許証の再交付	未設定 イ	２４日 （５日）	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
211	と畜場法	第4条 第1項	と畜場の設置の許可	設定	３５日 （７日）	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	総合振興局（振興局）・食肉衛生検査所経由

212	と畜場法	第12条 第1項	と畜場使用料及びとさつ解体料の認可	設定	３０日 （５日）	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	総合振興局(振興局)・食肉衛生検査所経由
213	と畜場法	第14条 第1項	獣畜の生体検査	設定	１日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
214	と畜場法	第14条 第2項	獣畜のと殺後検査	設定	１日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
215	と畜場法	第14条 第3項	獣畜の解体検査	設定	１日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
216	と畜場法	第14条 第4項	と畜場以外でとさつ、解体する獣畜の検査	設定	１日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
217	と畜場法施行令	第4条 第2号	と畜場以外の場所で獣畜をとさつすることができる場合の許可	設定	５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
218	化製場等に関する法律	第2条 第2項	死亡獣畜取扱場外における処理の禁止の特例の許可	設定	５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
219	化製場等に関する法律	第3条 第1項	化製場等の設置の許可	設定	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
220	化製場等に関する法律	第8条	魚介類・鳥類等製造貯蔵施設の設置の許可	設定	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
221	化製場等に関する法律	第9条 第1項	動物の飼養又は収容の許可	設定	１０日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
222	狂犬病予防法	第11条	狂犬病にかかった犬若しくはその疑いがある犬の殺害許可	未設定 ロ	５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
223	狂犬病予防法	第12条	犬の死体の引渡に関する許可	未設定 ロ	５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
224	公衆浴場法	第2条 第1項	公衆浴場業の許可	設定	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
225	公衆浴場法	第2条の2 第1項	浴場業の地位の承継の届出（相続、合併、分割）	未設定 イ	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
226	公衆浴場法	第４条	患者に対する入浴特例の許可	設定	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
227	興行場法	第2条 第1項	興行場の許可	設定	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
228	興行場法	第2条の2 第1項	興行場営業の地位の承継の届出（相続、合併、分割）	未設定 イ	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
229	クリーニング業法	第5条の2	クリーニング所の使用前の検査	設定	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
230	クリーニング業法	第5条の3 第1項	クリーニング業の地位の承継の届出（相続、合併、分割）	未設定 イ	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
231	クリーニング業法	第6条、 施行令第1条第2項、 施行令第1条第3項	クリーニング師の免許の交付等	設定	２４日 （５日）	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
232	クリーニング業法	第8条の2 第1項	クリーニング師の研修の指定	設定	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
233	クリーニング業法	第8条の3	業務従事者に対する講習の指定	設定	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
234	旅館業法	第3条 第1項	旅館業の許可	設定	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
235	旅館業法	第3条の2	旅館業の地位の承継の承認（法人の合併）	設定	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
236	旅館業法	第3条の2	旅館業の地位の承継の承認（法人の分割）	未設定 イ	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
237	旅館業法	第3条の3	旅館業の地位の承継の承認（個人の相続）	設定	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
238	理容師法	第11条の2	理容所の使用前の検査	設定	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
239	理容師法	第11条の3 第1項	理容業の地位の承継の届出（相続、合併、分割）	未設定 イ	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
240	理容師法	第11条の4 第2項	管理理容師講習会の指定	設定	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
241	美容師法	第12条	美容所の使用前の検査	設定	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
242	美容師法	第12条の2 第1項	美容業の地位の承継の届出（相続、合併、分割）	未設定 イ	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
243	美容師法	第12条の3 第2項	管理美容師講習会の指定	設定	１５日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
244	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第9条 第1項	適正化規程の認定、変更の認可	未設定 ロ	６０日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
245	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第14条の2 第1項	共済規程の認可	未設定 ロ	２４日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
246	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第14条の2 第3項	共済規程の変更・廃止の認可	未設定 ロ	２４日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
247	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第14条の10第1項	組合協約の認可、変更の認可	未設定 ロ	６０日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
248	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第14条の12第1項	組合協約に関するあっせん又は調停	未設定 ロ	２４日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	

249	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第24条 第1項	組合設立の認可	未設定 イ	２４日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
250	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第28条 第3項	組合定款の変更の認可	未設定 イ	２４日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
251	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第38条 第5項、 第42条	組合員による総会招集の承認	未設定 ロ	２４日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
252	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第49条 第6項	組合員による総代会招集の承認	未設定 ロ	２４日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
253	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第50条 第2項	共済事業を行う組合の解散に係る総会決議の認可	未設定 ロ	２４日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
254	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第52条の4 第1項	小組合設立の認可	未設定 ロ	２４日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
255	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第52条の7 第3項	小組合の合併の認可	未設定 ロ	２４日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
256	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第52条の10第1項	小組合の定款の変更の認可・組合員による総会招集の承認及び総代会招集の承認	未設定 ロ	２４日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
257	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第56条の6	生活衛生関係同業組合の組合員以外の者に対する事業活動の改善の勧告の申出	未設定 ロ	２４日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
258	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第57条の3 第1項	都道府県生活衛生営業指導センターの指定	未設定 ロ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
259	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第57条の4 第2項	都道府県生活衛生営業指導センターの事業の一部委託の承認	未設定 ロ	２４日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
260	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第57条の4 第3項	都道府県生活衛生営業指導センターの手数料徴収の承認	未設定 ロ	２４日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
261	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	第3条	食鳥処理の事業の許可	未設定 イ	設定小規模食鳥処理場以外 ２７日（７日） 設定小規模食鳥処理場 ２０日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	総合振興局(振興局)・食肉衛生検査所経由
262	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	第6条	食鳥処理の事業の変更の許可	未設定 イ	設定小規模食鳥処理場以外 ２７日（７日） 設定小規模食鳥処理場 ２０日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	総合振興局(振興局)・食肉衛生検査所経由
263	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	第15条 第1項	生体検査	設定	１日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
264	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	第15条 第2項	脱羽後検査	設定	１日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
265	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	第15条 第3項	内臓摘出後検査	設定	１日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
266	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	第16条 第１項	確認規程の認定	未設定 イ	１４日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
267	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	第16条 第2項	確認規程の変更の認定	未設定 イ	１４日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
268	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則	第17条	許可証の再交付	未設定 イ	設定小規模食鳥処理場以外 ２１日（７日） 設定小規模食鳥処理場 １４日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	総合振興局(振興局)・食肉衛生検査所経由
269	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則	第17条	認定証及び届出済証の再交付	未設定 イ	１４日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
270	温泉法	第3条 第1項	温泉ゆう出目的の土地の掘削許可	設定	６５日 （１５日）	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	総合振興局(振興局)・保健所設置市経由
271	温泉法	第5条 第2項	温泉ゆう出目的の土地の掘削許可の更新並びに温泉ゆう出路の増掘及び動力装置の許可更新	未設定 イ	２１日 （８日）	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
272	温泉法	第6条 第1項	法人の合併又は分割による土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認及び温泉ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認	未設定 イ	２１日 （８日）	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
273	温泉法	第7条 第1項	相続による土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認及び温泉ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認	未設定 イ	２１日 （８日）	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
274	温泉法	第7条の2第1項	掘削のための施設等の変更	未設定 イ	４５日 （１５日）	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
275	温泉法	第11条第1項	温泉ゆう出路の増掘及び動力装置の許可	設定	６５日 （１５日）	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	

276	温泉法	第14条の2第1項	温泉の採取の許可	未設定 イ	保健所設置市管内分 ４５日（１５日） 道立保健所管内 １７日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	保健所設置市経由
277	温泉法	第14条の3第1項	法人の合併又は分割による温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認	未設定 イ	保健所設置市管内分 ２１日（８日） 道立保健所管内 １７日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
278	温泉法	第14条の4第1項	相続による温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認	未設定 イ	保健所設置市管内分 ２１日（８日） 道立保健所管内 １７日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
279	温泉法	第14条の5第1項	可燃性天然ガスの濃度についての確認	未設定 イ	保健所設置市管内分 ２１日（８日） 道立保健所管内 １７日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
280	温泉法	第14条の7第1項	温泉の採取のための施設等の変更	未設定 イ	保健所設置市管内分 ４５日（１５日） 道立保健所管内 １７日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
281	温泉法	第15条 第1項	温泉利用の許可	設定	１７日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
282	温泉法	第16条 第1項	法人の合併又は分割による温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認	未設定 イ	１７日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
283	温泉法	第17条 第1項	相続による温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認	未設定 イ	１７日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
284	温泉法	第19条 第1項	温泉成分分析を行う者の登録	設定	２０日 （５日）	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	総合振興局(振興局)・保健所設置市経由
285	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第12条の2	事業の登録	設定	２０日 （７日）	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
286	北海道胞衣及び産わい物処理条例	第3条	処理所の設置・収集処理業の経営・変更・廃止の許可	未設定 イ	処理所の設置・下記以外 ２４日 複数保健所区域にわたる収集処理業 ３０日（５日）	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
287	食品衛生法施行令	第14条	食品衛生管理者等養成施設の登録	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
288	食品衛生法施行令	第18条	食品衛生管理者等養成施設の登録の取消し	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
289	食品衛生法施行令	第21条	食品衛生管理者等講習会の登録	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
290	製菓衛生師法施行令	第19条	製菓衛生師養成施設の指定	未設定 イ	９０日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
291	製菓衛生師法施行令	第21条 第1項	製菓衛生師養成施設の内容変更・廃止	未設定 イ	９０日	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
292	製菓衛生師法施行令	第23条	製菓衛生師養成施設の指定の取消し	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
293	理容師養成施設指定規則	第3条	理容師養成施設の指定	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
294	理容師養成施設指定規則	第6条	理容師養成施設の変更・廃止	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
295	美容師養成施設指定規則	第2条	美容師養成施設の指定	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
296	美容師養成施設指定規則	第5条	美容師養成施設の変更・廃止	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
297	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第56条の3	生活衛生関係同業組合が作成する振興計画の認定・変更	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
298	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令	第1条	食鳥処理衛生管理者養成施設の登録	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
299	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令	第5条	食鳥処理衛生管理者養成施設の登録の取消し	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
300	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令	第8条	食鳥処理衛生管理者講習会の登録	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
301	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	第21条第1項	指定検査機関の指定	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
302	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	第26条	指定検査機関の役員等の選任及び解任の認可等	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
303	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	第28条	指定検査機関の業務規程の認可等	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
304	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	第29条	指定検査機関の事業計画の認可等	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	

305	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	第32条	指定検査機関の業務の休廃止の許可等	未設定 イ	未設定	保健福祉部	健康安全局 食品衛生課	
306	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第37条の2第1項	結核適正医療の公費負担に係る承認	未設定 イ	１５日	保健福祉部	感染症対策局 感染症対策課	(保健所長)
307	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条 第2項	感染症指定医療機関の指定	未設定 イ	５日	保健福祉部	感染症対策局 感染症対策課	(保健所長)
308	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第42条 第１項	結核患者の緊急時の療養費の支給	未設定 イ	２０日 （５日）	保健福祉部	感染症対策局 感染症対策課	
309	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第37条 第１項	入院医療費の負担	未設定 イ	１５日	保健福祉部	感染症対策局 感染症対策課	(保健所長)
310	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第42条 第１項	療養費の支給（結核患者を除く）	未設定 イ	７日	保健福祉部	感染症対策局 感染症対策課	(保健所長)
311	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	第19条 第１項	親族に対する援護	未設定 イ	３０日	保健福祉部	感染症対策局 感染症対策課	政令市、総合振興局・振興局経由
312	戦傷病者特別援護法	第4条第1項	戦傷病者手帳の交付	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
313	戦傷病者特別援護法	第4条第2項	戦傷病者手帳の交付（目症該当者）	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
314	戦傷病者特別援護法	第17条第1項	療養費の支給	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
315	戦傷病者特別援護法	第18条第1項	療養手当の支給	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
316	戦傷病者特別援護法	第19条第1項	葬祭費の支給	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
317	戦傷病者特別援護法	第19条第2項	葬祭費相当額の支給	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
318	戦傷病者特別援護法	第20条第1項	更生医療の給付	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
319	戦傷病者特別援護法	第20条第4項	更生医療に要する費用の支給	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
320	戦傷病者特別援護法	第21条第1項	補装具の支給及び修理	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
321	戦傷病者特別援護法	第21条第4項	補装具購入又は修理に要する費用の支給	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
322	戦傷病者特別援護法施行令	第6条	戦傷病者手帳の再交付	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
323	戦傷病者特別援護法	附則第11項	旧法規定による療養費等の受給権者に対する療養費等の支給	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
324	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	第4条	特別弔慰金を受ける権利の裁定	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
325	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法	第4条	特別給付金を受ける権利の裁定	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
326	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法	第3条第7項	特別給付金を受ける権利の裁定	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
327	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法	第3条第2項	特別給付金を受ける権利の裁定	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
328	未帰還者に関する特別措置法	第3条	弔慰料の支給	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
329	未帰還者留守家族等援護法	第5条	留守家族手当の支給	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
330	未帰還者留守家族等援護法	第16条第1項	葬祭料の支給	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
331	未帰還者留守家族等援護法	第17条第1項	遺骨引取経費の支給	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
332	未帰還者留守家族等援護法	第26条	障害一時金の支給	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
333	引揚者給付金等支給法	第3条	引揚者給付金等を受ける権利の認定	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
334	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律	第3条第2項	特別交付金を受ける権利の認定	設定	１月	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
335	社会福祉法	第31条第1項	社会福祉法人の定款の認可	設定	24日	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
336	社会福祉法	第45条の36第2項	社会福祉法人の定款変更の認可	設定	20日	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
337	社会福祉法	第46条第2項	社会福祉法人の解散の認可又は認定	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
338	社会福祉法	第50条第3項 第54条の6第2項	社会福祉法人の合併の認可	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
339	社会福祉法	第55条の2第1項	社会福祉充実計画の承認	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
340	社会福祉法	第55条の3第1項	社会福祉充実計画の変更の承認	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	

341	社会福祉法	第55条の4	社会福祉充実計画の終了の承認	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
342	社会福祉法	第62条第2項	社会事業授産施設の設置許可	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
343	社会福祉法	第63条第2項	社会事業授産施設の変更許可	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
344	生活保護法	第24条第3項	保護の開始の申請に対する処分	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
345	生活保護法	第24条第9項	保護の変更の申請に対する処分	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
346	生活保護法	第41条第3項	保護施設の認可の申請に対する処分	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
347	生活保護法	第41条第5項	保護施設の名称等の変更の申請に対する処分	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
348	生活保護法	第42条	保護施設の休止又は廃止の時期の許可	未設定 ロ	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
349	生活保護法	第49条	指定医療機関の指定	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
350	生活保護法	第54条の2第1項	指定介護機関の指定	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
351	生活保護法	第55条第1項	助産機関及び施術機関の指定の申請	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
352	生活保護法	第55条の4第1項	就労自立給付金の支給	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
353	生活保護法	第55条の5第1項	進学準備給付金の支給	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 地域福祉課	
354	介護保険法	第70条第1項	指定居宅サービス事業者の指定	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
355	介護保険法	第70条の2第1項	指定居宅サービス事業者の指定の更新	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
356	介護保険法	第86条第1項	指定介護老人福祉施設の指定	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
357	介護保険法	第86条の2第1項	指定介護老人福祉施設の指定の更新	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
358	介護保険法	第94条第1項	介護老人保健施設の開設許可	設定	１４日 （４日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
359	介護保険法	第94条第2項	介護老人保健施設の変更許可	設定	１４日 （４日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
360	介護保険法	第94条の2第1項	介護老人保健施設の開設許可の更新	設定	１４日 （４日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
361	介護保険法	第95条第1項	介護老人保健施設の管理者の承認	設定	１４日 （４日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
362	介護保険法	第95条第2項	介護老人保健施設の医師以外の管理者の承認	設定	１４日 （４日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
363	介護保険法	第98条第1項	介護老人保健施設に関して広告できる事項の許可	設定	１４日 （４日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
364	介護保険法	第107条の2第1項（旧法）	指定介護療養型医療施設の指定の更新	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
365	介護保険法	第108条第1項（旧法）	指定介護療養型医療施設の指定変更承認	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
366	介護保険法	第107条第1項	介護医療院の開設許可	設定	１４日 （４日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
367	介護保険法	第107条第2項	介護医療院の変更許可	設定	１４日 （４日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
368	介護保険法	第108条第1項	介護医療院の開設許可の更新	設定	１４日 （４日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
369	介護保険法	第109条第1項	介護医療院の管理者の承認	設定	１４日 （４日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
370	介護保険法	第109条第2項	介護医療院の医師以外の管理者の承認	設定	１４日 （４日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
371	介護保険法	第112条第1項	介護医療院に関して広告できる事項の許可	設定	１４日 （４日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
372	介護保険法	第115条の2第1項	指定介護予防サービス事業者の指定	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
373	介護保険法	第115条の11	指定介護予防サービス事業者の指定の更新	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
374	老人福祉法	第15条第4項	社会福祉法人立の養護老人ホーム等の設置認可	設定	２８日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
375	老人福祉法	第16条第3項	社会福祉法人立の養護老人ホーム等の廃止等の認可	設定	２８日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
376	社会福祉法	第62条第2項	軽費老人ホームの設置許可	設定	２８日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
377	社会福祉法	第63条第2項	軽費老人ホームの変更許可	設定	２８日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
378	介護保険法施行令	第3条 第2項	介護職員初任者研修事業者の指定	設定	１月	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
379	社会福祉士及び介護福祉士法施行令	第3条	介護福祉士養成施設及び介護福祉士実務者養成施設の指定申請	設定	１３５日 ※介護福祉士実務者養成施設の指定申請は６８日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	

380	社会福祉士及び介護福祉士法施行令	第3条	社会福祉士養成施設の指定申請	設定	１３５日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
381	社会福祉士及び介護福祉士法施行令	第4条	介護福祉士養成施設及び介護福祉士実務者養成施設の変更承認申請	設定	１３５日 ※介護福祉士養成施設の入所定員又は学級数の減に係る学則の変更並びに介護福祉士実務者養成施設の変更は、６８日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
382	社会福祉士及び介護福祉士法施行令	第4条	社会福祉士養成施設の変更承認申請	設定	１３５日 ※入所定員又は学級数の減に係る学則の変更は６８日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
383	社会福祉法施行令	第5条	社会福祉主事養成機関の指定申請	設定	１３５日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
384	社会福祉法施行令	第6条	社会福祉主事養成機関の変更承認申請	設定	１３５日 ※入所定員又は学級数の減に係る学則の変更は６８日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
385	介護保険法	第69条の2第1項	介護支援専門員の登録	未設定 イ	１４日 （３日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
386	介護保険法	第69条の3	介護支援専門員の登録の移転	未設定 イ	２１日 （１０日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
387	介護保険法	第69条の6第1項第1号	介護支援専門員の登録の消除	未設定 イ	１４日 （３日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
388	介護保険法	第69条の7第1項	介護支援専門員証の交付	未設定 イ	１４日 （３日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
389	介護保険法施行規則	第113条の23第1項	介護支援専門員証の書換え交付	未設定 イ	１４日 （３日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
390	介護保険法施行規則	第113条の25第1項	介護支援専門員証の再交付	未設定 イ	１４日 （３日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
391	介護保険法施行規則	第113条の20第3項	介護支援専門員証の移転交付	未設定 イ	１４日 （３日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
392	介護保険法	第69条の8第1項	介護支援専門員証の有効期間の更新	未設定 イ	１４日 （３日）	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
393	介護保険法	第69条の27	指定試験実施機関の指定	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
394	介護保険法	第69条の33	指定研修実施機関の指定	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
395	介護保険法	第115条の36	指定調査機関の指定	設定	２１日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
396	介護保険法	第115条の42	指定情報公表センターの指定	設定	２１日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
397	社会福祉士及び介護福祉士法	附則第27条第1項	登録特定行為事業者に係る登録	未設定 イ	１４日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
398	社会福祉士及び介護福祉士法	第48条の3第1項	登録喀痰吸引等事業者に係る登録	未設定 イ	１４日	保健福祉部	福祉局 高齢者保健福祉課	
399	精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則	第3条	精神保健福祉士養成施設の指定申請	設定	１３５日	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
400	精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則	第4条	精神保健福祉士養成施設の変更承認申請	設定	１３５日	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
401	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第54条	通院医療費公費負担の認定	設定	３０日 （７日）	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
402	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第59条	指定自立支援医療機関の指定	設定	３０日 （１４日）	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
403	身体障害者福祉法	第15条 第4項	身体障害者手帳の交付	設定	３０日 （７日）	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
404	身体障害者福祉法	第20条	身体障害者補助犬の貸与	設定	未設定	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	別表１付表
405	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第5条、 第5条第2項	特別児童扶養手当の受給資格認定（再認定）	設定	７０日 （１０日）	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
406	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第19条、 第26条	障害児福祉手当の受給資格の認定（再認定）	設定	５０日 （１０日）	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
407	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5	特別障害者手当の受給資格の認定（再認定）	設定	５０日 （１０日）	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
408	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第19条の8	指定病院の指定	設定	２４日 （１０日）	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
409	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第33条の7第1項	応急入院指定病院の指定	設定	２４日 （１０日）	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
410	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第40条	仮退院の許可	未設定 ハ	７日	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
411	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条 第1項	精神障害者保健福祉手帳の交付	設定	３０日 （７日）	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
412	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条 第4項	精神障害者保健福祉手帳の更新	設定	３０日 （７日）	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	

413	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令	第33条	医療受給者証の再交付	設定	１４日 （７日）	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
414	身体障害者福祉法施行令	第10条	身体障害者手帳の再交付	設定	１２日 （７日）	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
415	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第9条 第1項	障害等級の変更	設定	３０日 （７日）	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
416	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第10条 第1項	手帳の再交付	設定	１４日 （７日）	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
417	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則	第6条 第1項	措置入院者の転院の承認	未設定 ハ	３日	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
418	北海道精神障害者措置入院費徴収等規則	第3条 第2項	措置入院費用の減免	未設定 ハ	３０日	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
419	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第36条	指定障害福祉サービス事業者の指定	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
420	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第37条	指定障害福祉サービス事業者の指定の変更	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
421	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第38条	指定障害者支援施設の指定	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
422	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第39条	指定障害者支援施設の指定の変更	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
423	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第41条	指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
424	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の19	指定一般相談支援事業者の指定	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
425	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の21	指定一般相談支援事業者の指定の更新	設定	１４日	保健福祉部	福祉局 障がい者保健福祉課	
426	母体保護法	第15条 第1項	受胎調節実地指導員の指定	設定	１３日 （３日）	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
427	母体保護法	第15条 第2項	受胎調節実地指導員の講習の認定	設定	２４日 （１０日）	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
428	母体保護法	第20条 第5項	指定養育医療機関の指定	設定	２１日 （７日）	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
429	骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則	第3条 第1項	医療費の減免	未設定 ハ	未設定	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
430	児童扶養手当法	第6条	手当の受給資格認定	設定	６０日 （１０日）	保健福祉部	子ども政策局 子ども家庭支援課	
431	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条 第1項 及び 第3項	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型）の認定	設定	１２０日 （３０日）	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
432	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第7条 第1項	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型）の認定の取消し	設定	２１日 （７日）	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
433	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条 第1項 及び 第3項	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（保育所型、地方裁量型）の認定	設定	９０日	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
434	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第7条 第1項	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（保育所型、地方裁量型）の認定の取消し	設定	１４日	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
435	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第17条 第1項	幼保連携型認定こども園の認可	設定	９０日 （３０日）	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
436	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第22条 第1項	幼保連携型認定こども園の廃止等の認可	設定	９０日 （３０日）	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
437	児童福祉法	第18条の10第1項	保育士試験指定試験機関の役員の選任の認可	未設定 ハ	未設定	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
438	児童福祉法	第18条の13第1項	保育士試験の試験事務規定の認可	未設定 ハ	未設定	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
439	児童福祉法	第18条の14	保育士試験の指定試験期間の事業計画、収支予算の認可	未設定 ハ	未設定	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
440	児童福祉法	第18条の18第1項	保育士の登録	未設定 イ	５３日	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
441	児童福祉法	第20条 第1項	療育の給付の決定	設定	２４日 （７日）	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
442	児童福祉法	第20条 第5項	指定療育機関の指定	設定	２４日 （７日）	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
443	児童福祉法	第21条の5の15 第24条の9	指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の指定	設定	１４日	保健福祉部	子ども政策局 子ども家庭支援課	
444	児童福祉法	第35条 第4項	児童福祉施設の設置認可	設定	１４日	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課 子ども家庭支援課	
445	児童福祉法	第35条 第4項	保育所の認可申請	設定	９０日 （３０日）	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	

446	児童福祉法	第35条 第12項	児童福祉施設の廃止等の承認	設定	１４日	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課 子ども家庭支援課	
447	児童福祉法	第35条 第12項	保育所の廃止の承認申請	設定	１４日	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
448	児童福祉法	第47条 第1項	縁組承諾の許可	未設定 ハ	２１日 （７日）	保健福祉部	子ども政策局 子ども家庭支援課	
449	児童福祉法施行令	第11条	保育士試験事務の休廃止の許可	未設定 ハ	未設定	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
450	児童福祉法施行規則	第6条の9 第4号	保育士試験受験資格の認定	設定	未設定	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
451	児童福祉法施行令	第5条	指定保育士養成施設の指定申請	設定	１３５日	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
452	児童福祉法施行令	第5条	指定保育士養成施設の変更承認申請	設定	１３５日	保健福祉部	子ども政策局 子ども政策企画課	
453	児童福祉法施行規則	第6条の11	保育士試験の一部科目免除	未設定 イ	未設定	保健福祉部	一般社団法人 全国保育士養成協議会	
1	北海道立地域食品加工技術センター条例	第8条 第1項	利用の承認	設定	１日（原則として利用承認申請書が提出された日）	経済部	食関連産業局 食産業振興課	北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター 北海道立十勝圏地域食品加工技術センター
2	北海道立地域食品加工技術センター条例	第12条 第6項	利用料金の減免	未設定 ロ	未設定	経済部	食関連産業局 食産業振興課	
3	北海道立地域食品加工技術センター条例	第12条 第3項	利用料金の額の承認	設定	５日	経済部	食関連産業局 食産業振興課	
4	北海道立地域食品加工技術センター条例	第14条	手数料の減免	未設定 ロ	未設定	経済部	食関連産業局 食産業振興課	
5	旅行業法	第3条	旅行業又は旅行業者代理業の登録	未設定 イ	４０日	経済部	観光局 観光振興課	
6	旅行業法	第6条の3第1項	旅行業の登録の有効期間の更新の登録	未設定 イ	４０日	経済部	観光局 観光振興課	
7	旅行業法	第6条の4第1項	旅行業の登録の業務範囲の変更登録	未設定 イ	４０日	経済部	観光局 観光振興課	
8	旅行業法	第12条の2第1項	旅行業約款の認可及び変更の認可	設定	４０日	経済部	観光局 観光振興課	
9	旅行業法	第23条	旅行サービス手配業の登録	未設定 イ	４０日	経済部	観光局 観光振興課	
10	通訳案内士法	第18条 第22条	全国通訳案内士の登録	未設定 イ	２５日	経済部	観光局 観光振興課	
11	通訳案内士法	第24条	全国通訳案内士の登録証の再交付	未設定 イ	２５日	経済部	観光局 観光振興課	
12	地球温暖化対策の推進に関する法律	第38条 第１項	都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定	未設定 ロ	未設定	経済部	ゼロカーボン推進局 地球温暖化対策課	
13	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第27条、第30条、施行規則 第8条、第9条	第一種フロン類充塡回収業者の登録及び更新	未設定 イ	３０日	経済部	ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課	
14	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第46条、施行規則第49条	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条の規定に基づく第一種フロン類充塡回収業者の引渡義務の例外の認定	設定	３０日	経済部	ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課	
15	卸売市場法	第13条 第５項	地方卸売市場の認定	未設定 イ	１４日	経済部	地域経済局 中小企業課	申請先：各(総合)振興局商工労働観光課
16	卸売市場法	第14条及び第６条第３項で準用する第４条第５項	地方卸売市場の変更の認定	未設定 イ	１４日	経済部	地域経済局 中小企業課	申請先：各(総合)振興局商工労働観光課
17	小売商業調整特別措置法	第3条 第1項	小売市場(貸付、譲渡)の許可	設定	１４日 （２日）	経済部	地域経済局 中小企業課	申請先：石狩･上川(総合)振興局商工労働観光課
18	小売商業調整特別措置法	第7条 第1項	小売市場の変更の許可	設定	１４日 （２日）	経済部	地域経済局 中小企業課	申請先：石狩･上川(総合)振興局商工労働観光課
19	商店街振興組合法	第36条 第1項	商店街振興組合連合会の設立認可	設定	１５日	経済部	地域経済局 中小企業課	
20	商店街振興組合法	第55条 第5項	商店街振興組合連合会の組合員による役員改選総会招集の承認	未設定 イ	６日	経済部	地域経済局 中小企業課	
21	商店街振興組合法	第59条	商店街振興組合連合会の組合員による総会招集の承認	未設定 イ	６日	経済部	地域経済局 中小企業課	
22	商店街振興組合法	第62条 第2項	商店街振興組合連合会の定款変更の認可	設定	６日	経済部	地域経済局 中小企業課	
23	商店街振興組合法	第73条 第3項	商店街振興組合連合会の組合合併の認可	設定	１５日	経済部	地域経済局 中小企業課	
24	中小小売商業振興法	第4条 第1項	商店街整備計画の認定	設定	２０日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	申請先：各(総合)振興局商工労働観光課
25	中小小売商業振興法	第4条 第2項	店舗等集団化計画の認定	設定	２０日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	申請先：各(総合)振興局商工労働観光課

26	中小小売商業振興法	第4条 第3項	共同店舗等整備計画の認定	設定	２０日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	申請先：各(総合)振興局商工労働観光課
27	中小小売商業振興法	第4条 第6項	商店街整備等支援計画の認定	設定	２０日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	申請先：各(総合)振興局商工労働観光課
28	中小小売商業振興法施行令	第9条 第1項	認定計画の変更の認定	設定	２０日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	申請先：各(総合)振興局商工労働観光課
29	信用保証協会法	第33条	業務方法書の変更の認可	設定	１月	経済部	地域経済局 中小企業課	
30	中小企業等協同組合法	第9条の2第7項	特定共済組合等が他の事業を行うことの承認	未設定 ロ	未設定	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会、総合振興局
31	中小企業等協同組合法	第9条の2の2 第2項	団体協約のあっせん又は調停	設定	（本庁所管分） ６０日（１０日） （総合振興局所管分） ６５日（１５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会、総合振興局 北海道中小企業団体中央会、本庁
32	中小企業等協同組合法	第9条の2の3 第1項	組合員以外の者の事業の利用の特例の認可（第9条の9第5項において準用する場合を含む。）	設定	（本庁所管分） ２７日（１０日） （総合振興局所管分） ２７日（５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会、総合振興局 北海道中小企業団体中央会
33	中小企業等協同組合法	第9条の6の2 第1項	事業協同組合の共済規程の認可（第9条の9第5項において準用する場合を含む。）	未設定 ロ	未設定	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会、総合振興局
34	中小企業等協同組合法	第9条の6の2 第4項	事業協同組合の共済規程の変更及び廃止の認可	未設定 ロ	未設定	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会、総合振興局
35	中小企業等協同組合法	第27条の2第1項	事業協同組合等の設立の認可	設定	（本庁所管分） ２７日（１０日） （総合振興局所管分） ２２日（５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会、総合振興局 北海道中小企業団体中央会
36	中小企業等協同組合法	第48条	組合員による臨時総会招集の承認	設定	（本庁所管分） ２４日（１０日） （総合振興局所管分） １９日（５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会、総合振興局 北海道中小企業団体中央会、本庁
37	中小企業等協同組合法	第51条 第2項	事業協同組合等の定款変更の認可	設定	（本庁所管分） ２７日（１０日） （総合振興局所管分） ２２日（５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会、総合振興局 北海道中小企業団体中央会
38	中小企業等協同組合法	第57条の2	火災共済協同組合等の火災共済規程の変更の認可	設定	５４日 （１０日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会、総合振興局
39	中小企業等協同組合法	第57条の5	共済事業を行う組合等の余裕金の運用の認可	未設定 ロ	未設定	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会、総合振興局
40	中小企業等協同組合法	第62条 第4項	火災共済協同組合等の解散決議の認可	未設定 ハ	５４日 （１０日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会、総合振興局
41	中小企業等協同組合法	第66条 第1項	事業協同組合等の合併認可	設定	（本庁所管分） ２７日（１０日） （総合振興局所管分） ２２日（５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会、総合振興局 北海道中小企業団体中央会
42	中小企業等協同組合法	第82条の2	中小企業団体中央会の認可	未設定 ハ	３０日 （１０日）	経済部	地域経済局 中小企業課	総合振興局
43	中小企業等協同組合法	規則第169条第2項	説明書類の縦覧開始の延期の承認	未設定 ロ	未設定	経済部	地域経済局 中小企業課	
44	中小企業等協同組合法	規則第187条第3項	決算関係書類の提出延期の承認	未設定 ロ	未設定	経済部	地域経済局 中小企業課	
45	中小企業団体の組織に関する法律	第5条の7 第2項	協業組合の事業転換の認可	設定	２２日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会
46	中小企業団体の組織に関する法律	第5条の17第1項	協業組合の設立認可	設定	２２日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会
47	中小企業団体の組織に関する法律	第5条の23第3項	協業組合の組合員による臨時総会の招集承認	設定	２２日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会
48	中小企業団体の組織に関する法律	第5条の23第3項	協業組合の定款の変更の認可	設定	２２日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会
49	中小企業団体の組織に関する法律	第5条の23第3項	協業組合の余裕金運用の認可	未設定 ロ	未設定	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会
50	中小企業団体の組織に関する法律	第5条の23第4項	協業組合の合併の認可	設定	２２日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会
51	中小企業団体の組織に関する法律	第9条	商工組合の特別の地区の承認	設定	３３日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会
52	中小企業団体の組織に関する法律	第17条の2第1項	商工組合員以外の者の事業利用の特例の認可	設定	３３日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会
53	中小企業団体の組織に関する法律	第33条	商工組合連合会の組合員以外の者の事業利用の特例の認可	設定	３３日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会

54	中小企業団体の組織に関する法律	第42条 第1項	商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	設定	３３日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会
55	中小企業団体の組織に関する法律	第47条 第2項	商工組合及び商工組合連合会の定款変更の認可	設定	３３日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会
56	中小企業団体の組織に関する法律	第47条 第2項	商工組合及び商工組合連合会の組合員による臨時総会招集の承認	設定	３３日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会
57	中小企業団体の組織に関する法律	第47条 第2項	商工組合の余裕金運用の認可	未設定 ロ	未設定	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会
58	中小企業団体の組織に関する法律	第47条 第3項	商工組合及び商工組合連合会の合併の認可	設定	３３日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会
59	中小企業団体の組織に関する法律	第95条 第4項	事業協同組合等から協業組合への組織変更の認可	設定	２３日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会
60	中小企業団体の組織に関する法律	第96条 第5項	商工組合から事業協同組合への組織変更の認可	設定	２３日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会
61	中小企業団体の組織に関する法律	第97条 第2項	事業協同組合から商工組合への組織変更の認可	設定	３３日 （５日）	経済部	地域経済局 中小企業課	北海道中小企業団体中央会
62	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律	第12条第1項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による認定	設定	2月	経済部	地域経済局 中小企業課	
63	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第12条第37項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第37項の規定による確認	設定	2月	経済部	地域経済局 中小企業課	
64	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第13条第1項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項の規定による確認	設定	2月	経済部	地域経済局 中小企業課	
65	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第13条第6項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第6項の規定による確認	設定	2月	経済部	地域経済局 中小企業課	
66	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第13条第9項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第9項の規定による確認	設定	2月	経済部	地域経済局 中小企業課	
67	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第13条の2第1項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の2第1項の規定による確認	設定	2月	経済部	地域経済局 中小企業課	
68	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第13条の2第4項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の2第4項の規定による確認	設定	2月	経済部	地域経済局 中小企業課	
69	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第17条第1項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第1項の規定による確認	設定	1月	経済部	地域経済局 中小企業課	
70	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第17条第5項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第5項の規定による変更の確認	設定	1月	経済部	地域経済局 中小企業課	
71	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第18条第1項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条第1項の規定による変更の確認	設定	1月	経済部	地域経済局 中小企業課	
72	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第18条第2項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条第2項の規定による変更の確認	設定	1月	経済部	地域経済局 中小企業課	
73	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第18条第3項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条第3項の規定による変更の確認	設定	1月	経済部	地域経済局 中小企業課	
74	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第18条第4項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条第4項の規定による変更の確認	設定	1月	経済部	地域経済局 中小企業課	
75	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第18条第7項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条第7項の規定による変更の確認	設定	1月	経済部	地域経済局 中小企業課	
76	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第18条第8項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条第8項の規定による変更の確認	設定	1月	経済部	地域経済局 中小企業課	
77	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第20条第1項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第1項の規定による変更の確認	設定	1月	経済部	地域経済局 中小企業課	
78	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第20条第2項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第2項の規定による変更の確認	設定	1月	経済部	地域経済局 中小企業課	
79	中小企業等経営強化法	第7条	特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認	設定	1月	経済部	地域経済局 中小企業課	
80	中小企業等経営強化法施行規則	第9条第1項	特定新規中小企業者の確認	未設定 イ	1月	経済部	地域経済局 中小企業課	

81	中小企業等経営強化法施行規則	第10条第1項	中小企業等経営強化法施行規則第10条第1項の確認	未設定 イ	1月	経済部	地域経済局 中小企業課	
82	中小企業等経営強化法施行規則	第11条第1項	特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認	未設定 イ	1月	経済部	地域経済局 中小企業課	
83	中小企業等経営強化法施行規則	第12条第1項	中小企業等経営強化法施行規則第12条第1項の確認	未設定 イ	1月	経済部	地域経済局 中小企業課	
84	商工会法	第44条第2項	商工会の定款変更の認可（商工会の地区が2以上の市町村の区域にわたる場合）	設定	24日	経済部	地域経済局 中小企業課	
85	商工会法	第55条の15	商工会連合会の設立の認可	設定	50日	経済部	地域経済局 中小企業課	
86	商工会法	第58条第4項	商工会連合会の会員による総会召集の承認	設定	7日	経済部	地域経済局 中小企業課	
87	商工会法	第58条第4項	商工会連合会の定款変更の認可	設定	24日	経済部	地域経済局 中小企業課	
88	商工会法	第58条第6項	商工会連合会の財産処分方法の認可	設定	7日	経済部	地域経済局 中小企業課	
89	商工会法	第58条第6項	商工会連合会の財産処分方法の認可（議決が不可能な場合）	設定	15日	経済部	地域経済局 中小企業課	
90	商工会議所法	第7条第2項	特定商工業者の該当基準の引上げの許可	未設定 ロ	未設定	経済部	地域経済局 中小企業課	
91	商工会議所法	第10条第2項	法定台帳の作成期間の延長	未設定 ロ	未設定	経済部	地域経済局 中小企業課	
92	商工会議所法	第12条第1項	特定商工業者に対する負担金の賦課の許可	設定	15日	経済部	地域経済局 中小企業課	
93	商工会議所法	第46条第2項	定款変更の認可	設定	20日 〈50日〉	経済部	地域経済局 中小企業課	〈　〉内は市町村区域に係るもの
94	商工会議所法	第60条第2項	商工会議所の解散の認可	未設定 ロ	未設定	経済部	地域経済局 中小企業課	
95	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	①法第5条第1項、第2項、第3項 ②法第6条第1項	①事業継続力強化支援計画の認定 ②事業継続力強化支援計画の変更認定	設定	未設定	経済部	地域経済局 中小企業課	
96	砂利採取法	第3条 第4条 第5条	砂利採取業者登録	未設定 イ	１０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
97	砂利採取法	第6条第1項第5号ロ 第15条 第2項	砂利採取業務主任者認定	未設定 イ	３０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
98	砂利採取法	第16条 第17条 第18条 第19条 第20条	砂利採取計画認可 砂利採取計画変更認可	設定	３０日 ただし、砂利採取計画の認可に関する条例第７条第３項に該当する場合は６０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
99	砂利採取業者の登録等に関する規則	第14条	砂利採取業務主任者合格証等の再交付申請	未設定 イ	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
100	採石法	第32条 第32条の2 第32条の3 第32条の4	採石業者登録	未設定 イ	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
101	採石法	第32条の4第1項第5号ロ 第32条の13第2項	採石業務管理者認定	設定	３０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
102	採石法	第33条 第33条の2 第33条の3 第33条の4 第33条の5 第33条の6 第33条の7	採取計画認可 採取計画の変更認可	設定	６０日 ただし、岩石採取計画認可要綱第１１条のただし書きに該当する場合は９０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
103	採石法施行規則	第8条の13	採石業務管理者合格証等の再交付	未設定 イ	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
104	高圧ガス保安法	第5条 1項	高圧ガス製造許可	未設定 イ	２５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
105	高圧ガス保安法	第14条 第1項	高圧ガス製造変更許可	未設定 イ	２０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
106	高圧ガス保安法	第16条	高圧ガス貯蔵所許可	未設定 イ	２０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
107	高圧ガス保安法	第19条	高圧ガス貯蔵所変更許可	未設定 イ	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
108	高圧ガス保安法	第20条 第1項	高圧ガス完成検査	未設定 イ	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
109	高圧ガス保安法	第20条 第3項	高圧ガス変更工事の完成検査	未設定 イ	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
110	高圧ガス保安法	第22条 第1項	高圧ガス輸入検査	未設定 イ	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
111	高圧ガス保安法	第29条 第3項	製造保安責任者・販売主任者免状の交付	未設定 イ	１４日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	

112	高圧ガス保安法	第35条 第1項	保安検査	未設定 イ	３０日 （ただし、保安検査申請から保安検査を受ける必要がある日までの期間が６０日から３１日の間である場合はその期間とする。）	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
113	高圧ガス保安法	第44条 第1項	容器検査	未設定 イ	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
114	高圧ガス保安法	第48条 第5項	特別充てん許可	未設定 イ	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
115	高圧ガス保安法	第49条 第1項	容器検査所の登録	未設定 イ	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
116	高圧ガス保安法	第49条 第1項	容器再検査	未設定 イ	１４日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
117	高圧ガス保安法	第49条の2第1項	附属品検査	未設定 イ	６日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
118	高圧ガス保安法	第49条の4第1項	附属品再検査	未設定 イ	６日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
119	高圧ガス保安法	第50条 第1項	容器検査所の登録の更新	未設定 イ	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
120	高圧ガス保安法	第54条 第1項	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更	未設定 イ	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
121	高圧ガス保安法	第58条の18	指定完成検査機関の指定	未設定 イ	２５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
122	高圧ガス保安法	第58条の30の2第1項	指定輸入検査機関の指定	未設定 イ	２５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
123	高圧ガス保安法	第58条の30の2第2項	指定輸入検査機関の指定の更新	未設定 イ	２５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
124	高圧ガス保安法	第58条の30の3第1項	指定保安検査機関の指定	未設定 イ	２５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
125	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第3条 第1項	液化石油ガス販売事業者の登録	未設定 イ	２７日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
126	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第29条 第1項	保安機関の認定	未設定 イ	２７日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
127	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第32条 第1項	保安機関の認定の更新	未設定 イ	２７日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
128	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第33条 第1項	保安機関の一般消費者等の数の増加の認可	未設定 イ	２７日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
129	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第35条 第1項	保安機関の保安業務規程の制定の認可	未設定 イ	２７日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
130	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第35条 第1項	保安機関の保安業務規程の変更の認可	未設定 イ	２７日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
131	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第35条の6第1項	認定液化石油ガス販売事業者の認定	未設定 イ	２７日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
132	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第36条 第1項	貯蔵施設、特定供給設備の設置の許可	未設定 イ	２７日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
133	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第37条の2第1項	貯蔵施設、特定供給設備の変更の許可	未設定 イ	２７日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
134	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第37条の3第1項	貯蔵施設、特定供給設備の完成検査	未設定 イ	２７日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
135	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第37条の4第1項	充てん設備の許可	未設定 イ	２７日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
136	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第37条の4第3項	充てん設備の変更許可	未設定 イ	２７日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
137	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第37条の4第4項	充てん設備の完成検査	未設定 イ	２７日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
138	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第37条の6第1項	充てん設備の保安検査	未設定 イ	２７日 （ただし、保安検査申請から保安検査を受ける必要がある日までの期間が６０日から２８日の間である場合はその期間とする。）	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
139	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第38条の4第1項	液化石油ガス設備士免状の交付等	未設定 イ	１４日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	

140	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第38条の4第2項第3号	液化石油ガス設備士の認定	未設定 イ	２０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
141	火薬類取締法	第3条	火薬類製造の許可	設定	２５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
142	火薬類取締法	第5条	火薬類販売営業の許可	設定	２５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
143	火薬類取締法	第10条 第1項	製造施設、製造方法の変更の許可	設定	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
144	火薬類取締法	第12条 第1項	火薬庫の設置、変更の許可	設定	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
145	火薬類取締法	第13条第1項ただし書	火薬庫所有等の義務に係るやむを得ない場合の許可（火薬庫の共同使用許可）	未設定 イ	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
146	火薬類取締法	第15条第1項・第2項	火薬類製造施設、火薬庫の完成検査	未設定 イ	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
147	火薬類取締法	第15条第1項ただし書	指定完成検査機関の指定（同機関の完成検査）	未設定 イ	２５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
148	火薬類取締法	第17条 第1項	譲渡、譲受の許可	設定	２０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
149	火薬類取締法	第17条 第7項	譲渡、譲受許可証の書換え	未設定 イ	６日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
150	火薬類取締法	第17条 第8項	譲渡、譲受許可証の再交付	未設定 イ	６日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
151	火薬類取締法	第24条 第1項	火薬類の輸入の許可	未設定 イ	２０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
152	火薬類取締法	第25条 第1項	火薬類の消費の許可	設定	２０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
153	火薬類取締法	第27条 第1項	火薬類の廃棄の許可	未設定 イ	１０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
154	火薬類取締法	第28条 第1項	危害予防規程の認可	未設定 イ	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
155	火薬類取締法	第29条 第1項	保安教育計画の認可	未設定 イ	１０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
156	火薬類取締法	第29条 第5項	火薬類消費者の保安教育計画の認可	未設定 イ	１０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
157	火薬類取締法	第31条 第3項	保安責任者免状等の交付	未設定 イ	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
158	火薬類取締法	第31条 第7項	保安責任者免状等の再交付、書換え	未設定 イ	１０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
159	火薬類取締法	第35条 第1項	火薬類製造施設、火薬庫の保安検査	未設定 イ	３０日 （ただし、保安検査申請から保安検査を受ける必要がある日までの期間が６０日から３１日の間である場合はその期間とする。）	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
160	火薬類取締法	第35条第1項ただし書	指定保安検査機関の指定（同機関の保安検査）	未設定 イ	２５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
161	電気工事業の業務の適正化に関する法律	第3条 第1項	電気工事業者の登録	設定	２０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
162	電気工事業の業務の適正化に関する法律	第3条 第3項	電気工事業者の登録の更新	設定	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
163	電気工事業の業務の適正化に関する法律	第6条 第1項	登録電気工事業者の登録（申請者の要件）	設定	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
164	電気工事業の業務の適正化に関する法律	第10条 第2項	登録電気工事業者の登録証の訂正	未設定 イ	１０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
165	電気工事業の業務の適正化に関する法律	第10条 第3項	登録電気工事業者の登録事項変更	未設定 イ	１０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
166	電気工事業の業務の適正化に関する法律	第12条	電気工事業者の登録証の再交付	未設定 イ	１０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
167	電気工事業の業務の適正化に関する法律	第16条	電気工事業者の謄本の交付	未設定 イ	１０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
168	電気工事士法	第4条 第2項	電気工事士免状の交付	未設定 イ	３０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
169	電気工事士法	第4条 第3項 第4条 第4項	電気工事士等の認定	未設定 イ	３０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
170	電気工事士法	第4条 第7項	電気工事士免状の再交付、書換え	未設定 イ	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
171	武器等製造法	第17条 第1項	猟銃等製造事業の許可	未設定 イ	２５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
172	武器等製造法	第18条	猟銃等製造の許可	未設定 イ	２５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
173	武器等製造法	第19条 第1項	猟銃等販売事業の許可	未設定 イ	２５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
174	武器等製造法	第20条	猟銃等製造・販売の種類の変更の許可	未設定 イ	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	

175	武器等製造法	第20条	猟銃等製造・販売事業所等の移転の許可	未設定 イ	１５日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
176	水洗炭業に関する法律	第3条第1項 第3条第2項 第4条 第5条	水洗炭業者の登録	未設定 イ	３０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	事業を行う場所を管轄する市町村長を経由
177	水洗炭業に関する法律	第3条 第3項 第4条 第5条	水洗炭業者の登録の更新	未設定 イ	３０日	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	事業を行う場所を管轄する市町村長を経由
178	水洗炭業に関する法律	第29条	保証金の取りもどしに係る承認	未設定 イ	７月	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
179	石油パイプライン事業法	第34条 第1項	他人の土地への立ち入り許可	未設定 イ	未設定	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	
180	障害者の雇用の促進等に関する法律	第27条 第1項	障害者就業・生活支援センターの指定	未設定 イ	２４日 （休日は含まない）	経済部	労働政策局 雇用労政課	
181	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	第44条 第1項	シルバー人材センター連合の指定	未設定 イ	２４日 （休日は含まない）	経済部	労働政策局 雇用労政課	
182	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	第44条 第4項	シルバー人材センター連合の指定区域の変更	未設定 イ	２４日 （休日は含まない）	経済部	労働政策局 雇用労政課	
183	労働金庫法	第31条 第1号	労働金庫の定款の変更認可	未設定 イ	１月	経済部	労働政策局 雇用労政課	
184	労働金庫法	第31条 第2号	労働金庫の業務の種類又は方法の変更認可	未設定 イ	１月	経済部	労働政策局 雇用労政課	
185	労働金庫法	第35条 第1項	労働金庫・連合会の役員等の兼職の認可	未設定 イ	１月	経済部	労働政策局 雇用労政課	
186	労働金庫法	第48条	労働金庫の会員による総会の招集の認可	未設定 イ	１月	経済部	労働政策局 雇用労政課	
187	労働金庫法	第91条の3	労働金庫に係る認可効力の延長の承認（労働金庫法施行令第１１条第１項第１号に掲げる認可に係るものに限る）	未設定 イ	１月	経済部	労働政策局 雇用労政課	
188	労働金庫法	第94条 第1項	労働金庫の信用供与の特例の承認	未設定 イ	１月	経済部	労働政策局 雇用労政課	
189	労働金庫法施行令	第6条 第2項第2号	やむを得ない日の休日の承認	未設定 イ	１月	経済部	労働政策局 雇用労政課	
190	労働金庫法施行規則	第113条 第3項	業務報告書の提出期限の延期の承認	未設定 イ	１月	経済部	労働政策局 雇用労政課	
191	北海道立工業技術センター条例	第8条第1項	使用の承認	設定	１日 （原則として使用承認申請書が提出された日）	経済部	産業振興局 産業振興課	申請先／ 北海道立工業技術センター
192	北海道立工業技術センター条例	第14条	使用料又は手数料の減免	未設定 ハ	未設定	経済部	産業振興局 産業振興課	
193	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律	第13条第1項	地域経済牽引事業計画の承認	設定	１月	経済部	産業振興局 産業振興課	
194	地域再生法	第17条第2項	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定	設定	１月	経済部	産業振興局 産業振興課	
195	職業能力開発促進法	第24条 第1項	職業訓練の認定	設定	２０日 （休日は含まない）	経済部	労働政策局 産業人材課	
196	職業能力開発促進法	第27条の2第2項	指導員訓練の認定	未設定 ロ	未設定	経済部	労働政策局 産業人材課	
197	職業能力開発促進法	第28条 第3項	職業訓練指導員免許の交付	未設定 イ	２０日 （休日は含まない）	経済部	労働政策局 産業人材課	
198	職業能力開発促進法	第30条 第1項	職業訓練指導員試験（試験以外に判断する場合：受験資格 ）	未設定 イ	３０日 （休日は含まない）	経済部	労働政策局 産業人材課	
199	職業能力開発促進法	第30条 第5項	職業訓練指導員試験における試験の免除	未設定 イ	３０日 （休日は含まない）	経済部	労働政策局 産業人材課	
200	職業能力開発促進法	第35条 第1項	職業訓練法人の設立の認可	設定	１月	経済部	労働政策局 産業人材課	
201	職業能力開発促進法	第39条 第1項	職業訓練法人の定款・寄附行為の変更の認可	設定	１月	経済部	労働政策局 産業人材課	
202	職業能力開発促進法	第40条 第2項	職業訓練法人の解散の認可	設定	１月	経済部	労働政策局 産業人材課	
203	職業能力開発促進法	第42条 第2項	職業訓練法人の残余財産帰属の認可	未設定 ハ	２０日 （休日は含まない）	経済部	労働政策局 産業人材課	
204	職業能力開発促進法	第42条 第3項	財団である職業訓練法人の残余財産帰属の認可	未設定 ハ	２０日 （休日は含まない）	経済部	労働政策局 産業人材課	
205	職業能力開発促進法	第45条 第1項	技能検定（ 試験以外 により判断する場合： 受検資格 ）	設定	１５日 （休日は含まない）	経済部	労働政策局 産業人材課	
206	職業能力開発促進法施行規則	第35条 第1項	職業訓練施設の設置の承認	設定	１月	経済部	労働政策局 産業人材課	
207	職業能力開発促進法施行規則	第42条	職業訓練指導員免許証の再交付	設定	１０日 （休日は含まない）	経済部	労働政策局 産業人材課	
208	職業能力開発促進法施行規則	第65条	技能検定試験における試験の免除	設定	１５日 （休日は含まない）	経済部	労働政策局 産業人材課	

209	職業能力開発促進法施行規則	第69条	技能検定合格証書の再交付	設定	２０日 (休日は含まない)	経済部	労働政策局 産業人材課	
210	北海道立職業能力開発支援センター条例	第8条	利用の承認	設定	１日 (休日は含まない)	経済部	労働政策局 産業人材課	行政庁指定管理者／北海道職業能力開発協会
211	北海道立職業能力開発支援センター条例	第10条	変更の承認	設定	１日 (休日は含まない)	経済部	労働政策局 産業人材課	
212	北海道立職業能力開発支援センター条例	第12条 第6項	利用料金の減免	未設定 イ	１日 (休日は含まない)	経済部	労働政策局 産業人材課	
213	北海道立職業能力開発支援センター条例	第12条 第3項	利用料金の額の承認及び変更の承認	設定	５日 (休日は含まない)	経済部	労働政策局 産業人材課	
214	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律	第4条 第1項	雇用管理の改善計画の認定	未設定 イ	４０日 (休日は含まない)	経済部	労働政策局 産業人材課	処分担当課・申請先各（総合）振興局
215	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律	第5条 第1項	雇用管理の改善計画の変更の認定	未設定 イ	４０日 (休日は含まない)	経済部	労働政策局 産業人材課	処分担当課・申請先各（総合）振興局
216	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	第8条 第1項	改善計画の認定	未設定 イ	２４日 (休日は含まない)	経済部	労働政策局 産業人材課	
217	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	第9条 第1項	改善計画の変更の認定	未設定 イ	２４日 (休日は含まない)	経済部	労働政策局 産業人材課	
218	計量法	16-1-2-イ	特定計量器の検定	未設定 イ	２０日	経済部	計量検定所	
219	計量法	16-3	車両等装置用計量器の装置検査	未設定 イ	２０日	経済部	計量検定所	
220	計量法	17-1	特殊容器の指定製造者の指定	未設定 イ	６０日	経済部	計量検定所	
221	計量法	20-1	指定定期検査機関の指定	未設定 イ	４５日	経済部	計量検定所	
222	計量法	102-1	基準器検査	未設定 イ	３０日	経済部	計量検定所	
223	計量法	107	計量証明事業の登録	未設定 イ	１５日	経済部	計量検定所	
224	計量法	115	計量証明事業の登録証の再交付及び登録簿の謄本交付	未設定 イ	１５日	経済部	計量検定所	
225	計量法	116-1	計量証明検査	未設定 イ	２０日	経済部	計量検定所	
226	計量法	117	指定計量証明検査機関の指定	未設定 イ	６０日	経済部	計量検定所	
227	計量法	122-2-1.2	計量士の登録又は資格認定申請に係る実務の証明書の交付	未設定 イ	１０日	経済部	計量検定所	
228	計量法	127-1	適正計量管理事業所の指定	未設定 イ	３０日 （２０日）	経済部	計量検定所	
229	北海道計量検定所条例	3-1	検定又は検査に合格した旨の証明書の交付	未設定 イ	１０日	経済部	計量検定所	
230	北海道計量検定所条例	3-3	修理又は販売事業の届出に関する証明書の交付	未設定 イ	１０日	経済部	計量検定所	
231	北海道計量検定所条例	3-4	依頼検査	未設定 イ	３０日	経済部	計量検定所	
1	北海道地方競馬きゅう舎等管理規則	第4条	きゅう舎等の使用許可	設定	２１日 （１４日）	農政部	競馬事業室	
2	北海道地方競馬きゅう舎等管理規則	第11条 第1項	きゅう舎等の明渡の猶予	設定	７日	農政部	競馬事業室	
3	北海道地方競馬きゅう舎等管理規則	第13条	きゅう舎等の修繕等の承認	設定	７日 （５日）	農政部	競馬事業室	
4	北海道地方競馬きゅう舎等管理規則	第17条	きゅう舎等の立入の許可	設定	３日 （２日）	農政部	競馬事業室	
5	北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例	第4条	遺伝子組換え作物の開放系一般栽培の許可	設定	９０日	農政部	食の安全推進局 食品政策課	
6	北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例	第10条 第1項	遺伝子組換え作物の開放系一般栽培の許可事項の変更の許可	設定	９０日	農政部	食の安全推進局 食品政策課	
7	特定農産加工業経営改善臨時措置法	第3条 第1項	経営改善措置に関する計画の承認	設定	２０日 ３０日 （１０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	下段は総合振興局又は振興局所管区域がまたがるもの
8	特定農産加工業経営改善臨時措置法	第3条 第2項	事業提携に関する計画の承認	設定	２０日 ３０日 （１０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	
9	特定農産加工業経営改善臨時措置法	第4条 第1項	経営改善措置に関する計画の変更の承認	設定	２０日 ３０日 （１０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	
10	特定農産加工業経営改善臨時措置法	第4条 第1項	事業提携に関する計画の変更の承認	設定	２０日 ３０日 （１０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	
11	肥料の品質の確保等に関する法律	第4条	普通肥料の登録	未設定 イ	４５日	農政部	食の安全推進局 食品政策課	
12	肥料の品質の確保等に関する法律	第12条 第2項	普通肥料の登録の更新	未設定 イ	１月	農政部	食の安全推進局 食品政策課	

13	肥料の品質の確保等に関する法律	第19条 第2項	事故肥料の譲渡許可	未設定 ロ	１月	農政部	食の安全推進局 食品政策課	
14	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第19条 第5項	環境負荷低減事業活動実施計画の認定	設定	６０日 （７０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	提出先が農協の場合、関係機関に協議する場合、下段２以上の（総合）振興局の場合
15	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第19条 第5項	環境負荷低減事業活動実施計画の認定	設定	４０日 （５０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	提出先が農協の場合、関係機関に協議しない場合、下段２以上の（総合）振興局の場合
16	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第19条 第5項	環境負荷低減事業活動実施計画の認定	設定	５０日 （６０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	提出先が市町村の場合、関係機関に協議する場合、下段２以上の（総合）振興局の場合
17	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第19条 第5項	環境負荷低減事業活動実施計画の認定	設定	３０日 （４０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	提出先が市町村の場合、関係機関に協議しない場合、下段２以上の（総合）振興局の場合
18	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第20条 第1項	環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定	設定	６０日 （７０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	提出先が農協の場合、関係機関に協議する場合、下段２以上の（総合）振興局の場合
19	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第20条 第1項	環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定	設定	４０日 （５０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	提出先が農協の場合、関係機関に協議しない場合、下段２以上の（総合）振興局の場合
20	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第20条 第1項	環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定	設定	５０日 （６０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	提出先が市町村の場合、関係機関に協議する場合、下段２以上の（総合）振興局の場合
21	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第20条 第1項	環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定	設定	３０日 （４０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	提出先が市町村の場合、関係機関に協議しない場合、下段２以上の（総合）振興局の場合
22	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第21条 第5項	特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定	設定	１６０日 （１７０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	提出先が農協の場合、関係機関等に協議又は意見聴取する場合、下段２以上の（総合）振興局の場合
23	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第21条 第5項	特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定	設定	４０日 （５０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	提出先が農協の場合、関係機関等に協議又は意見聴取しない場合、下段２以上の（総合）振興局の場合
24	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第21条 第5項	特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定	設定	１５０日 （１６０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	提出先が市町村の場合、関係機関等に協議又は意見聴取する場合、下段２以上の（総合）振興局の場合
25	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第21条 第5項	特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定	設定	３０日 （４０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	提出先が市町村の場合、関係機関等に協議又は意見聴取しない場合、下段２以上の（総合）振興局の場合
26	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第22条 第1項	特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定	設定	１６０日 （１７０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	提出先が農協の場合、関係機関等に協議又は意見聴取する場合、下段２以上の（総合）振興局の場合

27	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第22条 第1項	特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定	設定	４０日 （５０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	提出先が農協の場合、関係機関等に協議又は意見聴取しない場合、下段２以上の（総合）振興局の場合
28	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第22条 第1項	特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定	設定	１５０日 （１６０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	提出先が市町村の場合、関係機関等に協議又は意見聴取する場合、下段２以上の（総合）振興局の場合
29	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第22条 第1項	特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定	設定	３０日 （４０日）	農政部	食の安全推進局 食品政策課	提出先が市町村の場合、関係機関等に協議又は意見聴取しない場合、下段２以上の（総合）振興局の場合
30	北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例	第8条 第2項	優良品種の認定	未設定 イ	未設定	農政部	生産振興局 農産振興課	
31	北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例	第11条 第2項	指定種子生産ほ場の指定	未設定 イ	２１日	農政部	生産振興局 農産振興課	原種ほ及び採種ほは各総合振興局・振興局
32	北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例	第12条 第2項	指定種子生産ほ場に係るほ場審査及び生産物審査	未設定 イ	未設定	農政部	生産振興局 農産振興課	原種ほ及び採種ほは各総合振興局・振興局
33	果樹農業振興特別措置法	第3条 第1項	果樹園経営計画の認定	未設定 イ	未設定	農政部	生産振興局 農産振興課	各市町村 （権限委譲事務）
34	主要農作物種子配付要領	第3条第2項	原原種配付申請手続き	設定	２４日	農政部	生産振興局 農産振興課	各総合振興局・振興局
35	北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例	第3条	生産者の登録	未設定 イ	２０日	農政部	生産振興局 農産振興課	各市町村 （権限委譲事務）
36	北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例	第7条 第1項	集荷販売業者の登録	未設定 イ	２０日	農政部	生産振興局 農産振興課	各総合振興局・振興局
37	北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例施行規則	第10条	登録証票の再交付	設定	１０日	農政部	生産振興局 農産振興課	各市町村 （権限委譲事務）
38	北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例施行規則	第19条	登録証票及び同謄本の再交付	設定	１０日	農政部	生産振興局 農産振興課	各総合振興局・振興局
39	家畜商法	第3条 第1項	家畜商の免許	未設定 イ	５日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
40	家畜商法	第3条 第2項 第1号	指定講習機関の指定	設定	８日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
41	家畜商法施行令	第1条の4 第1項	講習会における講習の免除	未設定 イ	１日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
42	家畜商法施行令	第3条 第3項	家畜商名簿の登録の変更	未設定 イ	５日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
43	家畜商法施行令	第4条の3 第5条	従業者の変更等の場合の家畜商免許の交付、書換交付	未設定 イ	５日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
44	家畜商法施行令	第6条	家畜商免許証の再交付	未設定 イ	５日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
45	家畜商営業保証金規則	第9条	公告に係る申し出に対する証明	設定	５日 （３日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
46	家畜取引法	第3条	家畜市場の登録	未設定 イ	１３日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
47	家畜取引法	第9条 第1項	家畜市場の登録証の書換交付	未設定 イ	１３日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
48	家畜取引法	第9条 第2項	家畜市場の登録証の再交付	未設定 イ	１３日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
49	家畜取引法	第15条	せり売又は入札以外での家畜売買の許可	未設定 イ	未設定	農政部	生産振興局 畜産振興課	
50	家畜取引法	第19条 第1項	市場再編整備地域の指定	未設定 イ	未設定	農政部	生産振興局 畜産振興課	
51	家畜取引法	第22条 第1項	市場再編整備計画の変更の承認	未設定 イ	未設定	農政部	生産振興局 畜産振興課	
52	家畜取引法	第26条 第1項	市場再編整備地域内への移転許可	未設定 イ	未設定	農政部	生産振興局 畜産振興課	
53	家畜取引法	第27条の2 第1項	家畜市場の開催日等における市場外取引の許可	未設定 ロ	未設定	農政部	生産振興局 畜産振興課	
54	畜産経営の安定に関する法律	第10条 第1項	指定業者の指定	未設定 イ	未設定	農政部	生産振興局 畜産振興課	
55	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	第10条 第1項、 第12条	集約酪農地域における酪農事業施設の新設の承認、変更の承認	未設定 イ	４５日 （２０日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
56	肉用子牛生産安定等特別措置法	第7条 第1項	協会の指定	未設定 ロ	未設定	農政部	生産振興局 畜産振興課	
57	肉用子牛生産安定等特別措置法	第8条 第1項	業務規定の変更	未設定 イ	１５日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
58	養鶏振興法	第5条 第1項	標準鶏の認定	未設定 イ	１９日 （１０日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	

59	養鶏振興法	第7条 第1項	ふ化業者の登録	未設定 イ	１９日 （１２日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
60	養鶏振興法	第7条 第2項	ふ化業者の要件適合の確認	未設定 イ	１９日 （１２日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
61	養鶏振興法	第8条 第1項	登録ふ化業者の要件適合の確認	未設定 イ	１９日 （１２日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
62	養鶏振興法施行細則	第2条	登録ふ化業者の登録証の書換交付	未設定 イ	１９日 （１０日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
63	養鶏振興法施行細則	第3条 第1項	登録ふ化業者の登録証の再交付	未設定 イ	１９日 （１０日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
64	養蜂振興法	第4条 第1項	転飼養蜂の許可	未設定 イ	２１日 （１５日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
65	北海道蜜蜂転飼条例	第3条 第1項	転飼養蜂の許可	設定	２１日 （１５日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
66	家畜改良増殖法	第4条 第1項 第2号	臨時種畜検査	未設定 イ	４８日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
67	家畜改良増殖法	第16条 第1項	家畜人工授精師の免許	未設定 イ	７日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
68	家畜改良増殖法	第24条	家畜人工授精所の開設の許可	未設定 イ	７日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
69	家畜改良増殖法施行令	第5条、 第6条 第1項	種畜証明書の書換交付、再交付	未設定 イ	７日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
70	家畜改良増殖法施行令	第9条、 第10条 第1項	家畜人工受精師免許証の書換交付及び再交付	未設定 イ	１４日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
71	家畜伝染病予防法	第8条	第５条の検査等を行った証明書の交付	未設定 イ	７日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
72	家畜伝染病予防法	第21条 第1項	死体の焼却等の義務を免除する知事の許可	未設定 イ	７日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
73	家畜伝染病予防法	第24条	死体等埋却地を発掘する場合の知事の許可	未設定 イ	７日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
74	家畜伝染病予防法	第31条 第2項	第３１条１項の検査等を行った証明書交付	未設定 イ	７日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
75	家畜伝染病予防法	第50条	大臣指定動物用生物学的製剤の使用許可	未設定 イ	１０日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
76	動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令	第112条	販売指定品目の変更又は追加指定（既存配置販売業）	未設定 イ	１７日 （７日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
77	動物用医薬品等取締規則	第112条	販売指定品目の変更又は追加指定	未設定 イ	１０日	農政部	生産振興局 畜産振興課	家畜保健衛生所
78	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第45条 第46条	動物用医薬品販売業許可証の書換交付、再交付（特例店舗販売業除）	未設定 イ	１７日 （７日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
79	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第45条 第46条	動物用医薬品販売業許可証の書換交付、再交付（特例店舗販売業）	未設定 イ	１０日	農政部	生産振興局 畜産振興課	家畜保健衛生所
80	獣医療法	第14条 第3項	診療施設整備計画の認定	未設定 イ	２１日 （７日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
81	獣医療法施行令	第4条	診療施設整備計画の変更の認定	未設定 イ	２１日 （７日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
82	家畜伝染病まん延防止規則	第2条	家畜伝染病まん延防止のための移動禁止の除外許可	設定	７日 （３日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
83	家畜伝染病まん延防止規則	第3条	家畜伝染病まん延防止のための移入禁止の除外	設定	７日 （３日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
84	動物用医薬品等取締規則施行細則	第6条	配置従事者の身分証明書の書換交付	未設定 イ	１７日 （７日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
85	動物用医薬品等取締規則施行細則	第7条	配置従事者の身分証明書の再交付	未設定 イ	１７日 （７日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
86	北海道家畜保健衛生所条例	第4条 第1項、 第4条の2	衛生所施設の利用の許可	設定	１日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
87	北海道家畜保健衛生所条例施行規則	第3条	病性検定診断の承諾	設定	１日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
88	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第26条	動物用医薬品店舗販売業の許可	未設定 イ	１９日 （７日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
89	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第30条	動物用医薬品配置販売業の許可	未設定 イ	１９日 （７日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
90	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第83条の2の2 第1項	動物用医薬品特例店舗販売業の許可	設定	１２日	農政部	生産振興局 畜産振興課	家畜保健衛生所
91	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条 第2項	動物用医薬品配置販売業の許可更新（既存動物用医薬品配置販売業を含む）	未設定 イ	１９日 （７日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
92	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条 第2項	動物用医薬品特例店舗販売業の許可更新	設定	１２日	農政部	生産振興局 畜産振興課	家畜保健衛生所
93	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第39条 第2項	動物用高度管理医療機器等販売業又は賃貸業の許可	未設定 イ	１９日 （７日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	

94	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第39条 第4項	動物用高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可更新	未設定 イ	１９日 （７日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
95	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第45条 第1項、 第46条 第1項	動物用高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可証の書換交付、再交付	未設定 イ	１７日 （７日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
96	家畜伝染病予防手数料の徴収に関する事務取扱要領	2の(2)のウ	家畜伝染病予防手数料の減免	設定	７日	農政部	生産振興局 畜産振興課	
97	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	第9条	処理高度化施設整備計画の認定	設定	２１日 （７日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
98	牧野法	第10条	牧野の改良及び保全に関しとるべき措置の指示の変更の承認	未設定 イ	未設定	農政部	生産振興局 畜産振興課	
99	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第36条の8 第2項	販売従事登録	未設定 イ	１９日 （７日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
100	動物用医薬品等取締規則	第115条の12、 第115条の13	販売従事登録証の書換え交付、再交付	未設定 イ	１７日 （７日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
101	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第34条	動物用医薬品卸売販売業の許可	未設定 イ	１９日 （７日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
102	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条 第2項	動物用医薬品店舗販売業の許可更新	未設定 イ	１９日 （７日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
103	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条 第2項	動物用医薬品卸売販売業の許可更新	未設定 イ	１９日 （７日）	農政部	生産振興局 畜産振興課	
104	農業経営基盤強化促進法	第８条第１項	事業規程の承認	未設定 イ	２４日	農政部	農業経営局 農業経営課	
105	農業経営基盤強化促進法	第９条第１項	事業規程の変更等の承認	未設定 イ	２４日	農政部	農業経営局 農業経営課	
106	農業経営基盤強化促進法	第１３条の２第１項の１	農業経営改善計画の認定	未設定 イ	４０日 （１０日）	農政部	農業経営局 農業経営課	
107	農業経営基盤強化促進法	第１３条第１項	農業経営改善計画の変更の認定	未設定 イ	４０日 （１０日）	農政部	農業経営局 農業経営課	
108	農業改良資金融通法	第６条	農業改良資金貸付資格の認定	設定	１４日	農政部	農業経営局 農業経営課	
109	山村振興法	第17条第１項	農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定	設定	２０日 （１０日）	農政部	農業経営局 農業経営課	市町村
110	過疎地域自立促進特別措置法	第26条	農林漁業の経営改善のための計画の認定	設定	２０日 （１０日）	農政部	農業経営局 農業経営課	市町村
111	農業協同組合法	第10条第18項	指定農協の指定	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
112	農業協同組合法	第11条第１項	信用事業規程の承認	設定	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
113	農業協同組合法	第11条第３項	信用事業規程の変更、廃止の承認	設定	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
114	農業協同組合法	第11条の８第１項、第２項	大口信用供与規制の特例の承認	未設定 イ	３０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
115	農業協同組合法	第11条の９	特定関係者との取引等の承認	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
116	農業協同組合法	第11条の12	外国銀行の業務の代理又は媒介の認可	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
117	農業協同組合法	第11条の17第１項	共済規程の承認	設定	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
118	農業協同組合法	第11条の17第３項	共済規程の変更、廃止の承認	設定	３０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
119	農業協同組合法	第11条の34第１項	価格変動準備金の特例の認可	設定	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
120	農業協同組合法	第11条の34第２項	価格変動準備金の取り崩しの認可	設定	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
121	農業協同組合法	第11条の42第１項	信託規程の承認	設定	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
122	農業協同組合法	第11条の42第３項	信託規程の変更、廃止の承認	設定	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
123	農業協同組合法	第11条の45	検査役の選任の申立て等	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
124	農業協同組合法	第11条の48第１項	宅地等供給事業実施規程の承認	設定	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
125	農業協同組合法	第11条の48第３項	宅地等供給事業実施規程の変更、廃止の承認	設定	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
126	農業協同組合法	第11条の51第１項	農業経営規程の承認	設定	３０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
127	農業協同組合法	第11条の51第３項	農業経営規程の変更、廃止の承認	設定	３０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
128	農業協同組合法	第11条の52第３項	共済契約に係る契約条件の変更の承認	設定	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
129	農業協同組合法	第11条の65第２項	基準議決権数を超える議決権の取得等の承認	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
130	農業協同組合法	第11条の66第４項	信用事業を行う連合会が認可対象会社を子会社とすることについての認可	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	

131	農業協同組合法	第44条第２項	定款変更の認可	設定	３０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
132	農業協同組合法	第50条の２第３項	信用事業の譲渡又は譲受けの認可	未設定 イ	３０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
133	農業協同組合法	第59条第１項	組合の設立の認可	設定	３０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
134	農業協同組合法	第61条第２項	組合の設立の認可に関する証明の請求	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
135	農業協同組合法	第64条第２項	組合の解散の決議の認可	設定	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
136	農業協同組合法	第65条第２項	組合の合併の認可	設定	３０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
137	農業協同組合法	第70条第２項	連合会の権利義務の承継の認可	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
138	農業協同組合法	第70条の３第３項	新設分割の認可	未設定 イ	３０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
139	農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律	第２条第１項	農業団体の資産の処分の認可	未設定 ロ	未設定	農政部	農業経営局 農業経営課	
140	農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律	第５条第１項	農協の市町村農業会に対する財産分割請求の認可	未設定 ロ	未設定	農政部	農業経営局 農業経営課	
141	農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律	第６条第１項	農協の市町村農業会に対する資産の譲渡等の協議の認可	未設定 ロ	未設定	農政部	農業経営局 農業経営課	
142	農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律	第１条第１項	産業組合からの資産の譲渡等の協議の認可	未設定 ロ	未設定	農政部	農業経営局 農業経営課	
143	農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律	第２条第２項	連合会の産業組合連合会からの資産の譲渡等の協議の認可	未設定 ロ	未設定	農政部	農業経営局 農業経営課	
144	農業協同組合合併助成法	第２条第１項	合併経営計画が適当であるかどうかの認定	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
145	農業協同組合合併助成法	第６条第１項	推進法人の指定	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
146	農業協同組合合併助成法	第８条第１項	推進法人の事業計画及び収支予算の認可	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
147	農業協同組合法施行令	第32条第５項	特定農業協同組合の余裕金の運用額の特例の承認	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
148	農業協同組合法施行規則	第76条の２第１項第３号	理事の定数の過半数を認定農業者等とすること等の例外の承認	未設定 イ	３０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
149	農業協同組合法施行規則	第76条の２第２項第３号	経営管理委員の定数の過半数を認定農業者等とすること等の例外の承認	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
150	農業協同組合法施行規則	第202条第７項	業務報告書の提出延期の承認	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
151	農業協同組合法施行規則	第206条第２項	業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始延期の承認	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
152	農業協同組合法施行規則	第232条第５項	事業計画書の提出延期の承認	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
153	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令	第59条	特定農業協同組合の承認	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
154	農地中間管理事業の推進に関する法律	第４条	農地中間管理機構の指定	未設定 ロ	未設定	農政部	農業経営局 農業経営課	
155	農地中間管理事業の推進に関する法律	第６条第３項	農地中間管理事業評価委員の任命の認可	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
156	農地中間管理事業の推進に関する法律	第７条第１項	農地中間管理機構の役員の選任の認可	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
157	農地中間管理事業の推進に関する法律	第８条第１項	農地中間管理事業規程の認可、農地中間管理事業規程の変更の認可	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
158	農地中間管理事業の推進に関する法律	第９条第１項	事業計画等の認可、事業計画の変更等の認可	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
159	農地中間管理事業の推進に関する法律	第14条第１項	事業の休廃止の認可	未設定 ロ	未設定	農政部	農業経営局 農業経営課	
160	農地中間管理事業の推進に関する法律	第18条第１項	農用地利用集積等促進計画の認可	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
161	農地中間管理事業の推進に関する法律	第20条	農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除の承認	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
162	農地中間管理事業の推進に関する法律	第21条第２項	賃貸借又は使用貸借の解除の承認	未設定 イ	２０日	農政部	農業経営局 農業経営課	
163	農地法	第4条 第1項	農地転用の許可	設定	７０日 （６０日）	農政部	農業経営局 農地調整課	道農業会議に意見聴取する場合
164	農地法	第4条 第1項	農地転用の許可	設定	４０日 （３０日）	農政部	農業経営局 農地調整課	道農業会議に意見聴取しない場合
165	農地法	第5条 第1項	農地等の転用のための権利移動の許可	設定	７０日 （６０日）	農政部	農業経営局 農地調整課	道農業会議に意見聴取する場合

166	農地法	第5条 第1項	農地等の転用のための権利移動の許可	設定	４０日 （３０日）	農政部	農業経営局 農地調整課	道農業会議に意見聴取しない場合
167	農地法	第18条 第1項	農地等の賃貸借の解約等の許可	設定	６０日 （４０日）	農政部	農業経営局 農地調整課	
168	農地法	第39条 第1項	農地中間管理権の設定に関する裁定	未設定 イ	未設定	農政部	農業経営局 農地調整課	
169	農地法	第41条 第2項	農地を利用する権利の設定に関する裁定	未設定 イ	未設定	農政部	農業経営局 農地調整課	
170	旧農地法	第73条 第1項	売り渡された土地等への権利設定等の許可（転用目的以外の権利設定等）	設定	４８日 （２８日）	農政部	農業経営局 農地調整課	
171	旧農地法	第73条 第1項	売り渡された土地等への権利設定等の許可（転用目的の権利設定等）	設定	４８日 （２８日）	農政部	農業経営局 農地調整課	
172	旧農地法	第74条の2第3項	道路等の譲与通知書の交付	設定	４１日 （２１日）	農政部	農業経営局 農地調整課	
173	農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2第1項	農用地区域内における開発行為の許可	設定	５０日 （１５日）	農政部	農業経営局 農地調整課	道農業会議に意見聴取する場合
174	農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2第1項	農用地区域内における開発行為の許可	設定	２５日 （１５日）	農政部	農業経営局 農地調整課	道農業会議に意見聴取しない場合
175	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	第32条	農林漁業体験民宿業団体の指定	未設定 ハ	未設定	農政部	農村振興局 農村設計課	
176	土地改良法	第5条 第1項	土地改良区設立・土地改良事業施行の認可	設定	１４０日 （１０日）	農政部	農村振興局 農業施設管理課	
177	土地改良法	第95条 第1項	農業協同組合等営土地改良事業の認可	設定	９０日	農政部	農村振興局 農業施設管理課	
178	土地改良法	第95条の2 第1項	農業協同組合等営土地改良事業計画の変更等の認可	設定	９０日	農政部	農村振興局 農業施設管理課	
179	土地改良法	第96条　前段	農業協同組合等の農業用用排水施設管理規程の設定、変更又は廃止の認可	設定	２４日	農政部	農村振興局 農業施設管理課	
180	土地改良法	第96条	農業協同組合等営土地改良事業の換地計画・変更の認可	未設定 イ	９０日	農政部	農村振興局 農業施設管理課	
181	土地改良法	第100条　第1項	農業協同組合等の交換分合計画の認可	未設定 イ	９０日	農政部	農村振興局 農業施設管理課	
182	土地改良法	第109条	農用地の形質変更の許可	未設定 イ	３０日	農政部	農村振興局 農業施設管理課	
183	土地改良法	第122条　第2項	土地改良事業計画等の公告後における土地の形質変更等の許可	設定	６０日	農政部	農村振興局 農業施設管理課	
184	土地改良法　　施行令	第59条 第1項	国営土地改良事業によって生じた土地改良財産(代行財産に限る。)を管理委託している場合における他目的使用等の承認	未設定 ロ	未設定	農政部	農村振興局 農業施設管理課	
185	北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則	第4条	土地改良財産の使用の許可	設定	６０日	農政部	農村振興局 農業施設管理課	
186	北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則	第5条	土地改良財産の改築、追加工事等の許可	設定	６０日	農政部	農村振興局 農業施設管理課	
187	農住組合法	第9条 第1項	交換分合計画の認可	未設定 ロ	未設定	農政部	農村振興局 農業施設管理課	
188	農住組合法	第11条	交換分合公告後の土地の形質変更の許可	未設定 ロ	未設定	農政部	農村振興局 農業施設管理課	
189	農業用ため池の管理及び保全に関する法律	第8条第1項	特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為についての許可	設定	３０日	農政部	農村振興局 農業施設管理課	
190	農業用ため池の管理及び保全に関する法律	第9条第1項	特定農業用ため池に係る防災工事計画書の届出	設定	３０日	農政部	農村振興局 農業施設管理課	
191	海岸法	第7条第1項	海岸保全区域の占用許可(農政部所管の区域内に限る。)	設定	３０日	農政部	農村振興局 農村整備課	
192	海岸法	第8条第1項	海岸保全区域内の行為の許可(農政部所管の区域内に限る。)	設定	３０日	農政部	農村振興局 農村整備課	
193	海岸法	第13条第1項	海岸管理者以外の者が施行する工事の承認(農政部所管の区域内に限る。)	設定	２０日	農政部	農村振興局 農村整備課	
194	海岸法	第23条の3第1項	海岸協力団体の指定（農政部所管の区域内に限る。）	設定	９０日	農政部	農村振興局 農村整備課	
195	地すべり等防止法	第11条第1項	主務大臣又は都道府県知事以外の者が施行する工事の承認(農政部所管の区域内に限る。)	設定	２５日	農政部	農村振興局 農村整備課	
196	地すべり等防止法	第18条第1項	地すべり防止区域内の行為の許可(農政部所管の区域内に限る。)	設定	２５日	農政部	農村振興局 農村整備課	
197	地すべり等防止法	第42条第1項	ぼた山崩壊防止区域内の行為制限の許可（農政部所管の区域内に限る。）	未設定 ロ	未設定	農政部	農村振興局 農村整備課	

198	北海道海岸占用料等徴収条例	第3条	占用料等の減免（農政部所管の区域内に限る。）	設定	２０日	農政部	農村振興局 農村整備課	申請先：各（総合）振興局産業振興部農村振興課指導企画係（空知・上川除く）なお、石狩、オホーツクは調整課指導企画係、十勝は調整課財産管理係
199	北海道海岸占用料等徴収条例	第4条	占用料等の返還（農政部所管の区域内に限る。）	設定	２０日	農政部	農村振興局 農村整備課	申請先：各（総合）振興局産業振興部農村振興課指導企画係（空知・上川除く）なお、石狩、オホーツクは調整課指導企画係、十勝は調整課財産管理係
200	地すべり等防止法施行細則	第2条第2項	承認を受けた工事に関する設計及び実施計画の変更（農政部所管の区域内に限る。）	設定	２５日	農政部	農村振興局 農村整備課	申請先：各（総合）振興局産業振興部農村振興課指導企画係（石狩・オホーツク・十勝・根室を除く）なお、空知、上川は調整課指導企画係
201	地すべり等防止法施行細則	第4条第2項	地すべり（ぼた山崩壊）防止区域内の行為許可に係る更新（農政部所管の区域内に限る。）	設定	２５日	農政部	農村振興局 農村整備課	申請先：各（総合）振興局産業振興部農村振興課指導企画係（石狩・オホーツク・十勝・根室を除く）なお、空知、上川は調整課指導企画係
202	地すべり等防止法施行細則	第5条	許可事項の変更の承認（農政部所管の区域内に限る。）	設定	２５日	農政部	農村振興局 農村整備課	申請先：各（総合）振興局産業振興部農村振興課指導企画係（石狩・オホーツク・十勝・根室を除く）なお、空知、上川は調整課指導企画係
1	森林法	第65条	水の使用権設定に関する認可	設定	１０月	水産林務部	総務課	
2	森林法	第66条	水流における工作物の使用等に関する認可	設定	１０月	水産林務部	総務課	
3	水産業協同組合法	第11条の3第1項	資源管理規程の認可・変更の認可（漁協）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
4	水産業協同組合法	第11条の5第1項	信用事業規程設定の認可（漁協）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
5	水産業協同組合法	第11条の5第3項	信用事業規程の変更の認可・廃止の認可（漁協）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
6	水産業協同組合法	第11条の7	地方公共団体等への貸付の最高限度額の認可（漁協）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
7	水産業協同組合法	第11条の14第1項	同一人に対する信用供与限度額を超える特例の承認（漁協）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
8	水産業協同組合法	第11条の14第2項	合算信用供与限度額を超える特例の承認（漁協）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
9	水産業協同組合法	第11条の15	特定関係者等との取引等に係る承認（漁協）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
10	水産業協同組合法	第15条の2第1項	共済規程設定の認可（漁協）	設定	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
11	水産業協同組合法	第15条の2第2項	共済規程の変更又は廃止の認可（漁協）	設定	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
12	水産業協同組合法	第17条の15第2項	基準議決権数を超える議決権の取得、所有の承認（漁協）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
13	水産業協同組合法	第34条の5第1項	役員等の兼職又は兼業の制限に係る特例の認可（漁協）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
14	水産業協同組合法	第48条 第2項	定款変更の認可（漁協）	設定	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
15	水産業協同組合法	第54の2 第3項	信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可（漁協）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
16	水産業協同組合法	第63条 1項	設立の認可（漁協）	設定	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
17	水産業協同組合法	第68条 第2項	解散の認可（漁協）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	

18	水産業協同組合法	第69条 第2項	合併の認可（漁協）	設定	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
19	水産業協同組合法	第87条の2第4項	銀行等を子会社としようとする場合の認可（漁連）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
20	水産業協同組合法	第87条の2第5項	認可対象会社を引き続き保有することに係る認可（漁連）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
21	水産業協同組合法	第87条の2第6項	信託会社等を子会社としようとする場合の認可（漁連）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
22	水産業協同組合法	第87条の3第2項	基準議決権数を超える議決権の取得、所有の承認（漁連）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
23	水産業協同組合法	第91条 第2項	解散の認可（漁連）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
24	水産業協同組合法	第91条の2第2項	権利義務の包括承継の認可（漁連）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
25	水産業協同組合法	第92条 第1項	資源管理規程の認可・変更の認可（漁連）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
26	水産業協同組合法	第92条 第1項	信用事業規程設定の認可（漁連）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
27	水産業協同組合法	第92条 第1項	信用事業規程の変更の認可・廃止の認可（漁連）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
28	水産業協同組合法	第92条 第1項	地方公共団体等への貸付の最高限度額の認可（漁連）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
29	水産業協同組合法	第92条 第1項	同一人に対する信用供与限度額を超える特例の承認（漁連）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
30	水産業協同組合法	第92条 第1項	合算信用供与限度額を超える特例の承認（漁連）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
31	水産業協同組合法	第92条 第1項	特定関係者等との取引等に係る特例の承認（漁連）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
32	水産業協同組合法	第92条 第3項	役員等の兼職又は兼業の制限に係る特例の認可（漁連）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
33	水産業協同組合法	第92条 第3項	定款変更の認可（漁連）	設定	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
34	水産業協同組合法	第92条 第3項	信用事業の譲渡又は譲受けの認可（漁連）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
35	水産業協同組合法	第92条 第4項	設立の認可(漁連)	設定	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
36	水産業協同組合法	第92条 第5項	合併の認可(漁連)	設定	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
37	水産業協同組合法	第96条 第1項	信用事業規程設定の認可(加工協)	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
38	水産業協同組合法	第96条 第1項	信用事業規程の変更の認可・廃止の認可(加工協)	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
39	水産業協同組合法	第96条 第1項	地方公共団体等への貸付の最高限度額の認可(加工協)	設定	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
40	水産業協同組合法	第96条 第1項	同一人に対する信用供与限度額を超える特例の承認(加工協)	設定	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
41	水産業協同組合法	第96条 第1項	合算信用供与限度額を超える特例の承認（加工協）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
42	水産業協同組合法	第96条 第1項	特定関係者等との取引等に係る特例の承認（加工協）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
43	水産業協同組合法	第96条 第1項	共済規程設定の認可（加工協）	設定	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
44	水産業協同組合法	第96条 第1項	共済規程の変更又は廃止の認可(加工協)	設定	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
45	水産業協同組合法	第96条 第1項	基準議決権数を超える議決権の取得、所有の承認（加工協）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
46	水産業協同組合法	第96条 第3項	役員等の兼職又は兼業の制限に係る特例の認可（加工協）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
47	水産業協同組合法	第96条 第3項	定款変更の認可（加工協）	設定	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
48	水産業協同組合法	第96条 第3項	信用事業の譲渡又は譲受けの認可（加工協）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
49	水産業協同組合法	第96条 第4項	設立の認可（加工協）	設定	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
50	水産業協同組合法	第96条 第5項	解散の認可（加工協）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
51	水産業協同組合法	第96条 第5項	合併の認可（加工協）	設定	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
52	水産業協同組合法	第100条 第1項	信用事業規程設定の認可(加工連)	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
53	水産業協同組合法	第100条 第1項	信用事業規程の変更の認可・廃止の認可（加工連）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
54	水産業協同組合法	第100条 第1項	地方公共団体等への貸付の最高限度額の認可　（加工連）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
55	水産業協同組合法	第100条 第1項	同一人に対する信用供与限度額を超える特例の承認（加工連）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
56	水産業協同組合法	第100条 第1項	合算信用供与限度額を超える特例の承認　（加工連）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	

57	水産業協同組合法	第100条 第1項	特定関係者等との取引等に係る特例の承認　（加工連）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
58	水産業協同組合法	第100条 第1項	監査規程の認可・変更の認可・廃止の認可　（加工連）	設定	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
59	水産業協同組合法	第100条 第1項	銀行等を子会社としようとする場合の認可（加工連）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
60	水産業協同組合法	第100条 第1項	認可対象会社を引き続き保有することに係る認可（加工連）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
61	水産業協同組合法	第100条 第1項	信託会社等を子会社としようとする場合の認可（加工連）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
62	水産業協同組合法	第100条 第1項	基準議決権数を超える議決権の取得・所有の承認（加工連）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
63	水産業協同組合法	第100条 第3項	役員等の兼職又は兼業の制限に係る特例の認可（加工連）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
64	水産業協同組合法	第100条 第3項	定款変更の認可（加工連）	設定	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
65	水産業協同組合法	第100条 第3項	信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可（加工連）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
66	水産業協同組合法	第100条 第4項	設立の認可（加工連）	設定	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
67	水産業協同組合法	第100条 第5項	合併の認可（加工連）	設定	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
68	水産業協同組合法	第100条 第5項	解散の認可（加工連）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
69	水産業協同組合法	第100条 第5項	権利義務の包括承継の認可（加工連）	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
70	水産業協同組合法	第105条 第1項	共済規程設定の認可（共水連）	設定	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
71	水産業協同組合法	第105条 第1項	共済規程の変更又は廃止の認可（共水連）	設定	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
72	水産業協同組合法	第105条 第3項	定款変更の認可（共水連）	設定	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
73	水産業協同組合法	第105条 第4項	設立の認可（共水連）	設定	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
74	水産業協同組合法	第105条 第5項	解散の認可（共水連）	未設定 イ	１５日	水産林務部	水産局 水産経営課	
75	水産業協同組合法	第105条 第5項	合併の認可（共水連）	設定	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
76	漁業協同組合合併促進法	第9条 第1項	都道府県漁業協同組合合併推進法人の指定	未設定 イ	未設定	水産林務部	水産局 水産経営課	
77	漁業協同組合合併促進法	第11条 第1項	推進法人における事業計画等の認可(推進法人)	未設定 イ	未設定	水産林務部	水産局 水産経営課	
78	農水産業協同組合貯金保険法	第63条 第1項	合併等に対する資金援助等に関する適格性の認定	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
79	農水産業協同組合貯金保険法	第63条 第2項	農水産業協同組合連合会等に対する資金援助に関する適格性の認定	未設定 イ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
80	農水産業協同組合貯金保険法	第92条 第1項	管理人と被管理農水産業協同組合との取引の承認	未設定 ロ	２０日	水産林務部	水産局 水産経営課	
81	漁船損害等補償法施行令	7条1項	指定漁船調書の訂正の承認	設定	１０日 （７日）	水産林務部	水産局 水産経営課	各総合振興局、振興局水産課
82	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法	4条1項	改善計画の認定	設定	３０日	水産林務部	水産局 水産経営課	各総合振興局、振興局水産課
83	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令	3条1項	改善計画の変更の認定	設定	３０日	水産林務部	水産局 水産経営課	各総合振興局、振興局水産課
84	輸出水産業の振興に関する法律	3条1項	輸出水産物の製造の用に供 する事業場の登録	未設定 イ	１０日 （５日）	水産林務部	水産局 水産経営課	各総合振興局、振興局水産課
85	沿岸漁場整備開発法	第８条 第１項	特定水産動物育成事業の実施に当たっての認可	未設定 イ	６０日	水産林務部	水産局 水産振興課	
86	沿岸漁場整備開発法	第12条 第１項	育成水面の区域又は育成水面利用規則の変更の認可	未設定 イ	６０日	水産林務部	水産局 水産振興課	
87	沿岸漁場整備開発法	第15条 第１項	放流効果実証事業を実施する者の指定	未設定 イ	３０日	水産林務部	水産局 水産振興課	
88	沿岸漁場整備開発法	第17条 第１項	指定法人の業務実施計画の認可	未設定 イ	６０日	水産林務部	水産局 水産振興課	
89	沿岸漁場整備開発法	第20条 第１項	業務実施計画の変更の認可	未設定 イ	６０日	水産林務部	水産局 水産振興課	
90	持続的養殖生産確保法	第４条 第１項	漁場改善計画の認定	未設定 イ	２５日	水産林務部	水産局 水産振興課	
91	持続的養殖生産確保法	第５条 第１項	漁場改善計画の変更等の認定	未設定 イ	２５日	水産林務部	水産局 水産振興課	
92	漁港漁場整備法	第24条 第1項	特定漁港漁場整備事業の施行のため他人の土地等への立入り又は使用の許可	設定	１月	水産林務部	水産局 漁港漁村課	関係（総合）振興局水産課漁港漁村(水産振興)係
93	漁港漁場整備法	第37条 第1項	漁港施設の処分の許可	設定	１月	水産林務部	水産局 漁港漁村課	

94	漁港漁場整備法	第38条 第1項	漁港施設利用の方法、利用料の料率の認可・変更の認可	設定	１月	水産林務部	水産局 漁港漁村課	
95	漁港漁場整備法	第39条 第1項	漁港区域内の水域又は公共空地における行為の許可	設定	１月	水産林務部	水産局 漁港漁村課	
96	海岸法	第7条 第1項	海岸保全区域の占用の許可（水産林務部所管の区域内に限る。）	設定	１月	水産林務部	水産局 漁港漁村課	
97	海岸法	第8条 第1項	海岸保全区域内の行為の許可（水産林務部所管の区域内に限る。）	設定	１月	水産林務部	水産局 漁港漁村課	
98	海岸法	第13条 第1項	海岸管理者以外の者が施行する工事の承認（水産林務部所管の区域内に限る。）	設定	２５日	水産林務部	水産局 漁港漁村課	
99	海岸法	第23条の3 第1項	海岸協力団体の指定	設定	９０日	水産林務部	水産局 漁港漁村課	
100	北海道漁港土砂採取料等徴収条例	第3条	土砂採取料等の減免	設定	１月	水産林務部	水産局 漁港漁村課	
101	北海道漁港土砂採取料等徴収条例	第4条	土砂採取料等の返還	設定	１月	水産林務部	水産局 漁港漁村課	
102	北海道海岸占用料等徴収条例	第3条	占用料等の減免（水産林務部所管の区域内に限る。）	設定	１月	水産林務部	水産局 漁港漁村課	
103	北海道海岸占用料等徴収条例	第4条	占用料等の返還（水産林務部所管の区域内に限る。）	設定	１月	水産林務部	水産局 漁港漁村課	
104	北海道漁港管理条例	第4条第1項	漁港区域内の工作物の新築等の承認	未設定 ハ	１月	水産林務部	水産局 漁港漁村課	
105	北海道漁港管理条例	第6条 第1項	漁港の区域内における遊泳の許可	設定	１月	水産林務部	水産局 漁港漁村課	
106	北海道漁港管理条例	第12条 第1項	甲種漁港施設の占用等の許可	設定	１月	水産林務部	水産局 漁港漁村課	
107	北海道漁港管理条例	第13条 第1項	条例第１３条第１項第２号に規定する者に係る甲種漁港施設の目的外使用の許可	設定	１月	水産林務部	水産局 漁港漁村課	
108	漁船法	第４条 第１項	動力漁船の建造、改造の許可	設定	２０日 （０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長 専決
109	漁船法	第４条 第１項	動力漁船以外の船舶の転用の許可	設定	２０日 （０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長 専決
110	漁船法	第４条 第６項	許可事項変更の許可	設定	２０日 （０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長 専決
111	漁船法	第６条 第２項	建造等をすべき期間の延長の許可	設定	２０日 （０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長 専決
112	漁船法	第８条	工事完成後の認定	設定	未設定	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長 専決
113	漁船法	第10条第１項及び第２項	漁船の登録	設定	２０日 （０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長 専決
114	漁船法	第13条	登録票の検認	設定	未設定	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長 専決
115	漁船法	第17条 第１項	登録事項変更の登録	設定	２０日 （０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長 専決
116	小型漁船の総トン数の測度に関する政令	第１条第１項及び第３項	小型漁船の総トン数の測度、改測	設定	未設定	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長 専決
117	漁業法	第17条 第１項	漁獲割当割合の設定	未設定ロ	未設定	水産林務部	水産局 漁業管理課	
118	漁業法 漁業法施行規則	第21条第１項（法） 第10条第１項（省令）	漁獲割当割合の移転の認可	未設定ロ	未設定	水産林務部	水産局 漁業管理課	
119	漁業法 漁業法施行規則	第22条第１項（法） 第13条（省令）	年次漁獲割当量の移転の認可	未設定ロ	未設定	水産林務部	水産局 漁業管理課	
120	漁業法 漁業の許可及び取締り等に関する省令 北海道漁業調整規則	法第57条第１項 省令第70条第１号、第２号及び第４号 省令第72条第１項第１号から第５号 規則第５条第１項	漁業の許可（漁業法第57条第１項に基づく漁業のうち取扱いを定めていない漁業）	設定	未設定	水産林務部	水産局 漁業管理課	
121	漁業法 漁業の許可及び取締り等に関する省令 北海道漁業調整規則	法第57条第１項 省令第70条第４号 規則第５条第１項	漁業の許可（小型さけ・ます流し網漁業）	設定	３３日 （１８日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
122	漁業法 漁業の許可及び取締り等に関する省令 北海道漁業調整規則	法第57条第１項 省令第70条第１号及び第２号 規則第５条第１項	漁業の許可（中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業）	設定	２０日 （０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長 専決
123	漁業法 北海道漁業調整規則	法第57条第１項 規則第５条第１項第２号、第18号及び第19号	漁業の許可（かに固定式刺し網漁業、かにかご漁業（くりがにかご漁業を除く）及びえびかご漁業）	設定	２８日 （１８日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	

124	漁業法 北海道漁業調整規則	法第57条第１項 規則第５条第１項第10号、第16号、第23号及び第24号	漁業の許可（道外に住所を有する者が行う次の漁業～さんま棒受け網漁業、いか釣り漁業、かじき等流し網漁業、いるか突棒漁業）	設定	５８日 （３８日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
125	漁業法 北海道漁業調整規則	法第57条第１項 規則第５条 第１項第１号、第３号から第13号、第15号から第18号、第20号、第21号、第23号から第27号及び第30号	漁業の許可（たこ漁業、ほっけ固定式刺し網漁業、めぬけ固定式刺し網漁業、にしん固定式刺し網漁業、すけとうだら固定式刺し網漁業、たら固定式刺し網漁業、かれい固定式刺し網漁業、きちじ固定式刺し網漁業、さんま棒受け網漁業、さんま流し網漁業、はえ縄漁業、すけとうだらはえ縄漁業、きちじはえ縄漁業、いか釣り漁業、機船船びき網漁業、かにかご漁業（くりがにかご漁業に限る。）、つぶかご漁業、かご漁業（かに又はえびを対象とするかご漁業を除く。）、かじき等流し網漁業、いるか突棒漁業、小型まき網漁業、こぎびき網漁業、火光を利用する敷き網漁業及び潜水器漁業）	設定	20日 （0日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長専決
126	漁業法 北海道漁業調整規則	法第57条第１項 規則第５条第１項第14号	漁業の許可（小型さけ・ますはえ縄漁業）	設定	２８日 （１８日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
127	漁業法 北海道漁業調整規則	法第58条で準用する第45条第2号及び第3号 規則第15条第１項第1号から第4号	継続の許可又は起業の認可	設定	２０日 （０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
128	漁業法 北海道漁業調整規則	法第58条で準用する第45条第2号及び第3号 規則第15条第１項第1号から第4号	継続の許可又は起業の認可 （道外に住所を有する者）	設定	５８日 （３８日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
129	漁業法 北海道漁業調整規則	法第58条で準用する第47条 規則第17条第１項	変更の許可 （小型さけ・ます流し網漁業、小型さけ・ますはえ縄漁業）	設定	２８日 （１８日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
130	漁業法 北海道漁業調整規則	法第58条で準用する第47条 規則第17条第１項	変更の許可 （かに固定式刺し網漁業、かにかご漁業（くりがにかご漁業を除く。）及びえびかご漁業のうち、漁業時期及び船舶の総トン数に係る事項の変更を除く。）	設定	２８日 （１８日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
131	漁業法 北海道漁業調整規則	法第58条で準用する第47条 規則第17条第１項	変更の許可 （道外に住所を有する者が行う次の漁業～さんま棒受け網漁業、いか釣り漁業、かじき等流し網漁業、いるか突棒漁業）	設定	５８日 （３８日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
132	漁業法 北海道漁業調整規則	法第58条で準用する第47条 規則第17条第１項	変更の許可 （漁業法第57条第１項に基づく漁業及び北海道海面漁業調整規則第５条に基づく漁業のうち、取扱いを定めていない漁業）	未設定ハ	未設定	水産林務部	水産局 漁業管理課	

133	漁業法 北海道漁業調整規則	法第58条で準用する第47条 規則第17条第１項	変更の許可 （中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、たこ漁業、ほっけ固定式刺し網漁業、めぬけ固定式刺し網漁業、にしん固定式刺し網漁業、すけとうだら固定式刺し網漁業、たら固定式刺し網漁業、かれい固定式刺し網漁業、きちじ固定式刺し網漁業、さんま棒受け網漁業、さんま流し網漁業、はえ縄漁業、すけとうだらはえ縄漁業、きちじはえ縄漁業、いか釣り漁業、機船底びき網漁業、かにかご漁業（くりがにかご漁業に限る。）、つぶかご漁業、かご漁業（かに又はえびを対象とするかご漁業を除く。）、かじき等流し網漁業、いるか突棒漁業、小型まき網漁業、こぎびき網漁業、火光を利用する敷き網漁業及び潜水器漁業に係る変更、 かに固定式刺し網漁業、かにかご漁業（くりがにかご漁業を除く。）及びえびかご漁業のうち漁業時期及び船舶の総トン数に係る事項の変更に限る。）	設定	20日 （0日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長 専決
134	漁業法 北海道漁業調整規則	法第58条で準用する第38条 規則第７条	起業の認可 （小型さけ・ます流し網漁業、小型さけ・ますはえ縄漁業）	設定	２８日 （１８日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
135	漁業法 北海道漁業調整規則	法第58条で準用する第38条 規則第７条	起業の認可 （かに固定式刺し網漁業、かにかご漁業（くりがにかご漁業を除く。）及びえびかご漁業）	設定	２８日 （１８日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
136	漁業法 北海道漁業調整規則	法第58条で準用する第38条 規則第７条	起業の認可 （道外に住所を有する者が行う次の漁業～さんま棒受け網漁業、いか釣り漁業、かじき等流し網漁業、いるか突棒漁業）	設定	５８日 （３８日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
137	漁業法 北海道漁業調整規則	法第58条で準用する第38条 規則第７条	起業の認可 （漁業法第57条第１項に基づく漁業のうち取扱いを定めていない漁業）	未設定ハ	未設定	水産林務部	水産局 漁業管理課	
138	漁業法 北海道漁業調整規則	法第58条で準用する第38条 規則第７条	起業の認可 （たこ漁業、ほっけ固定式刺し網漁業、めぬけ固定式刺し網漁業、にしん固定式刺し網漁業、すけとうだら固定式刺し網漁業、たら固定式刺し網漁業、かれい固定式刺し網漁業、きちじ固定式刺し網漁業、さんま棒受け網漁業、さんま流し網漁業、はえ縄漁業、すけとうだらはえ縄漁業、きちじはえ縄漁業、いか釣り漁業、機船船びき網漁業、かにかご漁業（くりがにかご漁業に限る。）、つぶかご漁業、かご漁業（かに又はえびを対象とするかご漁業を除く。）、かじき等流し網漁業、いるか突棒漁業、小型まき網漁業、こぎびき網漁業、火光を利用する敷き網漁業及び潜水器漁業）	設定	20日 （0日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長 専決
139	漁業法	第69条第１項	漁業の免許	未設定ハ	５３日 （１０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
140	漁業法	第72条第６項	団体漁業権の共有請求の認可	未設定ロ	未設定	水産林務部	水産局 漁業管理課	
141	漁業法	第76条第１項	漁業権の分割又は変更の免許	未設定ハ	５３日 （１０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
142	漁業法	第78条第２項	個別漁業権を目的とする抵当権設定の認可	未設定ロ	４３日 （１０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
143	漁業法	第79条第１項	個別漁業権の移転の認可	未設定ハ	４３日 （１０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
144	漁業法	第88条第１項	休業中の漁業の許可	未設定ハ	４３日 （１０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
145	漁業法	第88条第５項	漁業権行使停止中の漁業の許可	未設定ロ	未設定	水産林務部	水産局 漁業管理課	
146	漁業法	第106条第７項	漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可	設定	２０日 （０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長 専決
147	漁業法	第106条第９項	漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更・廃止の認可	設定	２０日 （０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長 専決
148	漁業法	第124条 第１項	水産資源の保存及び管理に関する協定の認定	未設定ロ	未設定	水産林務部	水産局 漁業管理課	

149	漁業法 漁業法施行令	第125条第２項 （法） 第10条第１項（政令）	水産資源の保存及び管理に関する協定の変更の認定	未設定ロ	未設定	水産林務部	水産局 漁業管理課	
150	漁業法 漁業法施行規則	法第132条第１項及び第２項第４号 施行規則第41条及び第42条第１項	特定水産動植物の採捕の許可 （２以上の総合振興局等沖合海域での採捕又は道外に住所を有する者が行う採捕を除く。）	未設定ハ	２０日 （０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
151	漁業法 漁業法施行規則	法第132条第１項及び第２項第４号 施行規則第41条及び第42条第１項	特定水産動植物の採捕の許可 （２以上の総合振興局等沖合海域での採捕又は道外に住所を有する者が行う採捕に限る。）	未設定ハ	５８日 （３８日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
152	漁業法	第161条	他人の土地の使用等の許可	未設定ロ	未設定	水産林務部	水産局 漁業管理課	
153	漁業法	第162条	他人の土地に立ち入って漁業を営む許可	未設定ロ	未設定	水産林務部	水産局 漁業管理課	
154	漁業法	第163条	漁業に関する測量等のための他人の土地への立入り等の許可	未設定ロ	未設定	水産林務部	水産局 漁業管理課	
155	漁業法	第165条第１項	土地又は土地の定着物の使用権設定に係る協議の認可	未設定ロ	未設定	水産林務部	水産局 漁業管理課	
156	漁業法	第165条第４項	使用権設定の協議に係る土地の形質変更等の許可	未設定ロ	未設定	水産林務部	水産局 漁業管理課	
157	漁業法	第170条 第１項	遊漁規則設定の認可	未設定ハ	５３日 （１０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
158	漁業法	第170条 第３項	遊漁規則変更の認可	未設定ハ	５３日 （１０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
159	北海道海面漁業調整規則	第32条の2	操業の制限：漁業の承認　（さけ・ますを除く）	設定	２０日 （０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長専決
160	北海道漁業調整規則	第50条第１項	漁場内の岩礁破砕等の許可	未設定ハ	２０日 （０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長専決
161	北海道漁業調整規則	第51条 第１項	砂れき等の採取許可	未設定ロ	未設定	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長専決
162	北海道漁業調整規則	第52条第１項及び第６項	特別採捕許可又は特別採捕許可許可証の記載事項の変更の許可（次の場合に限る。～保護水面又は資源保護水面での採捕、２以上の総合振興局等所管区域での採捕、道外に住所を有する者が行う採捕、さけ、ます、かに及びえびの採捕）	設定	２８日 （１８日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
163	北海道漁業調整規則	第52条第１項及び第６項	特別採捕許可又は特別採捕許可許可証の記載事項の変更の許可（次の場合を除く。～保護水面又は資源保護水面での採捕、２以上の総合振興局等所管区域での採捕、道外に住所を有する者が行う採捕、さけ、ます、かに及びえびの採捕）	設定	２０日 （０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長専決
164	海洋水産資源開発促進法	第13条 第１項	資源管理協定が適当である旨の認定	設定	４５日 （０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
165	海洋水産資源開発促進法施行令	第９条 第１項	認定資源管理協定変更の認定	設定	４５日 （０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
166	水産資源保護法	第22条 第１項	保護水面区域内での工事の施行許可	設定	４０日 （０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長専決
167	遊漁船業の適正化に関する法律	第５条	遊漁船業者の登録	設定	１０日 （０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長専決
168	遊漁船業の適正化に関する法律	第６条	遊漁船業者の登録の拒否	設定	１０日 （０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	(総合)振興局長専決
169	遊漁船業の適正化に関する法律	第20条	遊漁船業団体の指定	設定	５３日 （１０日）	水産林務部	水産局 漁業管理課	
170	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	第3条	入会林野整備計画の認可	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
171	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	第9条 第1項	入会林野整備計画の変更の認可	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
172	木材の安定供給の確保に関する特別措置法	第4条 第1項	木材安定供給確保に関する計画の認定	設定	未設定	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
173	木材の安定供給の確保に関する特別措置法	第5条 第1項	木材安定供給確保に関する計画の変更の認定	設定	未設定	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
174	森林組合法	第10条 第１項	森林組合の信託規程の承認	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
175	森林組合法	第10条 第３項	森林組合の信託規程の変更又は廃止の承認	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課

176	森林組合法	第12条	森林組合の信託事務の処理の状況並びに信託財産の属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を調査させるための検査役の選任	未設定 イ	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
177	森林組合法	第12条	森林組合の信託財産に係る受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託監督人、受益者代理人の辞任の許可	未設定 イ	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
178	森林組合法	第12条	森林組合の信託財産に係る新受託者、信託監督人、新信託監督人、新受益者代理人の選任	未設定 イ	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
179	森林組合法	第12条	森林組合の信託財産に係る信託財産管理者、信託財産法人管理人による管理を命ずる処分	未設定 イ	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
180	森林組合法	第12条	森林組合の信託財産に係る信託財産管理命令、信託財産法人管理命令の登記の抹消の嘱託	未設定 イ	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
181	森林組合法	第12条	森林組合の信託財産に係る信託財産管理者、受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人の権限行使の許可	未設定 イ	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
182	森林組合法	第12条	森林組合の信託財産に係る信託の変更	未設定 イ	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
183	森林組合法	第12条	森林組合の信託財産に係る信託の終了	未設定 イ	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
184	森林組合法	第19条 第1項	森林組合の共済規程の承認	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
185	森林組合法	第19条 第3項	森林組合の共済規程の変更又は廃止の承認	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
186	森林組合法	第24条 第1項	森林組合の林地処分事業実施規程の承認	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
187	森林組合法	第24条 第3項	森林組合の林地処分事業実施規程の変更又は廃止の承認	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
188	森林組合法	第25条 第1項	森林組合の林道開設等による分担金の認可	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
189	森林組合法	第26条の3第1項	森林組合の森林経営規程の承認	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
190	森林組合法	第26条の3第3項	森林組合の森林経営規程の変更又は廃止の承認	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
191	森林組合法	第61条 第2項	森林組合の定款変更の認可	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
192	森林組合法	第79条	森林組合の設立の認可	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
193	森林組合法	第83条 第2項	森林組合の解散の決議の認可	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
194	森林組合法	第84条 第2項	森林組合の合併の認可	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
195	森林組合法	第100条 第2項	生産森林組合の定款変更の認可	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
196	森林組合法	第100条 第3項	生産森林組合の設立の認可	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
197	森林組合法	第100条 第4項	生産森林組合の解散の決議の認可	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
198	森林組合法	第100条 第4項	生産森林組合の合併の認可	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
199	森林組合法	第100条の8第1項	生産森林組合の株式会社への組織変更の認可	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
200	森林組合法	第100条の16	生産森林組合の合同会社への組織変更の認可	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
201	森林組合法	第100条の22第1項	生産森林組合の認可地縁団体への組織変更の認可	設定	２月	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課

202	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	第3条 第1項	林業経営改善計画の認定	設定	２４日	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
203	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	第4条 第1項	木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（事業経営改善計画）の認定	設定	２４日	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
204	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	第4条 第2項	木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（構造改善計画）の認定	設定	２４日	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
205	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令	第1条 第1項	林業経営改善計画の変更の認定	設定	２４日	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
206	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令	第4条 第1項	合理化計画の変更の認定	設定	２４日	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
207	林業労働力の確保の促進に関する法律	第5条 第1項	改善計画の認定	設定	１４日	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
208	林業労働力の確保の促進に関する法律	第6条 第1項	改善計画の変更の認定	設定	１４日	水産林務部	林務局 林業木材課	申請各（総合）振興局産業振興部林務課
209	測量法	第43条	測量成果の複製承認	設定	５日	水産林務部	林務局 森林計画課	
210	測量法	第44条 第1項	測量成果の使用承認	設定	５日	水産林務部	林務局 森林計画課	
211	森林法	第11条 第5項	森林経営計画の認定	設定	２０日	水産林務部	林務局 森林計画課	知事認定：森林計画課 振興局長認定：各（総合）振興局産業振興部林務課
212	森林法	第12条 第3項	森林経営計画の変更の認定	設定	２０日	水産林務部	林務局 森林計画課	
213	森林法	第50条 第1項	土地の使用権設定に関する認可	設定	１０月	水産林務部	林務局 森林計画課	
214	森林法	第58条 第5項	土地の使用権設定後の土地の形質変更、工作物の新築等の承認	設定	２０日	水産林務部	林務局 森林計画課	
215	林業種苗法	第10条 第1項	生産事業者の登録	設定	２０日	水産林務部	林務局 森林整備課	申請／（総合）振興局産業振興部林務課
216	林業種苗法	第20条 第2項	指定採取源からの採取に係る種苗の証明	設定	２０日	水産林務部	林務局 森林整備課	
217	森林法	第10条の2第1項・第2項	開発行為の許可	設定	別表１	水産林務部	林務局 治山課	申請／治山課・各振興局産業振興部林務課
218	森林法	第34条 第1項・第3項・第4項	保安林内の立木伐採の許可	設定	３０日	水産林務部	林務局 治山課	申請⊡各振興局産
219	森林法	第34条 第2項・第5項	保安林内の立竹の伐採、家畜の放牧、土地の形質変更等の許可	設定	３０日	水産林務部	林務局 治山課	
220	森林法	第34条の2第1項・第2項	保安林内の人工林の択伐の届出書の処理	設定	２０日	水産林務部	林務局 治山課	
221	森林法	第34条の3第1項・第2項	保安林内の間伐の届出書の処理	設定	２０日	水産林務部	林務局 治山課	
222	森林法	第44条	保安施設地区内の立木伐採、立竹伐採、家畜の放牧、土地の形質変更等の許可	設定	別表１	水産林務部	林務局 治山課	
223	地すべり等防止法	第11条 第１項	知事等以外の者の施行する工事の承認	設定	２０日	水産林務部	林務局 治山課	
224	地すべり等防止法	第18条 第１項	地すべり防止区域内の行為の許可	設定	２０日	水産林務部	林務局 治山課	
225	地すべり等防止法	第42条 第１項	ぼた山崩壊防止区域内の行為の制限の許可	未設定ロ	未設定	水産林務部	林務局 治山課	
226	森林法施行規則	第72条	保安林における植栽の義務の例外の処理	設定	２０日	水産林務部	林務局 治山課	
227	北海道立道民の森条例	第7条	施設の利用承認	未設定イ	１日	水産林務部	森林環境局 森林活用課	(一財)北海道森林整備公社(道民の森管理事務所)
228	北海道立道民の森条例	第11条 第6項	利用料金の減免	設定	１日	水産林務部	森林環境局 森林活用課	
229	北海道立道民の森管理規則	第5条	行為の許可	未設定イ	８日	水産林務部	森林環境局 森林活用課	石狩振興局森林室（道民の森課）
230	測量法	第43条	測量成果（道有林森林基本図）の複製	設定	５日	水産林務部	森林環境局 道有林課	
231	測量法	第44条 第1項	測量成果（道有林森林基本図）の使用	設定	５日	水産林務部	森林環境局 道有林課	
1	土地収用法	第11条 第1項	事業の準備のための立入の許可	設定	１４日	建設部	総務課	
2	土地収用法	第14条 第1項	土地の試掘等のための許可	設定	３０日	建設部	総務課	
3	土地収用法	第16条 (第138条第1項)	事業認定	設定	４５日	建設部	総務課	

4	土地収用法	第28条の3第1項 (第138条第1項)	土地の形質変更の許可	設定	１４日	建設部	総務課	
5	土地収用法	第89条第1項 (第138条第1項)	土地の形質変更、工作物の新築等に係る承認等	設定	１４日	建設部	総務課	
6	道路法	第24条	道路管理者以外の者が行う工事の承認	設定	５日 １５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	各建設管理部出張所（出張所専決）（建設管理部専決）
7	道路法	第32条 第1項	道路占用の許可	設定	２０日 ３０日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	各建設管理部出張所（出張所専決）（建設管理部専決）
8	道路法	第32条 第3項	道路の占用の変更の許可	設定	２０日 ３０日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	各建設管理部出張所（出張所専決）（建設管理部専決）
9	道路法	第47条の2第1項	特殊車両の通行許可	設定	２５日	建設部	建設政策局 維持管理防災課	各建設管理部維持管理課
10	道路法	第48条の5第1項	自動車専用道路との連結・交差の許可	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
11	道路法	第91条 第1項	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可	設定	１５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	各建設管理部維持管理課又は出張所
12	道路法	第91条 第2項	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可（第32条第1項、第3項準用）	設定	２０日 ３０日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	各建設管理部出張所（出張所専決）（建設管理部専決）
13	共同溝の整備等に関する特別措置法	第14条 第1項	公益事業者に対する共同溝の占用の許可	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	各建設管理部維持管理課又は出張所
14	共同溝の整備等に関する特別措置法	第17条	入溝者の権利及び義務の譲渡に対する認可	設定	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	各建設管理部維持管理課又は出張所
15	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	第8条 第3項	電線共同溝の増設に係る占用の許可	設定	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	各建設管理部維持管理課又は出張所
16	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	第10条	占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可	設定	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	各建設管理部維持管理課又は出張所
17	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	第11条 第1項	占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占用の許可	設定	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	各建設管理部維持管理課又は出張所
18	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	第12条 第1項	電線共同溝の占用に係る変更の許可	設定	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	各建設管理部維持管理課又は出張所
19	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	第15条 第1項	電線共同溝の占用の許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡の承認	設定	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	各建設管理部維持管理課又は出張所
20	軌道法	第10条	運転開始の認可	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
21	軌道法	第11条	軌道運転速度及び度数の認可	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
22	車両制限令	第12条	特殊車両の通行の認定	設定	１０日	建設部	建設政策局 維持管理防災課	各建設管理部維持管理課
23	軌道法施行令	第6条	線路又は工事方法書記載事項変更認可	未設定 イ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
24	軌道法施行規則	第13条 第1項	運輸開始前竣功検査	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
25	軌道法施行規則	第13条 第1項	運輸開始後竣功検査	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
26	軌道法施行規則	第13条の2第3項	既認可又は既確認車両の購入の認可	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
27	軌道法施行規則	第13条の3第1項	車両の設計の変更の認可	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
28	軌道法施行規則	第18条の2第1項	他の鉄道又は軌道の車両の運転の認可	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
29	軌道法施行規則	第24条 第2項	運転速度の増加又は運転度数の変更の認可	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
30	専用軌道規則	第1条	専用軌道敷設の認可	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
31	専用軌道規則	第4条	目的外物品の運送の認可	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課

32	無軌条電車建設規則	第61条	特別設計の許可	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
33	軌道建設規程	第34条 第2項	特別設計の許可	未設定 ハ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
34	道路運送法	第50条 第3項	工事施行の認可申請期間伸長の認可	設定	１ヶ月	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
35	道路運送法	第54条 第1項	工事方法の変更の認可	未設定 イ	３ヶ月	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
36	道路運送法	第56条 第2項	工事の完成の期間伸長の認可	設定	１ヶ月	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
37	道路運送法	第62条 第1項	供用約款の設定又は変更の認可	設定	２ヶ月	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
38	道路運送法	第67条	構造又は設備の変更の認可	未設定 イ	３ヶ月	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
39	道路運送法	第70条の3 第1項	事業の休止の許可	設定	２ヶ月	建設部	建設政策局 維持管理防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
40	河川法	第20条	河川管理者以外の者が行う河川工事等の承認	設定	６０日 （３０日） ４５日 （１５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	河川工事の承認 河川工事（河床の掘削工事であって公募により当該工事を行う者を決定するものに限る。）及び河川の維持の承認
41	河川法	第23条	流水の占用の許可	設定	３６０日 （６０日） ６０日 （２０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	二級河川の特定水利権 流水占用の許可、変更許可 流水占用の許可（更新）
42	河川法	第23条	流水の占用の許可	設定	３６０日 （６０日） ６０日 （２０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	一級河川の準特定水利権 流水占用の許可、変更許可 流水占用の許可（更新）
43	河川法	第23条	流水の占用の許可	設定	１５０日 （６０日） ６０日 （２０日） ４０日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	その他の水利権 流水占用の許可、変更許可 流水占用の許可（単純減量） 流水占用の更新の許可
44	河川法	第23条の2	流水の占用の登録	設定	３０日 （１５日） ９０日 （４０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	流水占用の登録のみのもの（変更登録、登録の更新を含む） 流水占用の登録、変更登録（第26条第1項、第27条第1項の許可を含むもの）

45	河川法	第24条	土地の占用の許可	設定	５５日 （１５日） ４０日 ３５日 （１５日） ２０日	建設部	建設政策局 維持管理防災課	流水の占用許可又は登録に関するものを除く 占用期間が1年未満で水利使用に係らないもの 軽微な変更等の場合で流水の占用の許可又は登録に関するものを除く 軽微な変更等の場合で、占用期間が1年未満で水利使用に係らないもの
46	河川法	第25条	土石等の採取の許可	設定	３５日 （１５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
47	河川法	第26条 第1項	工作物の新築等の許可	設定	３５日 （１５日） ２０日	建設部	建設政策局 維持管理防災課	流水の占用許可又は登録に関するものを除く 水利使用に係るものを除き、出張所専決事項に限る
48	河川法	第27条 第1項	土地の掘削等の許可	設定	３５日 （１５日） ２０日	建設部	建設政策局 維持管理防災課	出張所専決事項に限る
49	河川法	第28条	竹木の流送等の禁止、制限又は許可	設定	３５日 （１５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
50	河川法	第29条 第1項	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可	設定	２０日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
51	河川法	第30条 第1項	許可工作物の完成の検査	設定	６０日 （２０日） ２０日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	流水の占用の許可に係る許可工作物の検査 その他の許可工作物の検査
52	河川法	第30条 第2項	完成前の許可工作物の一部使用の承認	設定	６０日 （２０日） ２０日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	流水の占用の許可に係る許可工作物の検査 その他の許可工作物の検査
53	河川法	第34条 第1項	権利譲渡の承認	設定	３０日 （１０日） ４０日 （２０日） ９０日 （２０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	流水の占用許可に関するものを除く 流水の占用に係るもの 流水の占用に係るもの(大臣の認可又は同意が必要なもの)
54	河川法	第47条 第1項	ダムの操作規程の承認	設定	５０日 （２０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
55	河川法	第53条の2第1項	渇水時における水利使用の特例	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
56	河川法	第55条 第1項	河川保全区域内の行為の許可	設定	２０日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
57	河川法	第57条 第1項	河川予定地内の行為の許可	設定	２０日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
58	河川法	第58条の4第1項	河川保全立体区域内の行為の許可	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
59	河川法	第58条の6第1項	河川予定立体区域内の行為の許可	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
60	河川法	第58条の8第1項	河川協力団体の指定	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
61	砂利採取法	第16条	砂利採取計画の認可	設定	６０日 （２０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
62	砂利採取法	第20条 第1項	砂利採取計画の変更の認可	設定	６０日 （２０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
63	公有水面埋立法	第2条 第1項	公有水面埋立の免許	設定	１４０日 （４０日） １８０日 （４０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	主務大臣認可が必要な場合

64	公有水面埋立法	第13条の2第1項	出願事項の変更の許可	設定	３０日 （１５日） １１５日 （１５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	用途変更の場合
65	公有水面埋立法	第14条 第1項 第4項	他人の土地に対する立入又は一時使用の許可	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
66	公有水面埋立法	第16条 第1項	埋立権の譲渡の許可	未設定 ロ	４０日 （２０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
67	公有水面埋立法	第22条 第1項	竣功の認可	設定	８０日 （３５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
68	公有水面埋立法	第23条	竣功認可告示前の埋立地使用の許可	未設定 ロ	７５日 （３５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
69	公有水面埋立法	第27条 第1項	埋立地に関する処分の許可	未設定 ロ	６０日 （３５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
70	公有水面埋立法	第29条 第1項	埋立地の用途変更の許可	未設定 ロ	６０日 （３５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
71	公有水面埋立法	第34条 第1項	失効した免許の効力の復活	未設定 ロ	３５日 （２０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
72	公有水面埋立法	第35条 第1項	免許失効の場合の原状回復義務の免除	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
73	公有水面埋立法	第36条	無免許の埋立に対する原状回復義務の免除	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
74	公有水面埋立法施行令	第8条	免許告示後における損害補償または損害防止施設の設置請求可能な水面利用施設の設置許可	未設定 ロ	未設定	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
75	河川法施行細則	第8条	流水占用料等の減免	設定	１５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
76	砂防法（砂防法施行条例第３条、第４条）	第4条 第1項	砂防指定地内での一定行為の禁止・制限	設定	３５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
77	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第7条 第1項	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	設定	３５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
78	地すべり等防止法	第11条 第1項	主務大臣又は都道府県知事以外の者が施行する工事の承認	設定	２５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
79	地すべり等防止法	第18条 第1項	地すべり防止区域内の行為許可	設定	２５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
80	地すべり等防止法	第42条 第1項	ぼた山崩壊防止区域内の行為の許可	設定	２５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
81	海岸法	第7条 第1項	海岸保全区域の占用の許可	設定	３５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
82	海岸法	第8条 第1項	海岸保全区域内の行為の許可	設定	３５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
83	海岸法	第13条 第1項	海岸管理者以外の者が施行する工事の承認	設定	２５日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
84	海岸法	第23条の3第1項	海岸協力団体の指定	設定	９０日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
85	海岸法	第37条の4	一般公共海岸区域の占用の許可	設定	３５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
86	海岸法	第37条の5	一般公共海岸区域内の行為の許可	設定	３５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
87	国有財産法（北海道海域管理規則）	第18条 第6項	行政財産の使用許可（海岸保全区域内の海域）	設定	３５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
88	国有財産法（北海道海域管理規則）	第18条 第6項	行政財産の使用許可（海岸保全区域外の海域）	設定	３５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
89	公有水面埋立法	第2条 第1項	公有水面埋立の免許	設定	１１０日 （１５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
90	公有水面埋立法	第13条の2第1項	出願事項の変更許可	設定	４５日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	下段は用途変更の場合
91	公有水面埋立法	第13条の2第1項	出願事項の変更許可	設定	１１０日 （１５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
92	公有水面埋立法	第14条 第1項	他人の土地に対する立入等に関する許可	設定	２５日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	下段は堤内の場合
93	公有水面埋立法	第14条 第1項	他人の土地に対する立入等に関する許可	設定	４０日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
94	公有水面埋立法	第14条 第4項	他人の土地に対する立入等に関する許可	設定	２５日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	下段は堤内の場合
95	公有水面埋立法	第14条 第4項	他人の土地に対する立入等に関する許可	設定	４０日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
96	公有水面埋立法	第16条 第1項	埋立権の譲渡の許可	設定	２５日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
97	公有水面埋立法	第22条 第1項	竣功認可	設定	５５日 （１５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
98	公有水面埋立法	第23条	竣功認可告示前の埋立地使用の許可	設定	２５日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	

99	公有水面埋立法	第27条 第1項	埋立地に関する処分の許可	設定	２５日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
100	公有水面埋立法	第29条 第1項	埋立地の用途変更の許可	未設定 イ	２５日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
101	公有水面埋立法	第34条 第1項	失効した免許の効力復活	設定	２５日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
102	公有水面埋立法	第35条 第1項	免許失効の場合の原状回復義務の免除	設定	２５日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
103	公有水面埋立法	第36条	無免許の埋立地に対する原状回復義務の免除	設定	２５日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
104	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第10条 第1項	特定開発行為の許可	未設定 イ	４０日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
105	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第17条 第1項	特定開発行為の許可の申請事項の変更の許可	未設定 イ	４０日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
106	公有水面埋立法施行令	第8条	免許告示後における損害補償又は損害防止施設の設置請求可能な水面利用施設の設置許可	設定	２５日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
107	砂防法施行条例	第7条	許可事項の変更承認	設定	３５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
108	砂防法施行条例	第11条 第1項	占用許可の権利譲渡の承認	設定	２０日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
109	砂防法施行条例	第12条 第1項	原状回復義務の免除	設定	２０日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
110	砂防法施行条例	第14条	占用料の減免	設定	２０日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
111	砂防法施行条例	第15条	占用料の返還	設定	２０日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
112	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則	第4条	許可事項の変更承認	設定	３５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
113	地すべり等防止法施行細則	第2条第2項	承認を受けた工事に関する設計及び事業計画の変更	設定	２５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
114	地すべり等防止法施行細則	第4条第2項	地すべり（ぼた山崩壊）防止区域内の行為許可に係る更新	設定	２５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
115	地すべり等防止法施行細則	第5条	許可事項の変更承認	設定	２５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
116	北海道海岸占用料等徴収条例	第3条	占用料等の減免	設定	２０日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
117	北海道海岸占用料等徴収条例	第4条	占用料等の返還	設定	２０日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
118	北海道海域管理規則	第5条	許可内容の変更	設定	３５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
119	北海道海域管理規則	第7条	使用等の期間の更新	設定	３５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
120	北海道海域管理規則	第16条 第1項	原状回復義務の免除	設定	２５日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
121	北海道海域使用料等徴収条例	第4条	使用料等の減免	設定	２０日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
122	北海道海域使用料等徴収条例	第5条	使用料等の返還	設定	２０日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
123	北海道沿岸水域の工事取締条例	第4条	工事の許可	設定	３５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
124	北海道沿岸水域の工事取締条例	第7条	工事着手・竣工期限の伸長の許可	設定	３５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
125	北海道沿岸水域の工事取締条例	第8条	許可の目的・工法の変更の許可	設定	３５日 （５日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
126	北海道沿岸水域の工事取締条例	第11条	原状回復義務の免除	設定	２５日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
127	北海道沿岸水域の工事取締条例	第15条 第1項	工事施行の権利譲渡の許可	設定	２０日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
128	北海道沿岸水域の工事取締条例	第18条	手数料の減免	設定	２０日 （１０日）	建設部	建設政策局 維持管理防災課	
129	建設業法	第3条 第1項	建設業の許可	設定	３５日	建設部	建設政策局 建設管理課	
130	建設業法	第3条 第3項	建設業の更新	設定	３５日	建設部	建設政策局 建設管理課	
131	浄化槽法	第21条 第1項	浄化槽工事業者の登録	設定	２０日	建設部	建設政策局 建設管理課	
132	浄化槽法	第21条 第3項	浄化槽工事業者の更新	設定	２０日	建設部	建設政策局 建設管理課	
133	浄化槽法	第23条 第3項	浄化槽工事業者登録簿謄本・閲覧の請求	設定	５日	建設部	建設政策局 建設管理課	

134	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第21条 第1項	解体工事業者の登録	設定	２０日	建設部	建設政策局 建設管理課	
135	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第21条 第2項	解体工事業者の更新	設定	２０日	建設部	建設政策局 建設管理課	
136	都市計画法	第29条 第1項又は第2項	開発行為の許可	設定	１４１日 （１４日） （７日） ４４日 （１４日）	建設部	まちづくり局 都市計画課	本庁許可 （市町村） （総合振興局又は振興局） 申請先：各市町村 総合振興局又は振興局許可 （市町村） 申請先：各市町村
137	都市計画法	第35条の2第1項	開発行為の変更の許可	設定	５１日 （１４日） （７日） ４４日 （１４日）	建設部	まちづくり局 都市計画課	本庁許可 （市町村） （総合振興局又は振興局） 申請先：各市町村 総合振興局又は振興局許可 （市町村） 申請先：各市町村
138	都市計画法	第37条 第1号	建築承認	設定	５１日 （１４日） （７日） ４４日 （１４日）	建設部	まちづくり局 都市計画課	本庁承認 （市町村） （総合振興局又は振興局） 申請先：各総合振興局又は各振興局 総合振興局又は振興局承認 （市町村） 申請先：各総合振興局又は各振興局
139	都市計画法	第41条 第2項 ただし書	定められた建ぺい率等の規制を超える建築等の許可	設定	５１日 （１４日） （７日） ４４日 （１４日）	建設部	まちづくり局 都市計画課	本庁許可 （市町村） （総合振興局又は振興局） 申請先：各総合振興局又は各振興局 総合振興局又は振興局許可 （市町村） 申請先：各総合振興局又は各振興局
140	都市計画法	第42条 第1項ただし書	開発許可を受けた土地における建築等の許可	設定	４４日 （１４日）	建設部	まちづくり局 都市計画課	総合振興局又は振興局許可 （市町村）申請先：各市町村
141	都市計画法	第43条 第1項 ただし書	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可	設定	５１日 （１４日） （７日） ４４日 （１４日）	建設部	まちづくり局 都市計画課	本庁許可 （市町村） （総合振興局又は振興局） 申請先：各市村 総合振興局又は振興局許可 （市町村） 申請先：各市町村
142	都市計画法	第45条	許可に基づく承継の承認	設定	５１日 （１４日） （７日） ４４日 （１４日）	建設部	まちづくり局 都市計画課	本庁承認 （市町村） （総合振興局又は振興局） 申請先：各市町村 総合振興局又は振興局承認 （市町村） 申請先：各市町村
143	都市計画法	第58条	風致地区内の行為の制限に対する許可	未設定 ハ	未設定	建設部	まちづくり局 都市計画課	
144	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第283条 第1項	防災都市計画施設の区域内における建築許可	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市計画課	

145	宅地造成等規制法	第8条 第1項	宅地造成に関する工事の許可	設定	２１日	建設部	まちづくり局 都市計画課	総合振興局又は振興局許可 申請先：各総合振興局又は各振興局
146	宅地造成等規制法	第12条 第1項	宅地造成に関する工事の変更の許可	設定	２１日	建設部	まちづくり局 都市計画課	総合振興局又は振興局許可 申請先：各総合振興局又は各振興局
147	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	第21条 第1項	建築行為等の許可	未設定 イ	２１日	建設部	まちづくり局 都市計画課	
148	被災市街地復興特別措置法	第7条 第1項	被災市街地復興推進地域の区域内の建築行為等の許可	未設定 イ	未設定	建設部	まちづくり局 都市計画課	
149	流通業務市街地の整備に関する法律	第5条 第1項	流通業務地区内の施設建設等の許可	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市計画課	
150	流通業務市街地の整備に関する法律	第37条 第1項	造成敷地の譲受人の行う工事の計画の承認	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市計画課	
151	流通業務市街地の整備に関する法律	第38条 第1項	事業の造成敷地等の所有権等の移転等の承認	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市計画課	
152	景観法	第22条 第1項	景観重要建造物の現状変更の許可	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市計画課	
153	景観法	第31条 第1項	景観重要樹木の現状変更の許可	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市計画課	
154	景観法	第36条 第3項	管理協定の締結の認可	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市計画課	
155	景観法	第81条 第4項	景観協定の締結の認可	未設定 イ	未設定	建設部	まちづくり局 都市計画課	
156	景観法	第88条 第1項	景観協定の廃止の認可	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市計画課	
157	景観法	第90条 第1項	一の所有者による景観協定の設定の認可	未設定 イ	未設定	建設部	まちづくり局 都市計画課	
158	景観法	第92条 第1項	景観整備機構の指定	設定	未設定	建設部	まちづくり局 都市計画課	
159	北海道屋外広告物条例	第3条	屋外広告物の許可	設定	１０日	建設部	まちづくり局 都市計画課	総合振興局又は振興局許可 申請先：各総合振興局又は振興局
160	北海道屋外広告物条例	第6条 第2項	禁止地域内における案内用広告物の許可	設定	１０日	建設部	まちづくり局 都市計画課	総合振興局又は振興局許可 申請先：各総合振興局又は振興局
161	北海道屋外広告物条例	第6条 第3項	営業宣伝を目的として移動する自動車の許可	設定	１０日	建設部	まちづくり局 都市計画課	
162	北海道屋外広告物条例	第6条 第5項	社会活動上必要なものとして特別に認めた広告物の許可	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市計画課	
163	北海道屋外広告物条例	第7条 第2項	良好な景観の形成に資する広告物等の許可	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市計画課	
164	北海道屋外広告物条例	第10条	屋外広告物の変更及び継続の許可	設定	１０日	建設部	まちづくり局 都市計画課	総合振興局又は振興局許可 申請先：各総合振興局又は振興局
165	北海道屋外広告物条例	第21条の3 第1項 第21条の5 第2項	屋外広告業の登録	設定	１０日	建設部	まちづくり局 都市計画課	総合振興局又は振興局許可 申請先：各総合振興局又は振興局
166	北海道屋外広告物条例	第21条の4 第1項	屋外広告業の登録の拒否	未設定 イ	１０日	建設部	まちづくり局 都市計画課	総合振興局又は振興局許可 申請先：各総合振興局又は振興局
167	北海道屋外広告物条例	第22条 第1項 第3号	業務主任者の資格の認定	未設定 イ	７日	建設部	まちづくり局 都市計画課	

168	北海道屋外広告物条例施行規則	第27条	屋外広告物講習会講習科目の一部免除	未設定 イ	３日	建設部	まちづくり局 都市計画課	
169	宅地造成等規制法施行細則	第12条	宅地造成に関する工事の許可申請手数料の減免	設定	１４日 （７日）	建設部	まちづくり局 都市計画課	本庁承認 （総合振興局又は振興局） 申請先：各総合振興局又は各振興局
170	都市計画法	第59条 第4項	特許事業者が行う都市計画事業に対する認可	設定	６０日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
171	都市計画法	第63条 第1項	特許事業者が事業計画を変更する際の認可	設定	６０日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
172	都市計画法	第64条 第1項	地位の承継の承認	設定	２０日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
173	新住宅市街地開発法	第22条 第1項	処分計画の認可	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市環境課	
174	新住宅市街地開発法	第32条 第1項	造成宅地等に関する権利の処分の承認	設定	２１日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
175	新住宅市街地開発法	第34条 第4項	標識移転の承認	設定	７日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
176	新住宅市街地開発法	第34条の2第2項	測量標識移転の承認	設定	７日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
177	新住宅市街地開発法	第36条 第1項	事業引継の同意	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市環境課	
178	新住宅市街地開発法	第46条	施行計画の認可	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市環境課	
179	土地区画整理法	第4条 第1項	個人施行の認可	設定	３０日 （２０日）	建設部	まちづくり局 都市環境課	申請先 市町
180	土地区画整理法	第10条 第1項	規準若しくは規約及び事業計画の変更の認可	設定	２４日 （１０日）	建設部	まちづくり局 都市環境課	申請先 市町
181	土地区画整理法	第11条 第4項	施行者の変動による規約の認可	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市環境課	申請先 市町
182	土地区画整理法	第13条 第1項	個人施行の廃止又は終了の認可	設定	３０日 （１０日）	建設部	まちづくり局 都市環境課	申請先 市町
183	土地区画整理法	第14条 第1項	土地区画整理組合設立の認可	設定	６０日 （２０日）	建設部	まちづくり局 都市環境課	申請先 市町
184	土地区画整理法	第14条 第2項	土地区画整理組合設立の認可（事業計画の決定に先立って設立された組合）	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市環境課	申請先 市町
185	土地区画整理法	第14条 第3項	事業計画の認可（事業計画の決定に先立って設立された組合）	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市環境課	申請先 市町
186	土地区画整理法	第41条 第4項	土地区画整理組合の賦課金滞納処分の認可	設定	未設定	建設部	まちづくり局 都市環境課	
187	土地区画整理法	第49条	土地区画整理組合の決算報告書の承認	設定	１４日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
188	土地区画整理法	第76条 第1項	建築行為等の許可	設定	１０日	建設部	まちづくり局 都市環境課	申請先 市町
189	土地区画整理法	第77条 第7項	移転、除去の際の建築物等の使用許可	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市環境課	
190	土地区画整理法	第85条の2第5項	換地を住宅先行建設区域内に定められるべき宅地の指定	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市環境課	
191	土地区画整理法	第86条 第1項	換地計画の認可（個人）	未設定 ハ	未設定	建設部	まちづくり局 都市環境課	申請先 市町
192	土地区画整理法	第97条 第1項	換地計画の変更の認可（個人）	未設定 ハ	未設定	建設部	まちづくり局 都市環境課	申請先 市町
193	土地区画整理法	第81条 第2項	標識の移転、除却等の承諾	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市環境課	
194	土地区画整理法	第85条の3第4項	換地を市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市環境課	
195	土地区画整理法	第85条の4第5項	換地を高度利用推進区内に定められるべき宅地の指定等	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市環境課	
196	被災市街地復興特別措置法	第7条 第1項	被災市街地復興推進地域の区域内の建築行為等の許可	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市環境課	
197	被災市街地復興特別措置法	第12条 第2項	換地を復興共同住宅区内に定められるべき宅地の指定等	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市環境課	
198	被災市街地復興特別措置法	第13条 第３項	復興共同住宅区内の土地の共有部分を与えられるように定められるべき宅地の指定等	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市環境課	
199	都市公園法	第5条 第1項	公園管理者以外の公園施設の設置、管理又は変更の許可	設定	１６日 （５日）	建設部	まちづくり局 都市環境課	
200	都市公園法	第6条 第1項	都市公園の占用の許可	設定	１６日 （５日）	建設部	まちづくり局 都市環境課	
201	都市公園法	第6条 第3項	都市公園の占用の許可の変更	設定	１０日 （５日）	建設部	まちづくり局 都市環境課	

202	都市公園法	第33条 第4項	公園管理者以外の予定公園施設の設置・管理の許可、許可の変更、公園予定区域の占用の許可、許可の変更	設定	No30～32に準じた日数	建設部	まちづくり局 都市環境課	
203	北海道立都市公園条例	第4条 第1項	都市公園における条例で定める行為の許可、変更の許可	設定	１１日 （５日）	建設部	まちづくり局 都市環境課	
204	北海道立都市公園条例	第6条 第1項	公園施設の利用の承認等 北海道立真駒内公園 北海道立野幌総合運動公園	設定	１日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
205	北海道立都市公園条例	第6条 第1項	公園施設の利用の承認等 北海道子どもの国	未設定 イ	１日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
206	北海道立都市公園条例	第6条 第1項	公園施設の利用の承認等 北海道立オホーツク公園	未設定 イ	１日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
207	北海道立都市公園条例	第6条 第1項	公園施設の利用の承認等 北海道立宗谷ふれあい公園	未設定 イ	１日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
208	北海道立都市公園条例	第6条 第1項	公園施設の利用の承認等 北海道立ゆめの森公園	未設定 イ	１日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
209	北海道立都市公園条例	第6条 第1項	公園施設の利用の承認等 北海道立十勝エコロジーパーク	未設定 イ	１日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
210	北海道立都市公園条例	第6条 第1項	公園施設の利用の承認等 北海道立サンピラーパーク	未設定 イ	１日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
211	北海道立都市公園条例	第6条 第1項	公園施設の利用の承認等 北海道立オホーツク流氷公園	未設定 イ	１日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
212	北海道立都市公園条例	第6条の3 第1項	公園施設の利用の内容の変更承認 北海道立真駒内公園 北海道立野幌総合運動公園	設定	１日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
213	北海道立都市公園条例	第6条の3 第1項	公園施設の利用の内容の変更承認 北海道子どもの国	未設定 イ	１日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
214	北海道立都市公園条例	第6条の3 第1項	公園施設の利用の内容の変更承認 北海道立オホーツク公園	未設定 イ	１日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
215	北海道立都市公園条例	第6条の3 第1項	公園施設の利用の内容の変更承認 北海道立宗谷ふれあい公園	未設定 イ	１日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
216	北海道立都市公園条例	第6条の3 第1項	公園施設の利用の内容の変更承認 北海道立ゆめの森公園	未設定 イ	１日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
217	北海道立都市公園条例	第6条の3 第1項	公園施設の利用の内容の変更承認 北海道立十勝エコロジーパーク	未設定 イ	１日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
218	北海道立都市公園条例	第6条の3 第1項	公園施設の利用の内容の変更承認 北海道立サンピラーパーク	未設定 イ	１日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
219	北海道立都市公園条例	第6条の3 第1項	公園施設の利用の内容の変更承認 北海道立オホーツク流氷公園	未設定 イ	１日	建設部	まちづくり局 都市環境課	
220	下水道法	第10条 第1項	公共下水道排水設備設置義務の免除に係る許可	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市環境課	申請先 札幌建設管理部 当別出張所
221	下水道法	第16条	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認	設定	２４日 （１０日）	建設部	まちづくり局 都市環境課	申請先 札幌建設管理部 当別出張所
222	下水道法	第24条 第1項	公共下水道の排水施設の物件設置許可	設定	２４日	建設部	まちづくり局 都市環境課	申請先 札幌建設管理部 当別出張所
223	下水道法	第25条の18	流域下水道管理者以外の者の工事・維持の承認	未設定 ロ	未設定	建設部	まちづくり局 都市環境課	申請先 (札幌･函館･帯広)建設管理部維持管理課
224	北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例	第23条 第1項	公共下水道敷地等の占用の許可及び許可の変更	未設定 ハ	２４日 （１０日）	建設部	まちづくり局 都市環境課	申請先 札幌建設管理部 当別出張所
225	宅地建物取引業法	第3条 第1項	宅地建物取引業の免許	未設定 イ	３０日	建設部	住宅局 建築指導課	
226	宅地建物取引業法	第3条 第3項	宅地建物取引業の免許の更新	未設定 イ	３０日	建設部	住宅局 建築指導課	
227	宅地建物取引業法	第18条 第1項	取引士の登録	未設定 イ	３０日	建設部	住宅局 建築指導課	
228	宅地建物取引業法	第19条の2	取引士の登録の移転	未設定 イ	１５日	建設部	住宅局 建築指導課	
229	宅地建物取引業法	第20条	取引士の登録の変更	未設定 イ	２０日	建設部	住宅局 建築指導課	
230	宅地建物取引業法	第22条 第1項	申請に基づく登録の消除	未設定 イ	２０日	建設部	住宅局 建築指導課	
231	宅地建物取引業法	第22条の2	取引士証の交付	未設定 イ	２０日	建設部	住宅局 建築指導課	
232	宅地建物取引業法	第22条の3	取引士証の有効期間の更新の申請	未設定 イ	２０日	建設部	住宅局 建築指導課	
233	宅地建物取引業法施行規則	第4条の3	免許証の再交付申請	未設定 イ	１５日	建設部	住宅局 建築指導課	

234	積立式宅地建物販売業法	第3条	積立式宅地建物販売業の許可	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
235	積立式宅地建物販売業法	第23条 第2項	営業保証金の取り戻しの承認	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
236	積立式宅地建物販売業法	第23条 第3項	営業保証金供託委託額の減額の承認	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
237	積立式宅地建物販売業法施行規則	第6条 第1項	許可証の書換交付の申請	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
238	積立式宅地建物販売業法施行規則	第7条 第1項	許可証の再交付の申請	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
239	不動産特定共同事業法	第3条 第1項	不動産特定共同事業の許可	未設定 イ	９０日	建設部	住宅局 建築指導課	
240	不動産特定共同事業法	第8条 第1項	不動産特定共同事業の変更の許可	未設定 イ	９０日	建設部	住宅局 建築指導課	
241	不動産特定共同事業法	第9条 第1項	不動産特定共同事業の変更の認可	未設定 イ	９０日	建設部	住宅局 建築指導課	
242	不動産特定共同事業法	第9条 第2項	不動産特定共同事業の事務所の追加設置の認可	未設定 イ	９０日	建設部	住宅局 建築指導課	
243	不動産特定共同事業法	第41条 第1項	小規模不動産特定共同事業の登録	未設定 イ	６０日	建設部	住宅局 建築指導課	
244	不動産特定共同事業法	第41条 第3項	小規模不動産特定共同事業の登録の更新	未設定 イ	６０日	建設部	住宅局 建築指導課	
245	不動産特定共同事業法	第46条 第1項	小規模不動産特定共同事業の変更の登録	未設定 イ	６０日	建設部	住宅局 建築指導課	
246	不動産特定共同事業法	第46条 第2項	小規模不動産特定共同事業の追加設置の登録	未設定 イ	６０日	建設部	住宅局 建築指導課	
247	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第9条 第1項	建替組合設立の認可	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
248	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第34条 第1項	定款又は事業計画の変更の認可	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
249	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第38条 第4項	建替組合の解散の認可	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
250	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第42条	決算報告書の承認	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
251	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第45条	個人施行建替事業の認可	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
252	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第50条 第1項	個人施行建替事業の規準又は規約及び事業計画変更の認可	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
253	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第51条 第3項	個人施行建替事業から共同施行建替事業への変更に伴う規約の定立の認可	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
254	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第53条 第1項	審査委員選任の承認	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
255	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第54条 第1項	個人施行建替事業の廃止及び終了の認可	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
256	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第57条 第1項	権利変換計画の認可	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
257	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第94条 第1項	管理規約の認可	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
258	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第5条	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	設定	３０日	建設部	住宅局 建築指導課	
259	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第9条	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の変更	未設定 イ	３０日	建設部	住宅局 建築指導課	
260	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第28条	指定登録機関の指定	未設定 イ	３０日	建設部	住宅局 建築指導課	
261	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第6条 第1項	長期優良住宅建築等計画の認定	設定	３５日 （４日） ７日 （２日）	建設部	住宅局 建築指導課	1～3号建築物 1～3号建築物以外※建築基準法第6条
262	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第8条 第1項	長期優良住宅建築等計画の変更の認定	設定	３５日 （４日） ７日 （２日）	建設部	住宅局 建築指導課	1～3号建築物 1～3号建築物以外※建築基準法第6条
263	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第9条 第1項	長期優良住宅建築等計画の変更の認定（譲受人決定）	未設定 イ	６日 （２日）	建設部	住宅局 建築指導課	
264	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第10条 第1項	長期優良住宅建築等計画の地位の承継の承認	未設定 イ	６日 （２日）	建設部	住宅局 建築指導課	
265	建築基準法	第3条 第1項第4号	国宝等に指定された建築物の再現に際しての法律の適用除外の認定	未設定 イ	４０日	建設部	住宅局 建築指導課	
266	建築基準法	第6条 第1項	建築確認	未設定 イ	３５日 （４日）	建設部	住宅局 建築指導課	1～3号建築物4号建築物
267	建築基準法	第6条 第1項	計画変更確認	未設定 イ	３５日 （４日）	建設部	住宅局 建築指導課	1～3号建築物4号建築物
268	建築基準法	第7条 第1項	完了検査	未設定 イ	７日 （２日）	建設部	住宅局 建築指導課	
269	建築基準法	第7条の3 第2項	中間検査	未設定 イ	７日 （２日）	建設部	住宅局 建築指導課	
270	建築基準法	第7条の6 第1項	仮使用の認定	設定	２１日 （４日）	建設部	住宅局 建築指導課	

271	建築基準法	第42条 第1項第5号	道路の位置の指定	設定	８０日	建設部	住宅局 建築指導課	
272	建築基準法	第43条 第1項	接道免除の許可	設定	４０日	建設部	住宅局 建築指導課	
273	建築基準法	第44条 第1項第2号	道路内建築の許可	設定	４０日	建設部	住宅局 建築指導課	
274	建築基準法	第44条 第1項第3号	道路内建築の認定	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
275	建築基準法	第44条 第1項第4号	道路内建築の許可	設定	４０日	建設部	住宅局 建築指導課	
276	建築基準法	第47条	壁面線の位置の制限に係る例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
277	建築基準法	第48条	用途規制の特例許可	設定	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
278	建築基準法	第51条	特殊建築物の位置の許可	設定	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
279	建築基準法	第52条 第10項	計画道路がある場合の容積率の例外許可	設定	４０日	建設部	住宅局 建築指導課	
280	建築基準法	第52条 第11項	壁面線の指定がある場合の容積率の例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
281	建築基準法	第52条 第14項	機械室等に関する容積率の例外許可	設定	４０日	建設部	住宅局 建築指導課	
282	建築基準法	第53条 第4項	壁面線の指定がある場合の建ぺい率制限の例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
283	建築基準法	第53条 第5項第3号	建ぺい率制限の例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
284	建築基準法	第53条の2第1項第3号、第4号	最低敷地面積の制限に係る例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
285	建築基準法	第55条 第2項	高さ制限の例外許可	未設定 イ	１４日	建設部	住宅局 建築指導課	
286	建築基準法	第55条 第3項第1号	高さ制限の例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
287	建築基準法	第55条 第3項第2号	高さ制限の例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
288	建築基準法	第56条の2第1項	日影規制の例外許可	設定	４０日	建設部	住宅局 建築指導課	
289	建築基準法	第57条 第1項	高架の工作物内建築物の高さ制限の例外認定	未設定 ハ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
290	建築基準法	第57条の2第3項	特例容積率適用区域内の特例容積率限度の指定	未設定 ハ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
291	建築基準法	第57条の3第2項	特例容積率適用区域内の特例容積率限度の指定の取消し	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
292	建築基準法	第57条の4第1項	特例容積率適用区域内の建築物の高さ制限の例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
293	建築基準法	第59条 第1項第3号	高度利用地区内の容積率制限等の例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
294	建築基準法	第59条 第2項	高度利用地区内の壁面位置の制限例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
295	建築基準法	第59条 第4項	高度利用地区内の道路斜線制限の例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
296	建築基準法	第59条の2第1項	総合設計の許可	設定	４０日	建設部	住宅局 建築指導課	
297	建築基準法	第60条の2第1項第3号	都市再生特別地区内の容積率制限等の例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
298	建築基準法	第60条の3第1項	特定用途誘導地区内の建築物の高さの特例許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
299	建築基準法	第67条の2第3項第2号	特定防災街区整備地区内の最低敷地面積の制限に係る例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
300	建築基準法	第67条の2第5項第2号	特定防災街区整備地区内の壁面位置の制限に係る例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
301	建築基準法	第67条の2第9項第2号	特定防災街区整備地区内の開口率等の制限に係る例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
302	建築基準法	第68条 第1項2号	景観地区内の高さ制限例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
303	建築基準法	第68条 第2項2号	景観地区内の壁面位置の制限例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
304	建築基準法	第68条 第3項2号	景観地区内の最低敷地面積の制限に係る例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
305	建築基準法	第68条 第5項	景観地区内の高さ制限の適用除外に係る認定	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
306	建築基準法	第68条の3第1項	再開発等促進区等区域内の容積率制限の適用除外に係る認定	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
307	建築基準法	第68条の3第2項	再開発等促進区等区域内の建ぺい率制限の適用除外に係る認定	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
308	建築基準法	第68条の3第3項	再開発等促進区等区域内の高さ制限の適用除外に係る認定	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
309	建築基準法	第68条の3第4項	再開発等促進区等区域内の高さ制限に係る例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	

310	建築基準法	第68条の3第7項	開発整備促進地区内の用途制限に係る例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
311	建築基準法	第68条の4	地区計画等区域内の公共施設の整備状況に応じた容積率制限の適用除外に係る認定	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
312	建築基準法	第68条の5の2第2項	特定建築物地区整備計画区域内の容積率制限に係る例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
313	建築基準法	第68条の5の3第2項	地区計画区域内の道路斜線制限に係る適用除外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
314	建築基準法	第68条の5の5	地区計画等区域内の容積率または高さ制限に係る適用除外認定	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
315	建築基準法	第68条の5の6	地区計画等区域内の建ぺい率の適用除外認定	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
316	建築基準法	第68条の7第5項	予定道路がある場合の容積率の例外許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
317	建築基準法	第70条 第1項	建築協定の認可	未設定 ハ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
318	建築基準法	第74条 第1項	建築協定の変更の認可	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
319	建築基準法	第76条 第1項	建築協定の廃止認可	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
320	建築基準法	第76条の3第2項	一人で定める建築協定の認可	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
321	建築基準法	第77条の18第1項(第77条の23第1項)	指定確認検査機関の指定(更新)	設定	３０日	建設部	住宅局 建築指導課	
322	建築基準法	第77条の22第1項	指定確認検査機関の業務区域の増加の認可	設定	３０日	建設部	住宅局 建築指導課	
323	建築基準法	第77条の27第1項	確認検査業務規程の認可	設定	３０日	建設部	住宅局 建築指導課	
324	建築基準法	第18条の2第77条の35の2(第77条の35の6)	指定構造計算適合性判定機関の指定（更新）	設定	３０日	建設部	住宅局 建築指導課	
325	建築基準法	第77条の35の9	指定構造計算適合性判定機関の判定業務規定の認可	設定	３０日	建設部	住宅局 建築指導課	
326	建築基準法	第85条 第3項	応急仮設建築物の存続の許可	未設定 ハ	２１日	建設部	住宅局 建築指導課	
327	建築基準法	第85条 第5項	仮設建築物の建築許可	設定	２１日	建設部	住宅局 建築指導課	
328	建築基準法	第86条第1項、第2項	一定の複数建築物の認定	設定	１４日	建設部	住宅局 建築指導課	
329	建築基準法	第86条 第3項	一定の複数建築物と総合設計制度の同一敷地内許可	設定	６０日	建設部	住宅局 建築指導課	
330	建築基準法	第86条 第4項	一定の複数建築物と総合設計制度の同一敷地内許可	設定	６０日	建設部	住宅局 建築指導課	
331	建築基準法	第86条の2第1項	同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	設定	１４日	建設部	住宅局 建築指導課	
332	建築基準法	第86条の2第2項、第3項	同一敷地内認定建築物以外の建築許可	未設定 イ	６０日	建設部	住宅局 建築指導課	
333	建築基準法	第86条の6第2項	総合的設計による一団地内の住宅施設についての制限の適用除外に係る認定	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
334	建築基準法	第86条の8	全体計画の認定	設定	３０日	建設部	住宅局 建築指導課	
335	建築基準法	第87条	用途変更の確認審査	未設定 イ	３５日 （４日）	建設部	住宅局 建築指導課	
336	建築基準法	第87条 2項	用途変更における用途規制の例外許可	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
337	建築基準法	第87条の2	建築設備の確認検査	未設定 イ	３５日 （４日）	建設部	住宅局 建築指導課	1～3号建築物4号建築物
338	建築基準法	第87条の2	建築設備の完了検査	未設定 イ	７日 （２日）	建設部	住宅局 建築指導課	
339	建築基準法	第87条の2	建築設備の中間検査	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
340	建築基準法	第87条の2	建築設備の仮使用の承認	未設定 イ	２１日 （４日）	建設部	住宅局 建築指導課	
341	建築基準法	第88条 第1項	煙突等、昇降機等の建築確認	未設定 イ	７日 （２日）	建設部	住宅局 建築指導課	
342	建築基準法	第88条 第1項	煙突等、昇降機等の完了検査	未設定 イ	７日 （２日）	建設部	住宅局 建築指導課	
343	建築基準法	第88条 第1項	煙突等、昇降機等の中間検査	未設定 ロ	７日 （２日）	建設部	住宅局 建築指導課	
344	建築基準法	第88条 第1項	煙突等、昇降機等の仮使用の承認	未設定 イ	７日 （２日）	建設部	住宅局 建築指導課	
345	建築基準法	第88条 第2項	製造施設等の建築確認	未設定 イ	７日 （２日）	建設部	住宅局 建築指導課	
346	建築基準法	第88条 第2項	製造施設等の完了検査	未設定 イ	７日 （２日）	建設部	住宅局 建築指導課	
347	建築基準法	第88条 第2項	製造施設等の仮使用の承認	未設定 イ	７日 （２日）	建設部	住宅局 建築指導課	

348	建築基準法施行令	第131条の2第2項	計画道路等がある場合の高さ制限の例外認定	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
349	建築基準法施行令	第131条の2第3項	壁面線の指定等がある場合の高さ制限の例外認定	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
350	建築基準法施行令	第137条の16第2号	既存建築物の移転制限適用除外範囲の認定	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
351	建築基準法施行令	第144条の4	道に関する基準の例外の認定	設定	８０日	建設部	住宅局 建築指導課	
352	建築基準法施行細則	第20条 第1項	建築物等の許可内容等の変更	未設定 ハ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
353	北海道建築基準法施行条例	第4条 第1項	路地状敷地の例外認定	未設定 ハ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
354	北海道建築基準法施行条例	第6条	大規模建築物の敷地の接道に関する例外認定	未設定 ハ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
355	北海道建築基準法施行条例	第23条	木造校舎と隣地境界線に関する例外認定	未設定 ハ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
356	北海道建築基準法施行条例	第33条	自動車車庫等の敷地と道路に関する例外認定	未設定 ハ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
357	北海道建築基準法施行条例	第48条	興業場等の通路等施設の共用に関する例外認定	未設定 ハ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
358	北海道建築基準法施行条例	第49条 第1項、第2項	興業場等の制限の一部を緩和する例外認定	未設定 ハ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
359	北海道建築基準法施行条例	第60条の8	特別の配慮を要する特殊建築物の制限の一部を緩和する例外認定	未設定 ハ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
360	北海道建築基準法施行条例	第61条	仮設建築物に対する制限の緩和の認定	未設定 ハ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
361	建築士法	第4条 第3項	外国の建築士免許を受けた者で、二級建築士試験、木造建築士試験を受けないで二級建築士又は木造建築士の免許を受けることができる	未設定 ハ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
362	建築士法	第5条 第2項	二級・木造建築士免許の登録	未設定 イ	１６日	建設部	住宅局 建築指導課	
363	建築士法	第9条	二級・木造建築士免許の取消	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
364	建築士法	第10条の20	都道府県指定登録機関の指定	未設定 ハ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
365	建築士法	第15条第3号	二級・木造建築士の受験資格の認定	設定	２４日	建設部	住宅局 建築指導課	
366	建築士法	第15条の6	二級・木造建築士試験を実施する機関の指定	未設定 ハ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
367	建築士法	第23条	建築士事務所の登録	未設定 イ	１４日	建設部	住宅局 建築指導課	
368	建築士法	第26条の3第1項	指定事務所登録機関の指定	未設定 イ	４０日	建設部	住宅局 建築指導課	
369	建築士法施行細則	第7条	二級・木造建築士の登録事項変更の申請	未設定 イ	１６日	建設部	住宅局 建築指導課	
370	建築士法施行細則	第8条	二級・木造建築士免許証の再交付の申請	未設定 イ	１６日	建設部	住宅局 建築指導課	
371	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条 第3項	計画の認定	未設定 イ	３５日 （４日）	建設部	住宅局 建築指導課	
372	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第18条 第1項	計画の変更の認定	未設定 イ	３５日 （４日）	建設部	住宅局 建築指導課	
373	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第23条 第1項	既存特定建築物に設ける昇降機についての建築基準法の特例	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
374	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第24条	高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
375	都市の低炭素化の促進に関する法律	第54条 第1項	低炭素建築物新築等計画の認定	設定	３５日 （４日）	建設部	住宅局 建築指導課	
376	都市の低炭素化の促進に関する法律	第55条 第1項	低炭素建築物新築等計画の変更の認定	設定	３５日 （４日）	建設部	住宅局 建築指導課	
377	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第29条 第１項	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	設定	３５日 （４日）	建設部	住宅局 建築指導課	
378	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第31条 第１項	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定	設定	３５日 （４日）	建設部	住宅局 建築指導課	
379	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第36条 第１項	建築物エネルギー消費性能基準適合の認定	設定	３５日 （４日）	建設部	住宅局 建築指導課	
380	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条 第3項	建築物の耐震改修の計画の認定	未設定 イ	６０日	建設部	住宅局 建築指導課	
381	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第18条 第1項	認定を受けた計画の変更の認定	未設定 イ	６０日	建設部	住宅局 建築指導課	
382	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第22条 第2項	建築物の地震に対する安全性に係る認定	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	

383	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第25条 第2項	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
384	都市再開発法	第7条の9 第1項	個人施行の認可	設定	４０日 （１０日）	建設部	住宅局 建築指導課	
385	都市再開発法	第7条の16第1項	個人施行者の事業計画等の変更認可	設定	３０日 （７日）	建設部	住宅局 建築指導課	
386	都市再開発法	第7条の17第4項	1人施行が数人施行になる場合の規約認可	設定	３０日 （７日）	建設部	住宅局 建築指導課	
387	都市再開発法	第7条の19第1項	審査委員の選任の承認	設定	２０日 （５日）	建設部	住宅局 建築指導課	
388	都市再開発法	第7条の20第1項	個人施行者の事業終了の認可	設定	２０日 （５日）	建設部	住宅局 建築指導課	
389	都市再開発法	第11条 第1項	組合設立の認可	設定	８５日 （１０日）	建設部	住宅局 建築指導課	
390	都市再開発法	第11条 第2項	組合設立の認可	設定	８５日 （１０日）	建設部	住宅局 建築指導課	
391	都市再開発法	第45条 第4項	組合解散の認可	設定	２０日 （５日）	建設部	住宅局 建築指導課	
392	都市再開発法	第49条	組合解散後の清算人の清算事務処理時の承認	設定	３０日 （１０日）	建設部	住宅局 建築指導課	
393	都市再開発法	第50条の2第1項	再開発会社の施行の認可	設定	８５日 （１０日）	建設部	住宅局 建築指導課	
394	都市再開発法	第50条の9第1項	再開発会社の規準又は事業計画の変更の認可	設定	３０日 （７日）	建設部	住宅局 建築指導課	
395	都市再開発法	第50条の12第1項	再開発会社の合併若しくは分割等の認可	未設定 ハ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
396	都市再開発法	第50条の14第1項	審査委員の選任の承認	設定	２０日 （５日）	建設部	住宅局 建築指導課	
397	都市再開発法	第50条の15第1項	再開発会社の事業終了の認可	設定	２０日 （５日）	建設部	住宅局 建築指導課	
398	都市再開発法	第72条 第1項	権利変換計画の認可	設定	６５日 （１０日）	建設部	住宅局 建築指導課	
399	都市再開発法	第72条 第4項	権利変換計画の変更の認可	設定	２０日 （１０日）	建設部	住宅局 建築指導課	
400	都市再開発法	第117条 第3項	債務の弁済に関する計画の承認	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
401	都市再開発法	第118条の6第4項	管理処分計画の変更認可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
402	都市再開発法	第129条の7	認定事業者の地位の承継の承認	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
403	都市再開発法	第133条 第1項	管理規約の認可	設定	２０日 （５日）	建設部	住宅局 建築指導課	
404	都市再開発法施行令	第4条の2 第3項	審査委員の解任の承認	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
405	租税特別措置法施行令	第25条の4第2項	特定民間再開発事業の認定	未設定 イ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
406	租税特別措置法施行令	第25条の4第17項	地区外転出事情の認定	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
407	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第4条 第1項	建替計画の認定	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
408	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第7条 第1項	建替計画の変更の認定	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
409	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第9条	認定事業者の一般承継人等の地位の承継に係る承認	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
410	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第94条第１項	防災街区計画整備組合の設立認可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
411	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第98条第２項	防災街区計画整備組合の合併認可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
412	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第116条 第1項	建築物の敷地と道路との関係の特例許可	未設定 ロ	未設定	建設部	住宅局 建築指導課	
413	住宅地区改良法	第9条 第1項	改良地区内の土地の形質の変更や建築物の新築等の許可	未設定 ハ	未設定	建設部	住宅局 住宅課	
414	住宅地区改良法	第18条 第1項	改良住宅への入居者の承認	未設定 ハ	未設定	建設部	住宅局 住宅課	
415	住宅地区改良法	第21条 第1項	障害物の伐採及び土地の試掘等の許可	未設定 ハ	未設定	建設部	住宅局 住宅課	
416	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第54条	終身建物賃貸借事業の認可	設定	２０日 （１０日）	建設部	住宅局 住宅課	
417	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第56条 第1項	終身建物賃貸借事業の変更の認可	設定	２０日 （１０日）	建設部	住宅局 住宅課	
418	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第58条 第1項	認可事業者による終身建物賃貸借の解約の申し入れの承認	設定	２０日 （１０日）	建設部	住宅局 住宅課	
419	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第67条 第3項	認可事業者の地位の承継	設定	２０日 （１０日）	建設部	住宅局 住宅課	

420	北海道営住宅条例(公営住宅法)	第8条 (第25条 第1項)	道営住宅の入居者の決定	設定	１月	建設部	住宅局 住宅課	
421	北海道営住宅条例(公営住宅法)	第12条	道営住宅の同居の承認	設定	１５日	建設部	住宅局 住宅課	
422	北海道営住宅条例	第13条	道営住宅の入居の承継	設定	１５日	建設部	住宅局 住宅課	
423	北海道営住宅条例	第41条	道営住宅の社会福祉法人等への使用許可	設定	３０日	建設部	住宅局 住宅課	
424	北海道営住宅条例	第57条	道営住宅駐車場の使用者の決定	設定	１５日	建設部	住宅局 住宅課	
425	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第3条	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定	設定	３０日 （１０日）	建設部	住宅局 住宅課	
426	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第9条	認定事業者の一般承継人等の地位の承継に係る承認	設定	２０日 （１０日）	建設部	住宅局 住宅課	
427	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第5条 第1項	特定優良賃貸住宅の供給計画の変更の認定	設定	２４日 （７日）	建設部	住宅局 住宅課	
428	北海道情報公開条例	第9条	公文書の開示の請求	未設定 イ	１４日	建設部	収用委員会 事務局	郵便、信書便、ファクシミリ及び電子申請による請求も可
429	北海道個人情報保護条例	第14条	自己に関する個人情報の開示の請求	未設定 イ	１４日	建設部	収用委員会 事務局	郵便及び信書便による請求も可
430	北海道個人情報保護条例	第28条	自己に関する個人情報の訂正の請求	未設定 イ	３０日	建設部	収用委員会 事務局	
431	北海道個人情報保護条例	第35条	自己に関する個人情報の利用停止の請求	未設定 イ	３０日	建設部	収用委員会 事務局	
1	北海道財務規則	第２７１条	債権（強制徴収による徴収する債権を除く。）に係る履行延期の特約等	未設定 ハ	３０日	出納局	財務指導課	
2	北海道税外諸収入金の徴収に関する条例	第５条	税外諸収入金に係る延滞金の減免	未設定 ハ	３０日	出納局	財務指導課	
3	北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則	第９条	税外諸収入金に係る徴収猶予及びその期間の延長	未設定 ハ	３０日	出納局	財務指導課	
4	北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則	第１０条	税外諸収入金に係る差押解除の申請	未設定 ハ	３０日	出納局	財務指導課	
5	北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則	第１２条第１項	税外諸収入金に係る換価猶予及びその期間の延長	未設定 ハ	３０日	出納局	財務指導課	
1	北海道議会情報公開条例	第13条	公文書の開示等の決定	未設定 イ	１４日	議会事務局	議会事務局 総務課	
2	北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例	第19条	開示請求権	未設定 イ	１４日	議会事務局	議会事務局 総務課	
3	北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例	第32条	訂正請求権	未設定 イ	３０日	議会事務局	議会事務局 総務課	
4	北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例	第39条	利用停止請求権	未設定 イ	３０日	議会事務局	議会事務局 総務課	
1	地方自治法施行令	第100条	議会の解散の請求代表者証明書の交付	未設定 イ	１４日	選挙管理委員会	選挙管理委員会 事務局	
2	地方自治法施行令	第110条	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付	未設定 イ	１４日	選挙管理委員会	選挙管理委員会 事務局	
3	地方自治法施行令	第116条	長の解職の請求代表者証明書の交付	未設定 イ	１４日	選挙管理委員会	選挙管理委員会 事務局	
4	北海道情報公開条例	第９条	公文書の開示請求	未設定 イ	１４日	選挙管理委員会	選挙管理委員会 事務局	
5	北海道個人情報保護条例	第14条	自己に関する個人情報の開示の請求	未設定 イ	１４日	選挙管理委員会	選挙管理委員会 事務局	
6	北海道個人情報保護条例	第28条	自己に関する個人情報の訂正の請求	未設定 イ	３０日	選挙管理委員会	選挙管理委員会 事務局	
7	北海道個人情報保護条例	第35条	自己に関する個人情報の利用停止の請求	未設定 イ	３０日	選挙管理委員会	選挙管理委員会 事務局	
8	政治資金規正法	第19条の16	少額領収書等の写しの交付請求	設定	６０日 （２０日）	選挙管理委員会	選挙管理委員会 事務局	
9	政治資金規正法	第20条の　2	収支報告書等の写しの交付請求	未設定 イ	１４日	選挙管理委員会	選挙管理委員会 事務局	
1	地方自治法施行令	第99条で準用する第91条	事務の監査の請求代表者証明書の交付	未設定 イ	１４日	監査委員事務局	監査委員事務局 総括監査課	
2	北海道情報公開条例	第14条	公文書の開示請求	未設定 イ	１４日	監査委員事務局	監査委員事務局 総括監査課	郵便、信書便、ﾌｧｸｼﾐﾘ及び電子申請による請求も可
3	個人情報の保護に関する法律施行条例	第4条	自己に関する個人情報の開示の請求	未設定 イ	１４日	監査委員事務局	監査委員事務局 総括監査課	郵便、信書便及び電子申請による請求も可
4	個人情報の保護に関する法律	第94条	自己に関する個人情報の訂正の請求	未設定 イ	３０日	監査委員事務局	監査委員事務局 総括監査課	
5	個人情報の保護に関する法律	第102条	自己に関する個人情報の利用停止の請求	未設定 イ	３０日	監査委員事務局	監査委員事務局 総括監査課	
1	北海道情報公開条例	第９条	公文書の開示の請求	未設定 イ	１４日	人事委員会	人事委員会事務局 総務審査課	郵便、信書便、ファクシミリ及び電子メールによる請求も可

2	個人情報の保護に関する法律	第77条 第1項	自己に関する個人情報の開示の請求	未設定 イ	１４日	人事委員会	人事委員会事務局 総務審査課	郵便及び信書便による請求も可
3	個人情報の保護に関する法律	第91条 第1項	自己に関する個人情報の訂正の請求	未設定 イ	３０日	人事委員会	人事委員会事務局 総務審査課	
4	個人情報の保護に関する法律	第99条 第1項	自己に関する個人情報の利用停止の請求	未設定 イ	３０日	人事委員会	人事委員会事務局 総務審査課	
5	地方公務員法	第53条 第１項 及び 第５項	職員団体の登録	未設定 イ	３０日	人事委員会	人事委員会事務局 総務審査課	郵送による請求も可
6	地方公務員法	第53条 第９項	職員団体の登録事項の変更の登録	未設定 イ	３０日	人事委員会	人事委員会事務局 総務審査課	
7	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律	第４条 及び 第５条	職員団体等の規約の認証	未設定 イ	３０日	人事委員会	人事委員会事務局 総務審査課	
1	北海道情報公開条例	第９条	公文書の開示の請求	未設定 イ	１４日	労働委員会	労働委員会 事務局	
2	北海道個人情報保護条例	第14条	自己に関する個人情報の開示の請求	未設定 イ	１４日	労働委員会	労働委員会 事務局	
3	北海道個人情報保護条例	第28条	自己に関する個人情報の訂正の請求	未設定 イ	３０日	労働委員会	労働委員会 事務局	
4	北海道個人情報保護条例	第35条	自己に関する個人情報の利用停止の請求	未設定 イ	３０日	労働委員会	労働委員会 事務局	
1	北海道情報公開条例	第9条	公文書の開示請求	未設定 イ	１４日	企業局	総務課	郵便、信書便、ファクシミリ及び電子申請による請求も可
2	北海道個人情報保護条例	第14条	自己に関する個人情報の開示請求	未設定 イ	１４日	企業局	総務課	郵便及び信書便による請求も可
3	北海道個人情報保護条例	第28条	自己に関する個人情報の訂正の請求	未設定 イ	３０日	企業局	総務課	郵便及び信書便による請求も可
4	北海道個人情報保護条例	第35条	自己に関する個人情報の利用停止の請求	未設定 イ	３０日	企業局	総務課	郵便及び信書便による請求も可
5	地方自治法	第238条の4第7項	行政財産の使用許可	設定	１　一般の場合１０日 （７日） ２　北海道企業局財務規程第168条第１項第５号に該当する場合４０日 （３０日）	企業局	総務課	申請先 鷹泊発電管理事務所、夕張川発電管理事務所、室蘭地区工業用水道管理事務所、苫小牧地区工業用水道管理事務所、石狩湾新港地域工業用水道管理事務所
1	北海道教育委員会庁舎管理規則	第5条	許可を要する行為に対する許可	設定	７日	教育庁	総務課	
2	北海道教育委員会傍聴規則	第２条第１項	教育委員会の会議の傍聴の許可	未設定 イ	申請書提出期限から２日（休日は含まない）	教育庁	総務課	
3	地方自治法	第238条の4第7項	行政財産の使用許可	設定	２０日	教育庁	総務政策局 施設課	
4	教育職員免許法	第5条 第1項	普通免許状の授与	未設定 イ	２月と７日 （７日）	教育庁	教職員局 教職員課	
5	教育職員免許法	第15条	免許状の書換え、再交付	未設定 イ	２月と７日 （７日）	教育庁	教職員局 教職員課	
6	教育職員免許法	第16条の2第1項	教員資格認定試験合格者に対する普通免許状の授与	未設定 イ	２月と７日 （７日）	教育庁	教職員局 教職員課	
7	学校教育法	第4条 第1項	学校の設置廃止、設置者の変更等の認可	未設定 イ	４月 （廃止は１月）	教育庁	学校教育局 高校教育課	
8	学校教育法施行令	第32条	高等学校と連携措置をとる技能教育施設の指定	未設定 イ	３月	教育庁	学校教育局 高校教育課	
9	学校教育法	第130条 第1項	専修学校の設置等の認可	未設定 イ	４月 （廃止は１月）	教育庁	学校教育局 高校教育課	
10	学校教育法	第134条 第2項	各種学校の設置等の認可	未設定 イ	４月 （廃止は１月）	教育庁	学校教育局 高校教育課	
11	北海道立高等学校通学区域規則	第４条	隣接学区等の就学の承認	未設定 ハ	６日	教育庁	学校教育局 高校教育課	申請先は就学しようとする道立高等学校
12	学校教育法施行令	第34条 第2項	連携科目等の追加等	未設定 イ	３月	教育庁	学校教育局 高校教育課	
13	学校教育法施行令	第16条	特別支援学校の指定の変更	未設定 ハ	未設定	教育庁	学校教育局 特別支援教育課	
14	学校教育法施行令	第17条	視覚障害者等の区域外就学の承認	未設定 ハ	未設定	教育庁	学校教育局 特別支援教育課	
15	北海道立青少年体験活動支援施設条例	第７条第１項	利用の承認	未設定 イ	３日	教育庁	生涯学習推進局 社会教育課	
16	北海道立青少年体験活動支援施設条例	第11条第６項	利用料金の減免	未設定 イ	３日	教育庁	生涯学習推進局 社会教育課	
17	北海道立青少年体験活動支援施設条例利用規則	第３条	施設設備の変更の承認	設定	３日	教育庁	生涯学習推進局 社会教育課	
18	ＰＴＡ・青少年教育団体共済法	第３条	共済事業の認可	未設定 イ	20日	教育庁	生涯学習推進局 社会教育課	

19	ＰＴＡ・青少年教育団体共済法	第６条 第２項	共済規程の変更	未設定 イ	５日	教育庁	生涯学習推進局 社会教育課	
20	ＰＴＡ・青少年教育団体共済法	第15条	共済事業の廃止	未設定 イ	20日	教育庁	生涯学習推進局 社会教育課	
21	ＰＴＡ・青少年教育団体共済法	第16条	共済団体の合併	未設定 イ	20日	教育庁	生涯学習推進局 社会教育課	
22	文化財保護法	第184条 第1項第2号	重要文化財の現状変更等の許可（第４３条第１項準用）	設定	２４日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	文博課
23	文化財保護法	第184条 第1項第4号	重要文化財の所有者等以外による公開の許可（第５３条第１項準用）	設定	２０日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	文博課
24	文化財保護法	第184条 第1項第2号	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可（第１２５条第１項準用）	設定	２４日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	文博課
25	銃砲刀剣類所持等取締法	第14条 第1項	古式銃砲及び刀剣類の登録	未設定 イ	２４日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	文博課
26	銃砲刀剣類所持等取締法	第18条の2第1項	美術刀剣類の製作の承認	未設定 イ	２４日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	文博課
27	北海道文化財保護条例	第14条 第1項	道指定有形文化財の現状変更等の許可	設定	２４日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	文博課
28	北海道文化財保護条例	第35条 第1項	道指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可	設定	２４日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	文博課
29	天然記念物北海道犬保存規則	第5条	優良北海道犬の認定	設定	２４日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	文博課
30	北海道立埋蔵文化財センター条例	第8条	特別利用の承認	設定	１４日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	埋文センター
31	北海道立埋蔵文化財センター条例	第10条	模写品等の刊行等の承認	設定	１４日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	埋文センター
32	北海道立埋蔵文化財センター条例	第11条	資料の貸出し	設定	１４日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	埋文センター
33	博物館法	第10条	博物館の登録	設定	２４日 （５日）	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	文博課
34	博物館法	第29条	博物館相当施設の指定	設定	２４日 （５日）	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	文博課
35	北海道立博物館条例	第8条	文学館の特別展示室等の利用承認	未設定 イ	２４日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	北方民博・文学館・芸術館
36	北海道立博物館条例	第8条	釧路芸術館の展示室等の利用承認	未設定 イ	２４日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	北方民博・文学館・芸術館
37	北海道立博物館条例	第12条 第7項	北方民族博物館の利用料金の減免	未設定 イ	１日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	北方民博・文学館・芸術館
38	北海道立博物館条例	第12条 第7項	文学館の利用料金の減免	未設定 イ	１日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	北方民博・文学館・芸術館
39	北海道立博物館条例	第12条 第7項	釧路芸術館の利用料金の減免	未設定 イ	１日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	北方民博・文学館・芸術館
40	北海道立博物館条例	第13条	北方民族博物館の特別利用の承認	設定	７日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	北方民博・文学館・芸術館
41	北海道立博物館条例	第13条	文学館の特別利用の承認	設定	７日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	北方民博・文学館・芸術館
42	北海道立博物館条例	第13条	釧路芸術館の特別利用の承認	設定	７日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	北方民博・文学館・芸術館
43	北海道立博物館条例	第15条	北方民族博物館の模写品等の刊行等の承認	設定	１２日 （６日）	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	文博課
44	北海道立博物館条例	第15条	文学館の撮影品等の刊行等の承認	設定	１２日 （６日）	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	文博課
45	北海道立博物館条例	第15条	釧路芸術館の撮影品等の刊行等の承認	設定	１２日 （６日）	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	文博課
46	北海道立博物館条例	第16条 第2項	北方民族博物館の資料の貸出しの承認	設定	７日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	北方民博・文学館・芸術館
47	北海道立博物館条例	第16条 第2項	文学館の資料の貸出しの承認	設定	７日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	北方民博・文学館・芸術館
48	北海道立博物館条例	第16条 第2項	釧路芸術館の美術等の芸術に関する資料の貸出しの承認	設定	７日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	北方民博・文学館・芸術館
49	北海道立美術館条例	第5条	使用料の減免	未設定 イ	７日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	文博課
50	北海道立美術館利用規則	第9条	展示室等の利用の承認	未設定 イ	２４日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	文博課
51	北海道立美術館利用規則	第12条	施設設備の変更等の承認	設定	７日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	文博課
52	北海道立文学館利用規則	第10条	施設設備の変更等の承認	設定	７日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	北方民博・文学館・芸術館
53	北海道立釧路芸術館利用規則	第10条	施設設備の変更等の承認	設定	７日	教育庁	生涯学習推進局 文化財・博物館課	北方民博・文学館・芸術館
1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第3条 第1項	風俗営業の許可（第４条第３項の適用がない場合に限る。）	設定	５５日	警察本部	警務課	
2	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第3条 第1項	風俗営業の許可（第４条第３項の適用がある場合に限る。）	設定	６０日	警察本部	警務課	
3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第5条 第4項	許可証の再交付	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
4	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第7条 第1項	風俗営業の相続の承認	設定	３０日	警察本部	警務課	

5	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第7条 第5項	相続の承認による許可証の書換え	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
6	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第7条の2第1項	風俗営業者たる法人の合併の承認	設定	３５日	警察本部	警務課	
7	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第7条の2第3項	法人の合併による許可証の書換え	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
8	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第7条の3第1項	風俗営業者たる法人の分割の承認	設定	３５日	警察本部	警務課	
9	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第7条の3第3項	法人の分割による許可証の書換え	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
10	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第9条 第1項	営業所の構造又は設備の変更の承認	未設定 イ	１０日	警察本部	警務課	
11	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第9条 第4項	許可証の書換え	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
12	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第10条の2第1項	特例風俗営業者の認定	設定	３０日	警察本部	警務課	
13	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第10条の2第5項	認定証の再交付	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
14	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第20条 第10項	遊技機の増設、交替その他の変更の承認	未設定 イ	１２日	警察本部	警務課	
15	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条 第2項	店舗型性風俗営業の営業停止の標章の取り除き	未設定 イ	未設定	警察本部	警務課	
16	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条 第3項	店舗型性風俗営業の営業停止の標章の取り除き	未設定 イ	未設定	警察本部	警務課	
17	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の6第3項	受付所営業の営業停止の標章の取り除き	未設定 イ	未設定	警察本部	警務課	
18	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の16第2項	店舗型電話異性紹介営業の営業停止の標章の取り除き	未設定 イ	未設定	警察本部	警務課	
19	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の16第3項	店舗型電話異性紹介営業の営業停止の標章の取り除き	未設定 イ	未設定	警察本部	警務課	
20	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の22	特定遊興飲食店営業の許可（第31条の23において準用する第４条第３項の適用がない場合に限る。）	設定	５５日	警察本部	警務課	
21	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の22	特定遊興飲食店営業の許可（第31条の23において準用する第４条第３項の適用がある場合に限る。）	設定	６０日	警察本部	警務課	
22	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の23	許可証の再交付	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
23	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の23	特定遊興飲食店営業の相続の承認	設定	３０日	警察本部	警務課	
24	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の23	相続の承認による許可証の書換え	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
25	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の23	特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認	設定	３５日	警察本部	警務課	
26	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の23	法人の合併による許可証の書換え	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
27	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の23	特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認	設定	３５日	警察本部	警務課	
28	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の23	法人の分割による許可証の書換え	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
29	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の23	営業所の構造又は設備の変更の承認	未設定 イ	１０日	警察本部	警務課	
30	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の23	許可証の書換え	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
31	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の23	特例特定遊興飲食店営業者の認定	設定	３０日	警察本部	警務課	
32	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の23	認定証の再交付	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
33	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第39条 第1項	都道府県風俗環境浄化協会の指定	未設定 ハ	未設定	警察本部	警務課	
34	古物営業法	第3条 第1項	古物商の許可	設定	４０日	警察本部	警務課	
35	古物営業法	第3条 第2項	古物市場主の許可	設定	４０日	警察本部	警務課	
36	古物営業法	第5条 第4項	許可証の再交付	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
37	古物営業法	第7条 第4項	許可証の書換え	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
38	古物営業法	第21条の5第1項又は 第21条の6第1項	古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定	未設定 イ	４０日	警察本部	警務課	
39	質屋営業法	第2条 第1項	質屋の許可	設定	５０日	警察本部	警務課	
40	質屋営業法	第4条 第1項	営業所の移転の許可	設定	２５日	警察本部	警務課	
41	質屋営業法	第4条 第1項	管理者の新設又は変更の許可	設定	２５日	警察本部	警務課	

42	質屋営業法	第8条 第2項	許可証の書換え（第4条第2項の規定による届出の場合に限る。）	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
43	質屋営業法	第8条 第4項	許可証の再交付	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
44	質屋営業法	第28条第3項第1号	質契約の終了行為者の承認	設定	２５日	警察本部	警務課	
45	質屋営業法	第28条 第5項	質契約の終了行為を行う場所の承認	設定	２５日	警察本部	警務課	
46	銃砲刀剣類所持等取締法	第4条 第1項	銃砲等又は刀剣類の所持の許可	設定	３５日 （２５日）	警察本部	警務課	
47	銃砲刀剣類所持等取締法	第4条の4第1項	許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認	未設定 イ	１日	警察本部	警務課	
48	銃砲刀剣類所持等取締法	第5条の3第3項	猟銃等講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付	未設定 イ	再交付３日 書換え１日	警察本部	警務課	
49	銃砲刀剣類所持等取締法	第5条の3の2第３項	クロスボウ講習会の講習終了証明書の書換え又は再交付	未設定 イ	再交付３日 書換え１日	警察本部	警務課	
50	銃砲刀剣類所持等取締法	第5条の4第3項	技能検定合格証明書の書換え又は再交付	未設定 イ	再交付３日 書換え１日	警察本部	警務課	
51	銃砲刀剣類所持等取締法	第5条の5第3項	技能講習修了証明書の書換え又は再交付	未設定 イ	再交付３日 書換え１日	警察本部	警務課	
52	銃砲刀剣類所持等取締法	第6条 第1項	国際競技に参加する外国人に対する所持許可	設定	１４日	警察本部	警務課	
53	銃砲刀剣類所持等取締法	第7条 第2項	許可証の書換え又は再交付	未設定 イ	再交付５日 書換え３日	警察本部	警務課	
54	銃砲刀剣類所持等取締法	第7条の3第1項	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新	設定	未設定	警察本部	警務課	
55	銃砲刀剣類所持等取締法	第9条の2第1項	指定射撃場の指定	設定	３５日 （２１日）	警察本部	警務課	
56	銃砲刀剣類所持等取締法	第9条の3第1項	猟銃等射撃指導員の指定	設定	３５日 （１４日）	警察本部	警務課	
57	銃砲刀剣類所持等取締法	第9条の3の2第1項	クロスボウ射撃指導員の指定	設定	３５日 （１４日）	警察本部	警務課	
58	銃砲刀剣類所持等取締法	第9条の4第1項	教習射撃場の指定	設定	３０日 （１６日）	警察本部	警務課	
59	銃砲刀剣類所持等取締法	第9条の5第2項	射撃教習を受ける資格の認定	設定	３０日 （２０日）	警察本部	警務課	
60	銃砲刀剣類所持等取締法	第9条の5第4項	教習資格認定証の書換え又は再交付	未設定 イ	再交付３日 書換え１日	警察本部	警務課	
61	銃砲刀剣類所持等取締法	第9条の9第1項	練習射撃場の指定	設定	３０日 （１６日）	警察本部	警務課	
62	銃砲刀剣類所持等取締法	第9条の10第2項	射撃練習を行う資格の認定	設定	３０日 （２０日）	警察本部	警務課	
63	銃砲刀剣類所持等取締法	第9条の10第3項	練習資格認定証の書換え又は再交付	未設定 イ	再交付３日 書換え１日	警察本部	警務課	
64	銃砲刀剣類所持等取締法	第9条の13第1項	年少射撃資格の認定	設定	３０日 （２０日）	警察本部	警務課	
65	銃砲刀剣類所持等取締法	第9条の13第3項	年少射撃資格認定証の書換え又は再交付	未設定 イ	再交付５日 書換え３日	警察本部	警務課	
66	銃砲刀剣類所持等取締法	第9条の14第3項	年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付	未設定 イ	再交付３日 書換え１日	警察本部	警務課	
67	銃砲刀剣類所持等取締法	第9条の16第1項	クロスボウ射撃資格の認定	設定	３０日 （２０日）	警察本部	警務課	
68	銃砲刀剣類所持等取締法	第9条の16第2項	クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付	未設定 イ	再交付３日 書換え１日	警察本部	警務課	
69	道路交通法	第51条の8第1項	確認事務受託対象法人の登録	設定	５０日	警察本部	警務課	
70	道路交通法	第51条の8第6項	確認事務受託対象法人の登録の更新	設定	５０日	警察本部	警務課	
71	道路交通法	第51条の13第1項	駐車監視員資格者証の交付	設定	３０日	警察本部	警務課	
72	道路交通法	第51条の13第1項第1号ロ	講習過程修了者と同等以上の技能等を有する者の認定	設定	３０日	警察本部	警務課	
73	道路交通法	第59条 第2項	牽引の許可	設定	１０日	警察本部	警務課	
74	道路交通法	第75条 第10項	自動車使用制限標章の取り除き	未設定 イ	未設定 ハ	警察本部	警務課	
75	道路交通法	第75条の2 第3項	自動車使用制限標章の取り除き	未設定 イ	未設定 ハ	警察本部	警務課	
76	道路交通法	第75条の12 第１項	特定自動運行の許可	設定	４５日	警察本部	警務課	
77	道路交通法	第75条の16 第１項	特定自動運行計画の変更の許可	設定	４５日	警察本部	警務課	
78	道路交通法	第84条 第1項	運転免許（試験により判断する場合以外の場合）	設定	３日	警察本部	警務課	
79	道路交通法	第94条 第2項	免許証の再交付	未設定 イ	試験場２日 警察署２０日	警察本部	警務課	
80	道路交通法	第99条 第1項	指定自動車教習所の指定	設定	３０日	警察本部	警務課	

81	道路交通法	第99条の2第4項	技能検定員資格者証の交付	設定	３０日	警察本部	警務課	
82	道路交通法	第99条の3第4項	教習指導員資格者証の交付	設定	３０日	警察本部	警務課	
83	道路交通法	第101条 第6項	免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）	未設定 イ	試験場２日 警察署４０日	警察本部	警務課	
84	道路交通法	第101条の2第4項	更新期間前における免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）	未設定 イ	試験場２日 警察署４０日	警察本部	警務課	
85	道路交通法	第104条の4第3項	申出による免許の付与	未設定 イ	試験場２日 警察署２０日	警察本部	警務課	
86	道路交通法	第104条の4第6項	運転経歴証明書の交付（第105条第2項において準用する場合を含む。）	未設定 イ	試験場２日 警察署４０日	警察本部	警務課	
87	道路交通法	第107条の7第3項	国外運転免許証の交付	未設定 イ	試験場２日 警察署２０日	警察本部	警務課	
88	道路交通法	第108条の4第1項	指定講習機関の指定	設定	４０日	警察本部	警務課	
89	道路交通法	第108条の31第1項	都道府県交通安全活動推進センターの指定	未設定 ハ	未設定	警察本部	警務課	
90	道路交通法	第108条の32の2第1項	運転免許取得者等教育の認定	設定	４０日	警察本部	警務課	
91	道路交通法	第108条の32の3第1項	運転免許取得者等検査の認定	設定	４０日	警察本部	警務課	
92	警備業法	第4条	警備業の認定	設定	４０日 （３０日）	警察本部	警務課	
93	警備業法	第5条 第5項	認定証の再交付	未設定 イ	２０日 （１３日）	警察本部	警務課	
94	警備業法	第7条 第1項	認定証の有効期間の更新	設定	４０日 （３０日）	警察本部	警務課	
95	警備業法	第11条 第3項	認定証の書換え	未設定 イ	２０日 （１３日）	警察本部	警務課	
96	警備業法	第22条 第2項	警備員指導教育責任者資格者証の交付	設定	３０日 （２０日）	警察本部	警務課	
97	警備業法	第22条 第5項	警備員指導教育責任者資格者証の書換え	未設定 イ	１４日 （７日）	警察本部	警務課	
98	警備業法	第22条 第6項	警備員指導教育責任者資格者証の再交付	未設定 イ	１４日 （７日）	警察本部	警務課	
99	警備業法	第23条 第4項	合格証明書の交付	未設定 イ	３０日 （２０日）	警察本部	警務課	
100	警備業法	第23条 第5項	合格証明書の書換え	未設定 イ	１４日 （７日）	警察本部	警務課	
101	警備業法	第23条 第5項	合格証明書の再交付	未設定 イ	１４日 （７日）	警察本部	警務課	
102	警備業法	第42条 第2項	機械警備業務管理者資格者証の交付	設定	３０日 （２０日）	警察本部	警務課	
103	警備業法	第42条 第3項	機械警備業務管理者資格者証の書換え	未設定 イ	１４日 （７日）	警察本部	警務課	
104	警備業法	第42条 第3項	機械警備業務管理者資格者証の再交付	未設定 イ	１４日 （７日）	警察本部	警務課	
105	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	第11条 第1項	犯罪被害者等給付金の支給等の裁定	設定	１年以内	警察本部	警務課	
106	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	第23条 第1項	犯罪被害者等早期援助団体の指定	設定	未設定	警察本部	警務課	
107	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	第32条の3第1項	都道府県暴力追放運動推進センターの指定	未設定 ハ	未設定	警察本部	警務課	
108	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第4条	自動車運転代行業の認定	設定	４５日	警察本部	警務課	
109	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第5条 第5項	認定証の再交付	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
110	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第8条 第3項	認定証の書換え	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
111	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律	第7条 第1項	オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給等の裁定	設定	９０日	警察本部	警務課	
112	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律	第11条 第1項	国外犯罪被害弔慰金等の支給等の裁定	設定	１年以内	警察本部	警務課	
113	銃砲刀剣類所持等取締法施行令	第24条 第2項	国際競技に参加する外国人に対する許可の期間	設定	２日	警察本部	警務課	
114	道路交通法施行令	第13条 第1項	緊急自動車の指定	未設定 イ	３０日	警察本部	警務課	
115	道路交通法施行令	第14条の2第2号	道路維持作業用自動車の指定	未設定 イ	３０日	警察本部	警務課	
116	道路交通法施行令	第32条の7第2号	19歳から大型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定	設定	３０日	警察本部	警務課	
117	道路交通法施行令	第32条の8第2号	19歳から中型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定	設定	３０日	警察本部	警務課	

118	道路交通法施行令	第33条の5の3第1項第1号ハ	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係るものに限る。）	設定	３０日	警察本部	警務課	
119	道路交通法施行令	第33条の5の3第2項第1号ハ	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係るものに限る。）	設定	３０日	警察本部	警務課	
120	道路交通法施行令	第33条の5の3第4項第1号ハ	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係るものに限る。）	設定	３０日	警察本部	警務課	
121	道路交通法施行令	第34条第2項	普通自動車免許を受けていた期間が通算して１年以上で大型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定	設定	３０日	警察本部	警務課	
122	道路交通法施行令	第34条第4項	普通自動車免許を受けていた期間が通算して１年以上で中型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定	設定	３０日	警察本部	警務課	
123	道路交通法施行令	第34条第5項	19歳から牽引第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定	設定	３０日	警察本部	警務課	
124	道路交通法施行令	第34条第7項	普通自動車免許等を受けていた期間が通算して１年以上で牽引第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定	設定	３０日	警察本部	警務課	
125	道路交通法施行令	第34条第8項	19歳から牽引第二種免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定	設定	３０日	警察本部	警務課	
126	道路交通法施行令	第34条第10項	普通自動車免許等を受けていた期間が通算して１年以上で牽引第二種免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定	設定	３０日	警察本部	警務課	
127	道交法施行規則	第30条の13第1項	運転経歴証明書の再交付	未設定 イ	試験場２日 警察署２０日	警察本部	警務課	
128	遺失物法施行令	第5条 第5号	特例施設占有者の指定	設定	４０日	警察本部	警務課	
129	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則	第7条 第2項	警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付	未設定 イ	１４日 （７日）	警察本部	警務課	
130	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則	第12条 第2項	機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付	未設定 イ	１４日 （７日）	警察本部	警務課	
131	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	第45条	店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
132	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	第55条 第2項	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
133	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	第61条 第2項	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
134	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	第66条 第2項	店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
135	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	第72条 第2項	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
136	暴力追放運動推進センターに関する規則	第7条 第1項	都道府県センターの相談事業規程の承認	未設定 ハ	未設定	警察本部	警務課	
137	暴力追放運動推進センターに関する規則	第7条 第1項	都道府県センターの相談事業規程変更の承認	未設定 ハ	未設定	警察本部	警務課	
138	技能検定員審査等に関する規則	第5条 第2項	技能検定員審査合格証明書の再交付	未設定 イ	５日	警察本部	警務課	
139	技能検定員審査等に関する規則	第8条 第1項	技能検定員資格者証の再交付	未設定 イ	５日	警察本部	警務課	
140	技能検定員審査等に関する規則	第13条 第2項	教習指導員審査合格証明書の再交付	未設定 イ	５日	警察本部	警務課	
141	技能検定員審査等に関する規則	第16条 第1項	教習指導員資格者証の再交付	未設定 イ	５日	警察本部	警務課	
142	古物営業法施行規則	第12条 第1項	行商従業者証及び標識の様式の承認	未設定 ハ	３０日	警察本部	警務課	
143	古物営業法施行規則	第23条	盗品売買等防止団体の承認	設定	６０日	警察本部	警務課	
144	犯罪被害者等早期援助団体に関する規則	第3条 第2項	犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等の変更の承認	設定	未設定	警察本部	警務課	

145	確認事務の委託の手続等に関する規則	第9条 第2項	駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
146	確認事務の委託の手続等に関する規則	第10条 第5項	認定書の再交付	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
147	確認事務の委託の手続等に関する規則	第13条 第1項	駐車監視員資格者証の書換え交付	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
148	確認事務の委託の手続等に関する規則	第13条 第2項	駐車監視員資格者証の再交付	未設定 イ	１４日	警察本部	警務課	
149	探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則	第4条 第2項	探偵業届出証明書の再交付	未設定 イ	１日	警察本部	警務課	
150	公益信託に関する法律	第2条 第1項	公益信託の引受けの許可	設定	１月	警察本部	警務課	
151	公益信託に関する法律	第6条	信託条項の変更の認可	設定	１月	警察本部	警務課	
152	火薬類取締法	第17条 第1項	猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可	設定	３日	警察本部	警務課	
153	火薬類取締法	第17条 第8項	譲渡許可証又は譲受許可証の再交付	未設定 イ	１日	警察本部	警務課	
154	火薬類取締法	第19条 第4項	運搬証明書の再交付	未設定 イ	１日	警察本部	警務課	
155	火薬類取締法	第24条 第1項	猟銃用火薬類等の輸入の許可	設定	５日	警察本部	警務課	
156	火薬類取締法	第25条 第1項	猟銃用火薬類等の消費の許可	設定	５日	警察本部	警務課	
157	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第59条 第9項	運搬証明書の書換え	未設定 イ	２日	警察本部	警務課	
158	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第59条 第10項	運搬証明書の再交付	未設定 イ	２日	警察本部	警務課	
159	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	第12条 第3項	防犯登録を行う者の指定	未設定 ハ	３０日	警察本部	警務課	
160	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	第67条 第2項	特例財団法人の吸収合併契約の承認に関する手続の承認	設定	１月	警察本部	警務課	
161	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	第69条 第1項	特例民法法人の合併の認可	設定	１月	警察本部	警務課	
162	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	第92条	特例財団法人の最初の評議員の選任の認可	設定	１月	警察本部	警務課	
163	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	第94条 第6項	特例財団法人の定款の変更の認可	設定	１月	警察本部	警務課	
164	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	第95条	特例社団法人の定款の変更の認可	設定	１月	警察本部	警務課	
165	災害対策基本法施行令	第33条 第1項	緊急通行車両の確認	設定	２日	警察本部	警務課	
166	大規模地震対策特別措置法施行令	第12条 第1項	緊急輸送車両の確認	設定	２日	警察本部	警務課	
167	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令	第3条の2	運搬証明書の書換え	未設定 イ	２日	警察本部	警務課	
168	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令	第3条の3	運搬証明書の再交付	未設定 イ	２日	警察本部	警務課	
169	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令	第21条	運搬証明書の書換え	未設定 イ	２日	警察本部	警務課	
170	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令	第22条	運搬証明書の再交付	未設定 イ	２日	警察本部	警務課	
171	原子力災害対策特別措置法施行令	第8条 第2項	緊急通行車両の確認	設定	２日	警察本部	警務課	
172	武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律施行令	第39条	緊急通行車両の確認	設定	２日	警察本部	警務課	

173	道路交通法施行細則	第3条の2第1項第3号カ	通行禁止除外指定車標章の交付	設定	２０日	警察本部	警務課	
174	道路交通法施行細則	第3条の2第1項第5号ウ及びエ	駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章の交付	設定	２０日	警察本部	警務課	
175	金属くず回収業に関する条例	第3条	金属くず回収業の許可	設定	４０日	警察本部	警務課	
176	金属くず回収業に関する条例	第5条 第4項	許可証の再交付	未設定 イ	14日	警察本部	警務課	
177	金属くず回収業に関する条例	第7条 第2項	許可証の書換え	未設定 イ	14日	警察本部	警務課	
178	遺失物法施行令	第5条 第5号	特例施設占有者の指定	設定	４０日	警察本部	警務課	
179	道路交通法	第8条 第2項	通行許可	設定	５日	警察本部	警務課	
180	道路交通法	第45条 第1項	駐車の許可	設定	３日	警察本部	警務課	
181	道路交通法	第49条の2第5項	駐車の許可	設定	３日	警察本部	警務課	
182	道路交通法	第49条の4第2項	駐車の許可	設定	３日	警察本部	警務課	
183	道路交通法	第56条 第1項	設備外積載の許可	設定	５日	警察本部	警務課	
184	道路交通法	第56条 第2項	荷台乗車の許可	設定	５日	警察本部	警務課	
185	道路交通法	第57条 第3項	制限外積載の許可	設定	５日	警察本部	警務課	
186	道路交通法	第63条 第7項	故障車両の整備確認	未設定 ハ	１日	警察本部	警務課	
187	道路交通法	第77条 第1項	道路の使用の許可	設定	１４日 （７日）	警察本部	警務課	
188	道路交通法	第78条 第5項	道路使用許可証の再交付	未設定 イ	３日	警察本部	警務課	
189	自動車の保管場所の確保等に関する法律	第4条 第1項	自動車の保管場所証明	未設定 イ	７日	警察本部	警務課	
190	自動車の保管場所の確保等に関する法律	第6条 第1項	保管場所標章の交付	未設定 イ	７日	警察本部	警務課	
191	自動車の保管場所の確保等に関する法律	第6条 第3項	保管場所標章の再交付	未設定 イ	１日	警察本部	警務課	
192	自動車の保管場所の確保等に関する法律	第13条 第4項	運送事業用自動車の保管場所標章の交付	未設定 イ	１日	警察本部	警務課	
193	自動車の保管場所の確保等に関する法律	第13条 第4項	運送事業用自動車の保管場所標章の再交付	未設定 イ	１日	警察本部	警務課	
194	道路交通法施行規則	第1条第2項第1号	乳母車の確認	設定	５日	警察本部	警務課	
195	道路交通法施行規則	第1条の5第2項	身体障害者用の車の確認	設定	５日	警察本部	警務課	
196	地方自治法	第238条の4第7項	【行政財産の使用許可】 ＜一般の場合＞ 警察本部長及び札幌方面警察署長が管理する財産	設定	１０日	警察本部	警務課	
197	地方自治法	第238条の4第7項	【行政財産の使用許可】 ＜一般の場合＞ 方面本部長及び当該方面警察署長が管理する財産	設定	２０日 （１０日）	警察本部	警務課	
198	地方自治法	第238条の4第7項	＜北海道財務規則第205条の17第1項第8号に該当する場合＞ 警察本部長及び札幌方面警察署長が管理する財産	設定	４０日 （３０日）	警察本部	警務課	
199	地方自治法	第238条の4第7項	＜北海道財務規則第205条の17第1項第8号に該当する場合＞ 方面本部長及び当該方面警察署長が管理する財産	設定	５０日 （４０日）	警察本部	警務課	
200	地方自治法	第238条の4第7項	運転免許試験場コースの使用許可	設定	１日	警察本部	警務課	